

市町村・都道府県における 障害者虐待の防止と対応の手引き

令和6年7月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

こども家庭庁支援局障害児支援課

目 次

はじめに	1
I 障害者虐待防止と対応の基本	2
1 障害者虐待とは	3
(1) 障害者虐待防止法の成立	3
(2) 「障害者虐待」の定義	3
2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点	18
(1) 障害者虐待防止と対応のポイント	18
(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント	24
3 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等	26
(1) 国及び地方公共団体の責務	26
(2) 国民の責務	27
(3) 保健・医療・福祉等関係者の責務	27
4 市町村及び都道府県の役割と責務	30
(1) 市町村の役割と責務	30
(2) 都道府県の役割と責務	33
5 重篤な障害者虐待事案の検証等の重要性	36
6 障害者虐待防止対策支援	36
II 養護者による障害者虐待の防止と対応	38
1 障害者虐待の防止に向けた取組	39
(1) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発	39
(2) 養護者支援による虐待の防止	39
(3) 虐待防止ネットワークの構築	39
2 障害者虐待の早期発見に向けた取組	43
(1) 通報義務の周知	43
(2) 早期発見に向けて	43
3 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応（市町村）	46
(1) 相談、通報及び届出の受付	47
(2) 対応方針の協議	52
(3) 事実確認、訪問調査による安否確認	54
(4) 立入調査	61
(5) 虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定	67
(6) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応	75
(7) その他の障害者支援	79
(8) 養護者（家族等）への支援	85
(9) 成年後見制度等の活用	89
(10) モニタリング・評価	96
(11) 虐待対応の終結	96
4 財産上の不当取引による被害の防止	98
(1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介	98

(2) 成年後見制度の活用	98
5 養護者による障害者虐待の事例	98
III 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の 防止と対応	100
1 定義・概略	101
2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止	101
(1) 障害者福祉施設等の設置者等の責務	101
(2) 管理者・職員の研修、資質向上	103
(3) 個別支援の推進	103
(4) 開かれた施設運営の推進	104
(5) 実効性のある苦情解決体制の構築	104
(6) 指導監査等による確認	104
(7) 虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施	105
3 相談・通報・届出への対応（市町村）	107
(1) 通報等の受付	108
(2) 市町村による事実の確認	111
(3) 市町村から都道府県への報告	117
(4) 都道府県による事実の確認	121
(5) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使等	121
(6) 特定非営利活動促進法による権限の行使	122
(7) 虐待があった施設の再発防止に向けての支援	127
(8) 障害者福祉施設従事者等による虐待の報道事例	127
(9) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表	129
4 身体拘束に対する考え方	130
(1) 基本的考え方	130
(2) 身体拘束とは	130
(3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点	131
(4) 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用	135
5 行動障害を有する児者に対する支援の質の向上	136
(1) 行動障害を有する児者の支援と研修の必要性	136
(2) 強度行動障害支援者養成研修の適切な実施	136
(3) 支援体制の更なる拡充について	137
6 性的虐待の防止	138
(1) 性的虐待の特徴	138
(2) 自治体における性的虐待の防止に向けた対応	139
IV 使用者による障害者虐待の防止と対応	141
1 定義・概略	142
2 使用者による障害者虐待の防止	142
(1) 労働関連法規の遵守	142
(2) 労働者への研修の実施	142
(3) 苦情処理体制の構築	143

3 相談・通報・届出への対応.....	144
(1) 通報等の受付.....	145
(2) 市町村・都道府県による事実の確認等.....	148
(3) 市町村から都道府県への通知.....	151
(4) 都道府県から都道府県労働局への報告.....	151
(5) 都道府県労働局による対応.....	159
(6) 都道府県等による障害者支援.....	159
(7) 使用者による障害者虐待の状況の公表.....	159
V 参考資料.....	161
事例で示す養護者による障害者虐待対応におけるポイント・養護者支援に関するポイント	
.....	162
○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律.....	184
○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令.....	196
○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則.....	197
【参考文献】.....	200

はじめに

政府においては、障害の有無に関わらない多様な生き方を前提にした、共生社会の実現を目指しています。共生社会の実現には、障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、一人ひとりの命の重さは障害のあるなしによって少しも変わることはない、という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合うことが不可欠です。

平成 26 年 1 月に批准した、国連の「障害者の権利に関する条約」は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めています。

平成 25 年 6 月に改正された「障害者基本法」の目的には、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが定められています。

また、平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の基本理念においては、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならないことが定められました。

平成 28 年 4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことや、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が定められています。

障害者虐待防止においても、共生社会の実現及び権利擁護の考え方を共有することを前提に進めることが重要です。

I 障害者虐待防止と対応の基本

1 障害者虐待とは

(1) 障害者虐待防止法の成立

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。こうした点等に鑑み、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成 23 年 6 月 17 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という）が議員立法により可決、成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

(2) 「障害者虐待」の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です（対応の初期段階では、障害者であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも適切に対応することが重要）。また、ここでのいう障害者には 18 歳未満の者も含まれます。

障害者虐待防止法では、障害者虐待を、ア）養護者による障害者虐待、イ）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及びウ）使用者による障害者虐待に分け（第 2 条第 2 項）、以下のように定義しています。

なお、法第 3 条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。同条で禁止されている虐待は、「障害者虐待」より範囲が広いと考えられます。

ア 養護者による障害者虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

養護者による障害者虐待とは、養護者が養護する障害者に対して行う次のいずれかに該当する行為とされています。なお、経済的虐待については、養護者のみならず、障害者の親族による行為が含まれます。

- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、18歳未満の障害児に対する養護者による虐待は、総則等全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業 ・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センターを運営する事業 ・ 福祉ホームを運営する事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 障害児通所支援事業 	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助</p> <p>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援</p>

(障害者虐待防止法第2条第4項)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待とは、障害者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為とされています（以下、下線を施した部分は、養護者による障害者虐待と規定が異なる点）。

- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、高齢者関係施設等の利用者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用されます。児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されますが、18歳以上で障害者総合支援法の給付を受けて入所している者に対しては、障害者虐待防止法が適用されます。

障害者福祉施設従事者等が勤務時間外又は施設等の敷地外で当該施設等の利用者である障害者に対して行った虐待を含みます。

「障害者福祉施設従事者等による虐待」の対象となる施設、事業は、P4の通り限定列举となっています。このため、上記に該当しない施設等については、障害者虐待防止法上の「障害者福祉施設従事者等による虐待」の通報義務の規定は適用されません。しかしながらこのことは、限定列举されていない施設等における障害者虐待についての通報・相談自体を妨げるものではないと解釈できます。障害者虐待防止法の「障害者福祉施設従事者等による虐待」の通報義務の対象になっていない施設等であっても、障害者虐待が発生するケースは考えられます（地域生活支援事業の一部のメニューや自治体独自のサービス等）。

その場合は、通報・相談の内容について適切に相談対応等を行い、管理監督、処分権限をもつ部門へ適切に引き継ぐことや、必要に応じて、関係法令を所管する機関への情報提供等を行います。

ウ 使用者による障害者虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。

使用者による障害者虐待とは、使用者が行う次のいずれかに該当する行為とされています。

- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準じる行為を行うこと。
- ⑤ 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18 歳未満や 65 歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

エ 虐待行為に対する刑事罰

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

- ① 身体的虐待：刑法第 199 条殺人罪、第 204 条傷害罪、第 208 条暴行罪、第 220 条逮捕監禁罪
 - ② 性的虐待：刑法第 176 条不同意わいせつ罪、第 177 条不同意性交等罪（令和 5 年 7 月改正）
 - ③ 心理的虐待：刑法第 222 条脅迫罪、第 223 条強要罪、第 230 条名誉毀損罪、第 231 条侮辱罪
 - ④ 放棄・放置：刑法第 218 条保護責任者遺棄罪
 - ⑤ 経済的虐待：刑法第 235 条窃盗罪、第 246 条詐欺罪、第 249 条恐喝罪、第 252 条 横領罪
- ※ただし、刑法第 244 条、第 255 条の親族相盗例に注意。

刑事訴訟法第 239 条第 2 項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の可否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要）。

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

近年の刑法の見直しの経緯としては、「刑法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 72 号）」が平成 29 年 7 月に施行されました。従来は、「姦淫」（性交）のみが「強姦罪」の処罰の対象とされていましたが、この改正により、罪名を「強姦罪」から「強制性交等罪」とし、性交だけでなく、口腔性交や肛門性交（以下「性交等」という。）についても、同じ罪として処罰することとされました。また、従来は、被害者が女性に限られていたところ、被害者の性別を問わないこととされ、男性が男性に対して性交等をすることも「強制性交等罪」として処罰することとされました。併せて、法定刑の下限を懲役 3 年から 5 年に引き上げる改正が行われています。さらに、この「強制性交等罪」を含む性犯罪については、被害のあったご本人にとって、告訴することが精神的負担になる場合があることを踏まえ、その負担を軽減するため、「非親告罪」（告訴がなくても起訴できる犯罪）とされたところです。

加えて、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 66 号）」が、令和 5 年 7 月に施行されます。この改正により、これまでの「強制性交等罪・準強制性交等罪」が「不

同意性交等罪」、「強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪」が「不同意わいせつ罪」に罪名が変更され、その適用要件は、以下のとおりとなります。

1 次の①から⑧までの行為・事由その他これらに類する行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期拘禁刑に処する。

- ① 暴行・脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコール・薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成・表明・全うするいとまの不存在
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応
- ⑧ 経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、1と同様とする。

3 16歳未満の者に対し、性交等をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）も、1と同様とする。

（参考① 65歳以上の障害者への虐待について）

65歳以上の障害者については、「障害者虐待防止法」と「高齢者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。上記の2つの法律の間に優先劣後の関係はないため、高齢所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになります（障害者の状況等に鑑み、高齢者施設への保護が適当な場合は、高齢者虐待防止法を利用する等）。

（参考② 養護、被養護の関係にない障害者への虐待について）

障害者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合（お互いに自立した障害者の夫婦間での暴力等）、障害者虐待防止法の対象外となり、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV法」という。）や刑法等により対応することになります。しかし、通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、「養護者による障害者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要です。

【参考1】養護者による障害者虐待類型（例）

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 など <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず障害者を乱暴に取り扱う行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事や飲み物を口に入れる。 など <p>④ 正当な理由のない身体拘束。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱やいすやベッドに縛り付ける。医学的判断に基づかない投薬によって動きを抑制する。ミトンやつなぎ服を着せる。 など ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など
性的虐待	<p>○ あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など
心理的虐待	<p>○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害に伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、障害者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する ・排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
放棄・放置	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、障害者の生活環境や、障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・支援者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 ・必要な障害福祉サービスを利用させない、利用を制限する。 など <p>③ 同居人等による障害者虐待と同様の行為を放置する。</p>
経済的虐待	<p>○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。 など

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）

区分	
身体的虐待	<p>① 暴力的行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など <p>③ 正当な理由のない身体拘束</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすやベッドなどに縛り付ける。 ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。 ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。 ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
性的虐待	<p>○ あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せない

	ための配慮をしない。 など
心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言ひ脅す。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。 など <p>③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無視する。 ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ等を無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など <p>④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など <p>⑤ 交換条件の提示</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしない」などの交換条件を提示する。 <p>⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 など <p>⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
放棄・放置	<p>① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。 など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など <p>④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>

経済的虐待	<p>○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・ 年金や賃金を管理して渡さない。 ・ 年金や預貯金を無断で使用する。 ・ 本人の財産を無断で運用する。 ・ 事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など
-------	--

使用者による障害者虐待類型（例）

区分	
身体的虐待	<p>① 暴力的行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ ぶつかって転ばせる。 ・ 刃物や器物で外傷を与える。 ・ 本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が苦痛な姿勢や、危険が及ぶ環境での仕事を強要する。 ・ 乱暴に車いすに移乗させる。 など <p>③ 正当な理由のない身体拘束</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすやベッドなどに縛り付ける。 ・ 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。 ・ 自分の身体で本人を押さえつけて行動を制限する。 ・ 自分の意思で開けることのできない部屋等に隔離する。
性的虐待	<p>○あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キス、性器等への接触、性交。 ・ 性的行為を強要する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。など
心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「できないなら辞めろ」「辞めてもらうことになる」「退職届持ってこい」などと言ひ脅す。 など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・「臭い」「汚い」などと言う。 ・「使えない」「クズ」「無能」「給料泥棒」「何をやらせてもダメ」「じゃま」「頭おかしい」「お前は嫌われている」などと言う。 ・「障害者だからって甘えるな」「支援者がいないと何もできないのか」などと言う。 ・「ブス」などの容姿を侮辱する発言をする。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・体調が悪く休んだことに対し「ずる休みするな」などと言う。 など <p>③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の社員に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・他の社員に個人情報等を言いふらす。 ・本人の意思に反して障害の内容を他の社員に伝える。 ・話しかけ等を無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の社員にやらせる）。 ・本人の障害から明らかにできない仕事を押し付ける。 など <p>④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が仕事を要求しているにもかかわらず「いそがしい」と言って取り合わない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ どうせできないと決めつけて仕事を与えない。 ・ 本来の仕事ではない、お茶くみや草むしり等の過小な仕事ばかり与える。 など <p>⑤ 交換条件の提示</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「これができたら辞めなくてもいい」「辞めたくないならこれをしなさい」などの交換条件を提示する。 <p>⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無視する。 ・ 本人の意思を無視して、社内の懇親会や行事等に参加させない。 ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など <p>⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・ 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 など
放棄・放置	<p>① 必要とされる職場環境の改善や配慮を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人にとって危険な状況を改善しない。 ・ 健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）で働かせる。 ・ 障害に配慮しない環境を継続させ、放置する。 など <p>② 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・ 必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など <p>③ 障害者の権利や尊厳を無視した行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 ・ 「自分で考えろ」と繰り返し何も対応しない。 など <p>④ 他の労働者による虐待行為を放置すること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の社員がからかっている状況を放置する。 ・ 他の社員が悪口を言っているのに注意しない。 ・ 他の社員が無視をしている状況を放置する。 ・ 他の社員が性的な言動をしたことを放置する。 など <p>⑤ その他上記に準ずる行為を行うこと</p>

経済的虐待	<p>○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低賃金を払わない。 ・ 決められた給料を払わない。 ・ 給料の支払いを遅らせる。 ・ 不明な金銭を給料から天引きする。 ・ 年金や賃金を管理して渡さない。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 など
-------	---

【参考 2】 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所 ※ 5
		障害者総合支援 法		介護保 険法等	児童福祉法				
		障害福 祉サー ビス事 業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含 む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等 ※ 3	障害児 相談支 援事業 所		
18 歳 未 満	<u>児童虐待 防止法</u> ・被虐待 者支援 (都道府県) ※ 1	<u>障害者虐 待防止法</u> ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	<u>障害者虐 待防止法</u> ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—	<u>障害者虐 待防止法</u> (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	<u>児童福祉 法</u> ・適切な 権限行使 (都道府県) ※ 4	<u>障害者虐 待防止法</u> (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	<u>障害者虐 待防止法</u> ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	<u>障害者虐 待防止法</u> ・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)
18 歳 以上 65 歳 未 満	<u>障害者虐 待防止法</u> ・被虐待 者 支援 (市町村)			—	(20 歳まで) ※ 2	【20 歳まで】	—		
65 歳 以上	<u>障害者虐 待防止法</u> <u>高齢者虐 待防止法</u> ・被虐待 者支援 (市町村)				【特定疾病 40 歳以上】	—			
				<u>高齢者虐 待防止法</u> ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—	—	—		

※ 1 養護者への支援は、被虐待者が 18 歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV 法の対象にもなる。

※ 2 放課後等デイサービスのみ

※ 3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第 33 条の 10）

※ 4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

※ 5 令和 4 年の精神保健福祉法改正により、令和 6 年 4 月から、精神科病院における業務従事者による障害者虐待については精神保健福祉法の対象となっている。

2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1) 障害者虐待防止と対応のポイント

障害者虐待防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障害者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築することが必要です。

ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

虐待は、被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待が発生してからの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要です。このため、まず、住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図ることが必要です。

また、障害者やその家族等が孤立することのないよう、地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進する等養護者の負担軽減を積極的に図ります。

障害者福祉施設等は、今後、より高いレベルで虐待防止に向けた取組を進める必要があります。例えば、第三者評価を受けることや虐待防止委員会の設置、内部研修や会議等を通じて施設内での円滑なコミュニケーションを図る、等が有効です。

行政としても、介護技術に関する研修の実施やマニュアルの普及等により、虐待の早期発見や支援の質の向上による虐待の防止を図ることが重要となります。

それぞれの地域において、（自立支援）協議会等の場を活用して、このようにリスク要因を低減させるため関係機関の連携による積極的な取組を行うことが重要です。

イ 虐待の早期発見・早期対応

障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要です。このため、まずは障害者虐待防止法に規定された通報義務を周知していくことが必要です。また、障害者虐待防止法では、国・地方公共団体のほか（第6条第1項）、保健・医療・福祉・使用者等の関係者も虐待の早期発見に努めることとされています（第6条第2項）。これら関係者は、虐待問題に対する意識を高く持たねばなりません。さらに、地域組織との協力連携、ネットワークの構築等によって、虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。

また、各障害者支援施設や障害福祉サービス事業所から事故報告書が提出された場合には、その内容が虐待に当たらないか注意が必要です。

虐待は夜間や休日にも発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できる体制を構築し、関係機関や住民に周知する必要もあります。

「Ⅱ―2 (2)【参考】障害者虐待発見チェックリスト」は、障害者虐待等のサインの例です。このようなチェックシートを関係機関や地域住民と共有することも有効です。

ウ 障害者の安全確保を最優先する

障害者虐待に関する通報等の中には、障害者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

また、障害者本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、障害者の安全確保を最優先するために入院や措置入所等の緊急保護を必要とする場合があります。ただし、このような緊急的な保護を実施した場合には、養護者に対し特にその後の丁寧なフォローアップが必要となることに留意が必要です。

エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

虐待を受けた障害者は、本来持っている生きる力や自信を失っている場合も多くみられます。障害者が主体的に生きられるよう、生活全体への支援を意識しながら、障害者が本来持っている力を引き出す関わりを行い（エンパワメント）、本人の自己決定を支援する視点が重要です。法が目指すのは、障害者が地域において自立した生活を円滑に営めるようにすることです（法第 41 条）。

一方、在宅の虐待事案では、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者や家族自身が、何らかの特性、経済状態、住居環境、近隣関係、親族との関係、医療的問題などの問題を抱えていることが少なくなく、それらが複合・連鎖的に作用し虐待に至っているという構造的な問題把握が重要です。このような場合、一時的な助言や注意、あるいは経過観察のみではなかなか改善が望みにくく、放置すれば循環的に事態が悪化・膠着化するのが通常であるため、障害者の安全確保を最優先としつつ、積極的に養護者支援を展開していくことが求められます（養護者支援の具体的内容については、「Ⅱ―3（8） 養護者（家族等）への支援」を参照してください）。

これら障害者支援や養護者支援の取組は、関係者による積極的な働き掛けや仲介によって信頼関係を構築しながら、時間をかけて行うことが必要です。

なお、施設や職場での虐待事案においても、虐待をした障害者福祉施設従事者等や使用者自身に支援が必要である場合や、職場環境に問題を抱える場合など、構造的な背景を有することが少なくありません。法律は、「障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、…障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。」（法第 15 条）、「障害者を雇用する事業主は、…使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。」（法第 21 条）として、それぞれの施設や職場における支援を求めているところですが、市町村や都道府県も当該事業者に対する助言等、適切な支援を行うことが求められます。

オ 十分な情報収集と正確なアセスメント

虐待の状況や背景を理解するためには、情報の十分な収集が重要です。伝聞情報かそれとも直接聞いた情報か、誰から聞いた情報か、目撃した事実かどうかなどに注意して、正確に聞き取る必要があります。また、適切な養護者支援を検討するためには、障害者を取り巻く生活歴や生活状況についての十分な聴き取りが大切です。

こうして収集した情報を元に、組織として正確なアセスメントを実施することが、的確な判断につながります。また、アセスメントを市町村と都道府県とで共有したり、地域の関係機関と共同でアセスメントを実施することも重要です。

カ 障害者虐待対応と個人情報保護法の対応について

障害者虐待対応においては、市町村や障害者虐待防止センター、関係機関等が、障害者や養護者等の氏名や住所、病名など、要配慮個人情報（※）を含む個人情報を取り扱う場面があります。また、障害者福祉施設従事者等や使用者による障害者虐待の事実確認等の対応においても、調査の迅速性・密行性が求められる中で、障害者福祉施設等や障害者を雇用する事業所、関係機関等と情報の取得や共有を図る必要があります。ここでは、地方自治体及び民間事業者の個人情報の取扱いについて原則的な内容を整理しています（虐待対応の各場面における個人情報の取扱いについては、各章において記載）。

虐待対応部署においては、日頃から虐待対応で連携する行政機関内の他の部署や虐待対応協力者等との間でこれらの取扱いについて周知・共有しておく必要があります。

（※）参考

○個人情報保護法第2条

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1～2 略

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

○個人情報保護法施行令第2条

（要配慮個人情報）

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

①地方自治体における個人情報の取扱い

都道府県・市町村（直営の都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センター及び基幹相談支援センターを含む）において、虐待の事実確認と対応の事務を行うに当たっ

ては、自治体内の他の部署や、民間事業者（障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の虐待対応協力者、業務委託を受けた都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターや基幹相談支援センター等）、他の地方自治体との間で、迅速に情報の収集を行い、あるいは、情報の提供をする必要があります。

地方自治体の個人情報の取扱いについては、従前は各地方自治体ごとに定める個人情報保護条例等に基づいていましたが、個人情報保護法改正により、個人情報保護に関する地方自治体の規律も、個人情報保護法第5章によって統一されることになりました（令和5年4月1日施行）。

具体的には、行政機関等が個人情報を保有するにあたっては、個人情報保護法第61条第1項の規定に基づき、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要があります。

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

障害者虐待防止法に基づく事実確認や対応の事務は、障害者虐待防止法第9条第1項に基づく事実確認のための措置や同法第19条に基づく社会福祉法、障害者総合支援法等による権限行使、同法第26条に基づく労働関係法規による権限行使だけでなく、任意（運営指導を含む）の事実確認や協議によるものも含め「法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務」に該当しますので、当該事務を遂行するために必要な個人情報は、個人情報保護法第61条第1項に基づき保有し、利用目的の範囲内で利用することができます。

また、地方自治体による保有個人情報の利用・提供については、個人情報保護法第69条第1項において、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされていますが、例外的に、同条第2項各号に該当する場合には、臨時的な利用及び提供であれば、利用目的以外の目的であっても、利用・提供することが可能とされています。

行政機関等から利用及び提供する場合

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で

<p>利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。</p>
--

養護者による障害者虐待及び障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の対応については、個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に基づき、地方公共団体の保有個人情報を利用・提供することが可能です（具体的にどの法令に該当するかについては、各章において記載）。

また、使用者による障害者虐待における虐待対応に伴って地方公共団体の保有個人情報を提供する場合については、都道府県労働局による虐待対応に協力する場合には、同項の「法令に基づく場合」に基づき、提供することが可能です。

一方、市町村・都道府県による虐待対応に協力する場合には、障害者を雇用する事業所に対する指導権限がないことから、同項の「法令に基づく場合」には該当しません。したがって、同法第 61 条第 1 項に基づき特定された利用目的以外のために提供はできないことが原則となりますが、同法第 69 条第 2 項の各号の規定に該当する場合には、例外的に、利用目的以外のために提供することが可能です（具体的な取扱いについては、IV 章において記載）。

②民間事業者（障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の虐待対応協力者、業務委託を受けた都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターや基幹相談支援センター等）における個人情報の取扱い

市町村が虐待の有無や緊急性の判断を行う上で、医療・福祉等関係者（個人情報取扱事業者）や地域住民からの通報や情報提供が不可欠です。個人情報保護法令への十分な理解がないと、通報をためらうこと等により、市町村が行う事実確認や緊急性の判断、対応方針検討のための当該世帯の情報収集等に困難が生じ、虐待の有無の判断ができない、的確な対応方針がたてられないなどの問題が生じる可能性があります。

虐待のおそれのある世帯に関する様々な情報は、極めて秘匿性の高いものであり、関係者・関係機関等にも守秘義務がありますので、それを遵守することが必要ですが、障害者の権利と利益、生命、身体又は財産の危険にもかかわる問題であり、情報を適切に集収・共有することに高い優先順位があります。

この趣旨により、障害者虐待防止法は、国民に通報義務を課し（同法第 7 条、第 16 条、

第 22 条)、国及び地方公共団体に虐待の事実確認のための権限を付与しており(同法第 9 条第 1 項、第 19 条、第 26 条)、担当部署からの照会には、民間事業者もこれに協力するよう努める必要があります(同法第 6 条第 3 項)。

また、個人情報取扱事業者が保有する個人データの提供については、個人情報保護法第 27 条第 1 項において、原則として本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、同条各号に掲げる場合においては、第三者に提供することが可能とされています。

個人情報取扱事業者から提供する場合

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

2～6 (略)

そのため、医療・福祉等関係者や、市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センター及び基幹相談支援センター等の個人情報取扱事業者が国及び地方自治体による虐待対応に伴って保有する個人データを提供するにあたっては、このような個人情報保護法の規律に従って適切に対応する必要があります。

基本的には、養護者による障害者虐待及び障害者福祉施設従事者等による障害者虐待における地方公共団体の虐待対応に伴って個人情報取扱事業者が保有する個人データを提供する場合には、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に基づき、提

供することが可能です（具体的にどの法令に該当するかについては、各章において記載）。

また、使用者による障害者虐待における虐待対応に伴って個人情報取扱事業者が保有する個人データを提供する場合については、都道府県労働局による虐待対応に協力する場合には、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に基づき、提供することが可能です。

一方、市町村・都道府県による虐待対応に協力する場合には、障害者を雇用する事業所に対する指導権限がないことから、同条同項第 1 号の「法令に基づく場合」には該当しませんが、他の各号の規定に該当する場合には、提供することが可能です（具体的な取扱いについては、IV 章において記載）。

キ 関係機関の連携・協力による対応と体制

障害者虐待の発生には、家庭内での長年の人間関係や介護疲れ、障害に対する理解不足、経済的問題等様々な要因が複雑に影響している場合も多く、支援に当たっては障害者や養護者の生活を支援するためのさまざまな制度の活用や知識が必要となります。そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携を取りながら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要です。

ク 十分な説明と見通しを示す

市町村は、養護者に対して、なぜ関わる必要があるのか、どういう支援ができるのかを丁寧に説明し、改善に向けての見通しを示すことが大切です。

これまで誰の支援もない中で市町村が介入し、虐待と言われて分離されることに養護者が納得できず、その後の見通しを持っていないことなどから不安を募らせ、かえって自らの虐待行為や養護環境について振り返ることができなくなるかも知れません。また、障害者自身もその後の見通しが持てず不安を強めることがあります。したがって、障害者と養護者の双方に対して、市町村の考え方を十分に伝え、また、障害者や養護者等と一緒に考えながら、今後の展望や障害者と養護者がすべきことを提示することが必要です。

（２）障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合がありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。つまり、虐待事案であることが確定するまでは虐待事案としての対応を行わないという考え方は不適切であるということです。

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。

虐待している側の自覚は問いません。自覚がなくても、障害者は苦痛を感じたり、生活上

困難な状況に置かれていたりすることがあります。

虐待しているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

イ 障害者本人の「自覚」は問わない

障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合等では、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障害者本人から訴えないケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障害者を預かってもらっているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があります。

エ 虐待の判断はチームで行う

障害者虐待の事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け組織的に行うことが必要です。その前提として、それぞれの組織の管理職が虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要です。

相談や通報、届出を受けた市町村や都道府県の職員は、速やかにその情報を組織内で共有し、虐待対応ケース会議等を活用して緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向等について組織的に判断していく必要があります。さらに、事実確認のための調査では、担当者一人に過度な負担が集中することを避けることや、客観性を確保する観点から、複数の職員で対応することが原則です。

3 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

障害者虐待防止法では、虐待の防止、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、障害者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等に対する責務が規定されています。

(1) 国及び地方公共団体の責務

障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、虐待の防止、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援等を行うため、以下の責務が規定されています。

- ① 関係機関の連携強化、支援等の体制整備（第4条第1項）
- ② 人材の確保と資質向上のための研修等（第4条第2項）
- ③ 通報義務、救済制度に関する広報・啓発（第4条第3項）
- ④ 障害者虐待の防止等に関する調査研究（第42条）
- ⑤ 成年後見制度の利用の促進（第44条）

【参考】障害者虐待防止法

（国及び地方公共団体の責務等）

第4条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（調査研究）

第42条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第44条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

（２）国民の責務

国民は、障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています（第５条）。

【参考】障害者虐待防止法

（国民の責務）

第５条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（３）保健・医療・福祉等関係者の責務

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第６条第２項）。同項では、以下の関係者が規定されています。

- ・ 障害福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
 - ・ 障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者 等
- これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています（第６条第３項）。

さらに、以下の関係者については、それぞれの責務が規定されています。

① 障害者福祉施設の設置者等

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備等障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置（第１５条）

② 使用者

労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備等の使用者による障害者虐待防止等のための措置（第２１条）

③ 学校の長

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置（第２９条）

④ 保育所等の長

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置（第３０条）

⑤ 医療機関の管理者

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置（第３１条）

これらのうち、学校、保育所等、医療機関での障害者に対する虐待については、既存の法令に基づき対応可能な部分があることや学校での指導、医療機関での治療行為と虐待行為を第三者が判断することは困難であること等を考慮し、これらの施設の長や管理者に対する間接的な虐待の防

止等を規定することとしたものです。

市町村、都道府県においては、これらの施設の長や管理者が、障害者虐待防止法に規定された虐待の防止措置を講ずるよう、関係部局に対して周知を図ることも必要です。

【参考】障害者虐待防止法

(障害者虐待の早期発見等)

第6条 (略)

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第21条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第29条 学校……略……の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第30条 保育所等……略……の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第31条 医療機関……略……の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

【参考】学校・保育所等・医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取組（例）

学校

求められる取組内容	学校における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の学校所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に校長や担当教員が参加 各学校で虐待防止に関する研修を実施 いじめやハラスメント防止等に関するパンフレット等の作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に学校所管部署担当者が参加 学校管理職を対象とした定例会議の中で、虐待や体罰禁止等に関する研修の実施 各学校で虐待防止研修を実施する場合の支援（企画、講師派遣、予算措置等） 障害理解促進のための冊子の作成
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> いじめや虐待等に関する相談窓口の設置と児童、生徒や保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署、関係福祉施設等との連携 スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の派遣による面接・相談等の実施 特別支援学校職員を活用した巡回相談の実施 他部署と連携した24時間相談ダイヤルの設置 児童・生徒や保護者向けアンケート調査を通じたいじめや虐待等の早期把握
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> いじめや虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校でいじめや虐待等の事例を受理した場合の指導・助言（必要に応じて外部有識者等の派遣） 人権啓発チェックシートを通じた、子どもへの接し方の振り返りの促進
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> 体罰防止月間の実施 障害のある児童、生徒等の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の周知(児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等) 体罰関連行為ガイドラインの作成、周知 障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や児童、生徒等、保護者への理解促進

保育所等

求められる取組内容	保育所等における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の保育所等所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に園長等が参加 各保育所等で虐待防止に関する研修を実施 人権に関する絵本等の配布 児童虐待防止推進月間にのぼり旗の掲出 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に保育所等所管部署担当者が参加 幼保、公民合同の事例検討会にて、発達に課題を抱える児童への関わり方の質の向上支援 様々な障害を理解し安定した保育が行えるように、運動機能障害や発達障害の理解、インクルージョン保育、ユニバーサルデザインなど、障害児保育に関する研修の実施
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 園内に相談窓口（園長・主任級）を設置、保護者への周知 苦情解決体制との連携、外部委員の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援担当（障害児保育担当）の巡回指導の実施、関係機関と保育所等をつなぐ家庭支援担当との連携 子どもの発達についての専門知識を有する者による巡回相談支援 専用ダイヤルの設置による随時電話相談 保育所利用者アンケートの実施
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> 虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、検証、必要な機関への報告、改善の方向性等、担当課も把握し助言等の実施 「保育所における園児への虐待対応マニュアル」にて保育所内の体制などを周知
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> 「人権擁護セルフチェックリスト」の実施による保育士自身の振り返りの実施 保育所職員による市内療育施設への見学 障害のある園児の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の周知(児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等) 巡回相談等での保育士、園への支援を通じた子どもの育ちの支援環境の整備 各保育施設に人権擁護、虐待防止推進委員を配置

医療機関		
求められる取組内容	医療機関における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の医療機関所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に管理者等が参加 各医療機関で患者の人権や虐待防止に関する研修を実施 患者の人権に関する掲示物の掲示、広報物等の配布 虐待防止のための職員行動指針の策定、掲示 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に医療機関所管部署担当者が参加 県内全精神科病院への「患者の人権に関する研修」の実施要請 保健所等に新たに配属された職員に対し、措置入院者等の手続や適切な対応についての研修を実施
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護に関する相談窓口（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権110番等）の周知 精神科入院患者への処遇改善請求窓口、人権擁護主幹部局の相談窓口等の周知 職員、患者等に対する通報先の明示 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知 庁内に設置する医療安全相談窓口にて、医療者からの相談も受付
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者からの意見箱への意見投書内容について人権擁護委員会による検討、回答の掲示 虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築、マニュアルの作成 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 実地指導において相談や通報窓口周知の掲示や意見投書への対応状況等の確認 虐待等の事例が発生した場合は必ず報告するよう周知 虐待等の事例を受理した場合の立入調査、医療機関における対応への指導
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> 外部委員を擁する人権擁護委員会の設置 病院職員が職場や自分自身の支援内容を振り返る際に活用する自己チェックの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全精神科病院への人権擁護委員会の設置要請・自治体が独自に作成した「障がい者対応のガイドブック」を精神科病院に送付、周知

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

4 市町村及び都道府県の役割と責務

（１）市町村の役割と責務

ア 養護者による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障害者の安全確認、通報等に係る事実確認、障害者虐待対応協力者との対応に関する協議（第9条第1項）
- ② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置及びそのための居室の確保（第9条第2項、第10条）
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第9条第3項）
- ④ 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第11条、第12条）
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障害者に対する養護者の面会の制限（第13条）
- ⑥ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障害者が短期間養護を受ける居室の確保（第14条）
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第35条）

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告（第17条→省令第2条）
- ② 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）

ウ 使用者による障害者虐待について

通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知（第23条）

エ 市町村障害者虐待防止センターの機能と周知

市町村は、障害者福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設において、市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされています。（第 32 条第 1 項）

その具体的な業務は次のとおりです。

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理（第 32 条第 2 項第 1 号）
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言（第 32 条第 2 項第 2 号）
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（第 32 条第 2 項第 3 号）

市町村障害者虐待防止センターは、休日や夜間においても速やかに対応できる体制を確保することが必要です。

市町村は、市町村障害者虐待対応協力者（基幹相談支援センター等）のうち適当と認められるものに、市町村障害者虐待防止センターの業務の全部又は一部を委託することができます（第 33 条第 1 項）。

この場合、通報等の受理について市町村障害者虐待対応協力者に委託するときには、通報等があった場合に、速やかに障害者の安全確認その他事実の確認、具体的な対応についての協議ができるよう、市町村の担当部局との常時の連絡体制を確保することが必要です。

市町村は、市町村障害者虐待防止センター、市町村障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、これらを住民や関係機関に周知しなければなりません（第 40 条）。

市町村障害者虐待防止センターが、障害者虐待の通報窓口であることや市町村の担当部局名・機関名、その電話番号等についても周知しなければなりません。また、休日・夜間対応窓口についても併せて周知することが必要です。

（市町村障害者虐待防止センター等の周知事項の例）

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは下記まで

【日中（〇時～〇時）】

〇〇市役所 □□課 △△係 TEL 〇〇－〇〇〇〇 FAX 〇〇－〇〇〇〇

〇〇市障害者虐待防止センター TEL △△－△△△△ FAX 〇〇－〇〇〇〇

〇〇地域基幹相談支援センター TEL ××－×××× FAX 〇〇－〇〇〇〇

【休日夜間（〇時～〇時）】

〇〇地域基幹相談支援センター（携帯）TEL ×××－××××－××××

携帯メールアドレス aaaaa@bbbb.ne.jp

市町村障害者虐待防止センターが行う、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（第 32 条第 2 項第 3 号）においては、障害者や家族等に対する障害者虐待防止法の理解のための研修を実施することも有効です。

知的障害等により、わかりやすい説明が必要な障害者については、知的障害者等にとってわかりやすい障害者虐待防止法、障害者総合支援法のパンフレットを活用して研修を行うことなどが考えられます（「わかりやすいパンフレット」は、厚生労働省ホームページの次の URL からダウンロードできます。

性的虐待の被害に遭った障害者は女性の割合が高いことから、女性の障害者に対しては、性的虐待に関してどのような行為が性的虐待に該当するのか、性的虐待に遭いそうになった場合どのように対処したらよいのか、被害に遭ってしまった場合、誰にどのように相談したらよいのかなどを研修内容に取り入れることも検討します。

オ 障害者虐待以外の通報・届出への対応等

障害者虐待防止法では、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に通報義務が定められていますが、法第3条に定める「何人も障害者を虐待してはならない」の主旨に立ち返れば、それ以外の者から行われた障害者に対する虐待を発見した人から、任意の虐待通報が行われる場合が考えられます。例えば、学校、保育所等、医療機関を利用する障害者が虐待に遭った場合や養護者以外の第三者が障害者に対して虐待を行った場合、公共交通機関等で移動中の障害者に対して虐待が行われている現場を目撃したとの通報等が想定されます。

そのような場合、通報義務のある障害者虐待に該当しないことを理由に受付けないという対応は当然するべきではなく、通報・届出の内容を聞き取り、学校、保育所等、医療機関、公共交通機関等で起きた虐待事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐことや、必要に応じて市町村や都道府県が対応することが求められます。このような通報に備えて、市町村や都道府県では、それらを所管する市町村、都道府県、警察の担当部署等を事前に確認し、実際に通報があった場合の対応や連絡、引き継ぎ方法を確立しておく必要があります。

なお、学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待に関しては、法律で、関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとされていますので（法第29条～第31条）、担当部署等との間で当該規定を確認するとともに、学校等における当該措置の実施状況の確認を要請するなど、実効的な解決に向けた支援が望まれます。

（参考① 学校における障害者への虐待について）

学校における障害者への虐待については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び学校教育法の規定に基づき、教育委員会、校長、指導教諭等が管理、監督をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、市町村、都道府県の教育委員会、教育センターが考えられます。

（参考② 保育所等における障害者への虐待について）

保育所等における障害者への虐待については、子ども・子育て支援法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、都道府県、市町村、園長、指導保育教諭等が管理、監督をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、市町村、都道府県の保育課、子育て支援課が考えられます。

(参考③ 医療機関における障害者への虐待について)

医療機関における障害者への虐待については、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、都道府県の医務課、医療課等が考えられます。

なお、令和4年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月から新たに精神科病院における業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報すること等が義務となりました。また、市町村においては、精神科病院における障害者への虐待について相談等があった場合は、都道府県に適切につなぐ等、連携を図っていく必要があります。

また、障害者虐待の要因には様々なものがあるため、苦情相談や事故報告という形を含め、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性もあります。他の窓口や関係機関等に相談や通報・届出が入った場合にも、速やかに担当窓口に連絡が入るように、行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で連携体制や情報共有の仕組みを整備しておくことも必要です。

この他、市町村や委託を受けた市町村障害者虐待対応協力者は、専門的知識や経験を有し、かつ事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないとされています（第34条）。専門職の配置がない市町村については、専門職を配置する、専門職の活用について他の自治体との連携体制を整備するなどの取組みが望まれます。

カ その他（財産上の被害防止等について）

- ① 養護者、親族又は障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介（第43条第1項）
- ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者に係る成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第43条第2項）

（2）都道府県の役割と責務

ア 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況やその際に採った措置等の公表（第20条）

イ 使用者による障害者虐待について

使用者による障害者虐待に係る事項の都道府県労働局への報告（第24条）

ウ 都道府県障害者権利擁護センターの機能と周知

都道府県は、障害者福祉所管部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにすることとされています。

す。(第 36 条第 1 項)

その具体的な業務は次のとおりです。

- ① 使用者虐待に関する通報又は届出の受理 (第 36 条第 2 項第 1 号)
- ② 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助 (第 36 条第 2 項第 2 号)
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介 (第 36 条第 2 項第 3 号)
- ④ 障害者及び養護者に対する支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等 (第 36 条第 2 項第 4 号)
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供 (第 36 条第 2 項第 5 号)
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発 (第 36 条第 2 項第 6 号)
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援 (第 36 条第 2 項第 7 号)

都道府県障害者権利擁護センターは、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による虐待を問わず、市町村に対する情報提供、助言その他の援助を行う必要があります (第 36 条第 2 項第 2 号)。都道府県障害者権利擁護センターとしては、日頃から事例の把握、分析に努めることが大切です。一方、通報を受けた市町村に十分な経験がない場合、市町村は積極的に都道府県障害者権利擁護センターに相談し、同センターは具体的な助言や関係機関の連絡調整についての援助を行うことが求められます。援助の内容としては、都道府県障害者権利擁護センターが管内市町村向けのマニュアルや調査票を作成することや、圏域外への分離が必要な事案を想定して広域調整の仕組みを作ることなども考えられます。

都道府県障害者権利擁護センターは、休日や夜間における使用者による障害者虐待についても速やかに対応できる体制を確保することが必要です。

都道府県は、都道府県障害者虐待対応協力者 (都道府県社会福祉協議会等) のうち適当と認められるものに、都道府県障害者権利擁護センターが行う上記業務 (②を除く) の全部又は一部を委託することができます (第 37 条第 1 項)。

都道府県は、都道府県障害者権利擁護センター、都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示する等により、住民や関係機関に周知しなければなりません (第 40 条)。

都道府県障害者権利擁護センターが、使用者による障害者虐待の通報窓口であることや都道府県の担当部局・都道府県障害者権利擁護センター名、その電話番号等についても周知しなければなりません。また、休日・夜間対応窓口についても併せて周知することが必要です。

(都道府県障害者権利擁護センター等の周知事項の例)

【日中 (〇時～〇時)】

〇〇県庁 □□課 △△係 TEL 〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇
〇〇県障害者権利擁護センター TEL △△-△△△△ FAX 〇〇-〇〇〇〇

【休日夜間 (〇時～〇時)】

〇〇県障害者権利擁護センター (携帯) TEL ×××-×××-××××
携帯メールアドレス aaaaa@bbbb.ne.jp

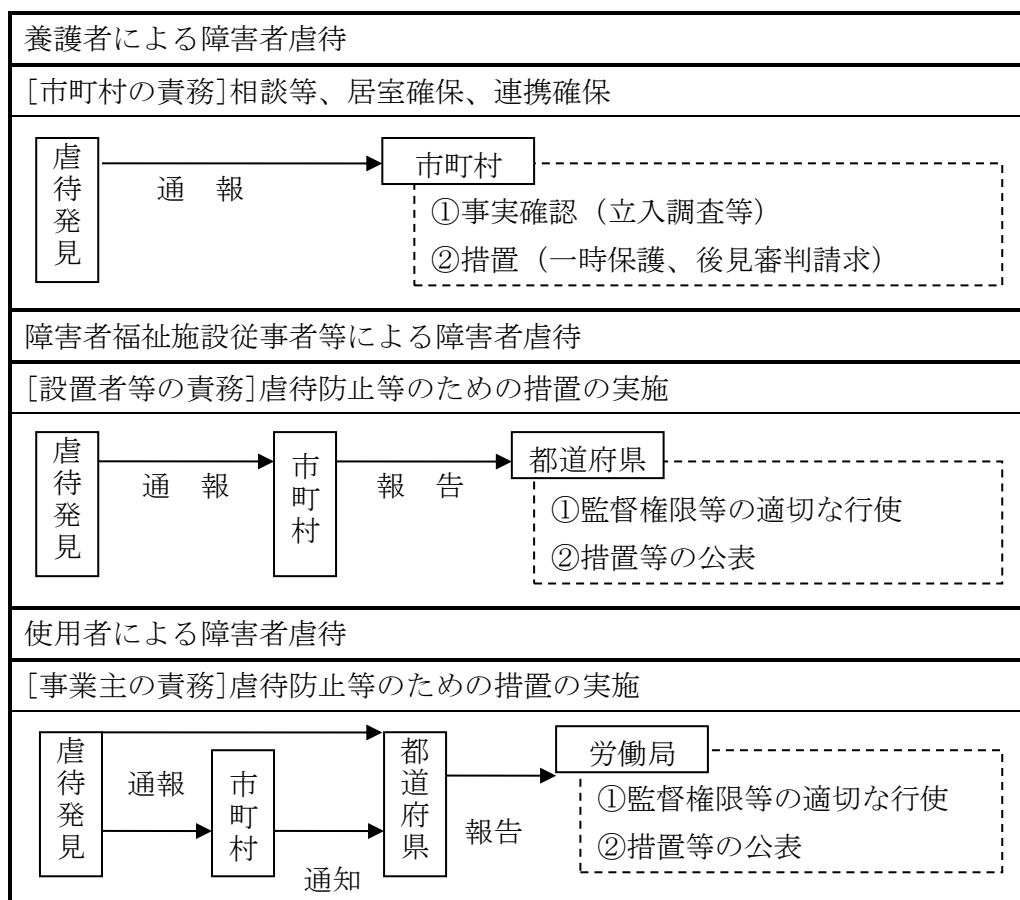
障害者虐待の要因には様々なものがあるため、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性もあります。他の窓口や関係機関等に相談や通報・届出が入った場合にも、速やかに担当窓口につながるように、行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で事前に連携体制を整備しておくことも必要です。

この他、都道府県や委託を受けた都道府県障害者虐待対応協力者は、専門的知識や経験を有し、かつ事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないこととされています（第38条）。

エ その他

その他、都道府県は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこととされています（第39条）。

（参考）障害者虐待防止等のスキーム



5 重篤な障害者虐待事案の検証等の重要性

死亡やそこに至らないまでも生命・身体等に重大な影響があった障害者虐待事案が発生した場合は、事態が収束した後、できる限り速やかに発生した障害者虐待事案の検証を実施します。

検証の実施主体は、養護者による障害者虐待については市町村、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待については都道府県とすることが考えられます。

なお、いずれの類型においても実施主体以外の関係機関(市町村、都道府県、障害福祉サービス事業所等)が当該検証作業に参加・協力することが求められます。

発生した重篤な障害者虐待事案から、事例を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から必要な再発防止策を検討することが重要です。

具体的には、学識経験者や弁護士といった専門的な知見をもつ者や当事者団体の代表者といった外部の者(当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者)が参画した検証委員会の開催が考えられます。

検証結果の公表については被害に遭ったご本人やご家族の心情や個人情報保護の観点から、十分に配慮した上で公表の可否を検討することが必要となります。

また、自治体によっては障害者虐待対応事例集を作成し、障害者福祉施設が管理体制や日常支援の見直しや、利用者の特性に配慮した支援に向けての参考にしたり、市町村障害者虐待防止担当者が対応の際の虐待判断や緊急性の参考資料として活用するといった取組も行われています。

6 障害者虐待防止対策支援

都道府県・市町村が行う障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的として、「障害者虐待防止対策支援」を平成29年度から障害者総合支援法による地域生活支援促進事業として位置付けています。実施事業の内容は以下のとおりです。

なお、当該事業を踏まえ都道府県で行う研修について、都道府県は事業者の受講状況を把握し、受講状況や受講の必要性を踏まえて受講を促す等の対応により、虐待防止に努めることが求められます。

(1) 事業内容(※詳細は図表も参照。)

- ① 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備(専門性の高い職員の配置、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用、虐待を受けた障害者の居宅訪問、死亡等の重篤事案についての検証等)
- ② 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備
- ③ 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修
- ④ 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業
- ⑤ その他障害者虐待防止に資する事業

(2) 留意事項

- ① 都道府県が6（1）③の事業を行う場合、研修の質の向上を図るため、別途、国が示す標準カリキュラムの内容以上の研修を行うことを補助の要件とする。なお、国が行う研修に担当職員や都道府県研修の講師となる者を参加させ、同研修において伝達する内容を踏まえ、研修の実施方法や内容について検討を行うこと。また、管内市町村障害者虐待防止センターとの連携強化に努めること。
- ② 市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討すること。また、都道府県障害者権利擁護センターとの連携や、他の市町村障害者虐待防止センターとの相互協力に努めること。

障害者虐待防止対策関係事業

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進（専門性の強化）、虐待を受けた障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

② 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修の実施（受講対象を拡大）

④ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国 1／2、都道府県 1／4 都道府県実施事業：負担割合 国 1／2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費

1. 事業内容

- ① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施
- ② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

Ⅱ 養護者による障害者虐待の防止と対応

1 障害者虐待の防止に向けた取組

I－2「障害者虐待の防止等に向けた基本的視点」で記述したとおり、虐待が発生してからの対応の前に虐待を未然に防ぐための取組が重要です。以下の点に留意しながら、体制の整備を図りましょう。

（１）障害者虐待に関する知識・理解の啓発

障害者虐待は、障害者に対する重大な権利侵害であり、住民一人ひとりがこの問題に対する認識を深めることが障害者虐待を防ぐための第一歩となります。

また、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱い等が前兆となる場合もありますので、虐待の芽に気が付くことも大切です。

このため、都道府県及び市町村は、広報・啓発を進めることが必要です。

広報・啓発すべき内容としては、障害者虐待防止法の内容のほか、障害者の権利擁護、障害や障害者に関する正しい理解、障害者虐待に関する適切な知識等です。通報義務や通報窓口の周知も、虐待防止につながる取組みとなります。

広報・啓発に当たっては、以下の点を盛り込むことも有効と考えられます。

- ・ 障害者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこ家庭でも起こり得る身近な問題であること。
- ・ 養護者本人には虐待をしているという認識がない場合もあること。
- ・ 虐待を受けている障害者自身も、虐待だと認識できない、被害を訴えられない等の場合もあること。

（２）養護者支援による虐待の防止

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。また、養護者や家族の生活歴、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係等様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

障害者虐待の問題を障害者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家族全体の状況からその家族が抱えている問題を理解し、障害者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

リスク要因を有する家族を把握した場合には、その要因を分析し、居宅介護や短期入所等の制度の活用等、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待を未然に防ぐことが可能です。

（３）虐待防止ネットワークの構築

障害者虐待防止法は、「市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施

するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。」（第 35 条）として、市町村における連携協力体制の整備を義務づけています。また、「都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。」（第 39 条）として、都道府県における連携協力体制の整備を義務づけています。

虐待の防止や早期の対応等を図るためには、市町村や都道府県が中心となって、関係機関との連携協力体制を構築しておくことが重要です。ネットワークの構築に当たっては、地域生活支援事業の障害者虐待防止対策支援事業の活用等も考えられます。

具体的には、その役割と関係者の範囲ごとに、以下のネットワークを構築することが考えられます。

【機能別の三つのネットワーク】

① 虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク

地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会等からなる地域の見守りネットワークです。

② サービス事業所等による虐待発生時の対応（介入）ネットワーク

障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等が虐待発生時に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワークです。

③ 専門機関による介入支援ネットワーク

警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体等専門知識等を要する場合に援助を求めるためのネットワークです。（日本弁護士連合会と日本社会福祉士会では、市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターが担う虐待対応を支援するための「虐待対応専門職チーム」を各地域に設置しており、「虐待対応専門職チーム」を活用することも有効と考えられるため、活用を検討してください。）

これらのネットワークを構築するため、（自立支援）協議会の下に権利擁護部会を設置するとともに、必要に応じて当該部会に都道府県労働局や警察署の参加を要請の上、定期的に、地域における障害者虐待の防止等に関わる関係機関等との情報交換や体制づくりの協議等を行い、これらを通じて地域の関係機関のネットワークの強化を図っていくことが考えられます。

【場・展開領域別の三つのネットワーク】

障害者の虐待防止に関わる仕組みやネットワークの構築に当たっては、高齢者や児童の虐待防止に対する取組、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業、障害者差別解消法に基づく相談窓口及び障害者差別解消支援地域協議会等とも連携しながら、地域の実情に応じて効果的な体制を検討していくことが必要です。以下は、地域において展開するネットワークについて、場や領域別に三つに分けて整理したものです。

① 自治体組織内の連携ネットワーク

市町村障害者虐待防止担当部署や障害者虐待防止センターは、日頃から地域福祉担当部署、高齢者福祉・高齢者虐待防止担当部署、児童福祉・児童虐待防止担当部署をはじめとする様々な関連部署との連携体制を構築しておく必要があります。厚生労働省は、平成 30 年 4 月 1 日に施行された改正社会福祉法に基づいて、市町村における包括的な支援体制の整備等を推進する方針を打ち出しました。平成 29 年 12 月には、「市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号）を策定・公表するとともに、関連通知を発出しました。その中の、社会福祉法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインでは、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項の「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が次のように示されています。

- ・「高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方」

高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみとらえるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

- ・「全庁的な体制整備」

地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制を整備

こうした状況を踏まえ、自治体組織内の連携体制を整備する必要があります。具体策を以下に例示します。

<自治体での取組の例>

- ・児童、高齢者、障害者の虐待対策を協議する合同会議や事例検討会を設置する。
- ・相談支援を担当する職員の勉強会を開催し、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活困窮者支援等幅広い分野の職員の参加を求める。勉強会のテーマとして虐待を取り上げ、虐待防止を通して支援を必要とする人の権利擁護について話し合う。権利擁護のためには組織内の事務分掌や役割分担を超えて共通の目標をもって支援することが重要であるという共通認識をつくっておく。

② 地域における関係機関との連携ネットワーク

市町村は、障害者虐待の防止から早期発見、対応、養護者支援について、協力を求めることができるような、関係機関との連携体制を構築する必要があります。

以下に、養護者の支援課題と関係機関を例示します。

- ・養護者の介護の知識が不十分：相談支援事業者、障害福祉サービス事業者
- ・養護者が高齢で支援が必要：地域包括支援センター、介護支援専門員
- ・養護者の疾病：医療機関、保健所、保健センター
- ・経済的な困窮、多重債務等借金の問題：自立相談支援機関、弁護士、司法書士
- ・地域における孤立：民生委員・児童委員、自治会長・町会長、ボランティア団

体、社会福祉協議会

地域の実情に応じて、これら関係機関との連携ネットワークを日頃から整えておく必要があります。ネットワーク会議を開催するなどの方法により、各機関が単独では解決できない課題（障害者虐待・養護者支援）を確認し合い、各機関の役割について情報共有しておきます。事例検討などを通じて、障害者や養護者への支援に当たってどのように情報を共有するかなど、具体的な課題を調整しておくことも必要です。

③ 地域住民をはじめとする様々な活動主体による見守り・早期発見のネットワーク

家庭内で発生する虐待の場合、住民の理解と協力を得ることが早期発見につながります。日頃その家庭に関わりがある障害福祉サービス事業者や、福祉以外の例えば配達などでその家庭に関わる機会があるような人たちにも異変に気付く機会があります。

深刻な虐待事例の過去の経緯をたどると、虐待に至る前の何らかの支援が必要な段階で、身近に暮らす住民や関わりのある関係機関が異変に気付いていたことで判明することが少なくありません。誰かが異変に気付いたとき、行政と障害福祉サービス事業者、住民と各関係機関、または福祉関係者とそれ以外の活動主体などといった立場の違いを超えて、情報が繋がり適切な支援へと結びつけることができるような地域づくりが求められます。

障害者虐待防止法第 32 条第 2 項第 3 号で、市町村障害者虐待防止センターが果たすべき機能として、「障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと」が責務の一つとして示されています。啓発活動として、リーフレット配布や講演会も効果的ですが、これらの一方的に情報提供する方法だけでなく、双方向性の取組を取り入れることも効果的です。例えば、市町村の職員や地域の関係機関の専門職、民生委員や住民など様々な立場の人がともに対話する場をつくり、まちの現状と課題を共有するなどの取組です。

日本の文化として、お役所に告げ口をするようなことが人間関係を壊すこととして避けるような風潮が見受けられる場合もあります。しかし障害者虐待防止のために求められる通報や相談は、住民同士が監視しあうようなものではなく、見守りや助け合いといった共助の精神に基づくものです。

住民同士がこうした考え方を共有していくための働きかけをすることも市町村に求められる役割であり、このような課題に対しては双方向性のあるケア会議やワークショップなどが有効です。地域の様々な立場の人々が、「みんなで協力してみんなの人権をまもる」という目標を共有しておくことが必要です。

2 障害者虐待の早期発見に向けた取組

障害者虐待が発生した場合には、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげていく必要があります。このための取組は以下のとおりです。

(1) 通報義務の周知

障害者虐待防止法では、障害者の福祉に業務上関係のある団体や職員等は、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第6条）。また、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならないとされています（第7条第1項）。なお、18歳未満の障害者に対する養護者による虐待に関する通報は、障害者虐待防止法ではなく、児童虐待防止法の規定が適用されます。児童虐待防止法に基づく通告先は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所となりますので、養護者による18歳未満の障害者に対する虐待の通報を受けた場合は、具体的な内容を聞き取った上で、適切な機関に確実に引き継ぎます。

市町村においては、地域住民や関係機関に対する障害者虐待の理解や普及啓発と併せて、通報義務の周知を図り、問題の早期発見につなげることが重要です。そのためには、行政の広報誌や啓発ポスター、パンフレット等により広く地域住民への周知を図るとともに、障害者本人や養護者・家族にもこれらの情報が伝わるようにすることが必要です。地域住民や養護者・家族、障害者本人が虐待について理解することや、障害者本人が虐待被害を訴えることができるよう支援することも大切です。

(2) 早期発見に向けて

虐待を早期に発見するためには、障害者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが必要です。障害者が障害福祉サービスを利用している場合には、担当の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所の職員は、障害者の身体面や行動面、心理面での変化、養護者の様子の変化等を専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

また、市町村においては、地域の見守りネットワークや虐待発生時の対応（介入）ネットワークを構築することも必要です（「Ⅱ—1(3)虐待防止ネットワークの構築」参照）。

なお、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱い等が前兆となる場合もありますので、このような虐待の芽に気が付くことも大切です。これらを含め、早期発見のため、次のチェックリストを確認してください。

障害者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、積極的に相談に乗って問題を把握するとともに、事業所が適切な対応をしない場合には、発見者は一人で問題を抱え込まずに速やかに市町村虐待防止センターに通報することが必要です。

通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させる情報を漏らしてはならないとされており（第8条）、通報者の秘密が守られることについても十分に周知します。

【参考】**障害者虐待発見チェックリスト**

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障害者自らＳＯＳを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- ☐ 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- ☐ 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる
- ☐ 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- ☐ 頭、顔、頭皮等に傷がある
- ☐ お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- ☐ 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- ☐ 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- ☐ おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- ☐ 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- ☐ 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- ☐ 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- ☐ 性器の痛み、かゆみを訴える
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 周囲の人の体をさわるようになる
- ☐ 卑猥な言葉を発するようになる
- ☐ ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- ☐ 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- ☐ 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- ☐ かきむしり、かみつきの等、攻撃的な態度がみられる
- ☐ 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
- ☐ 身体を萎縮させる
- ☐ おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等パニック症状を起こす
- ☐ 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- ☐ 自傷行為がみられる

- ☐ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- ☐ 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放置のサイン>

- ☐ 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- ☐ 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ☐ ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- ☐ 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- ☐ 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- ☐ 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- ☐ 学校や職場に出てこない
- ☐ 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- ☐ 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- ☐ 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- ☐ 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- ☐ サービスの利用料や生活費の支払いができない
- ☐ 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- ☐ 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

【注】セルフネグレクト（自己による放任）について

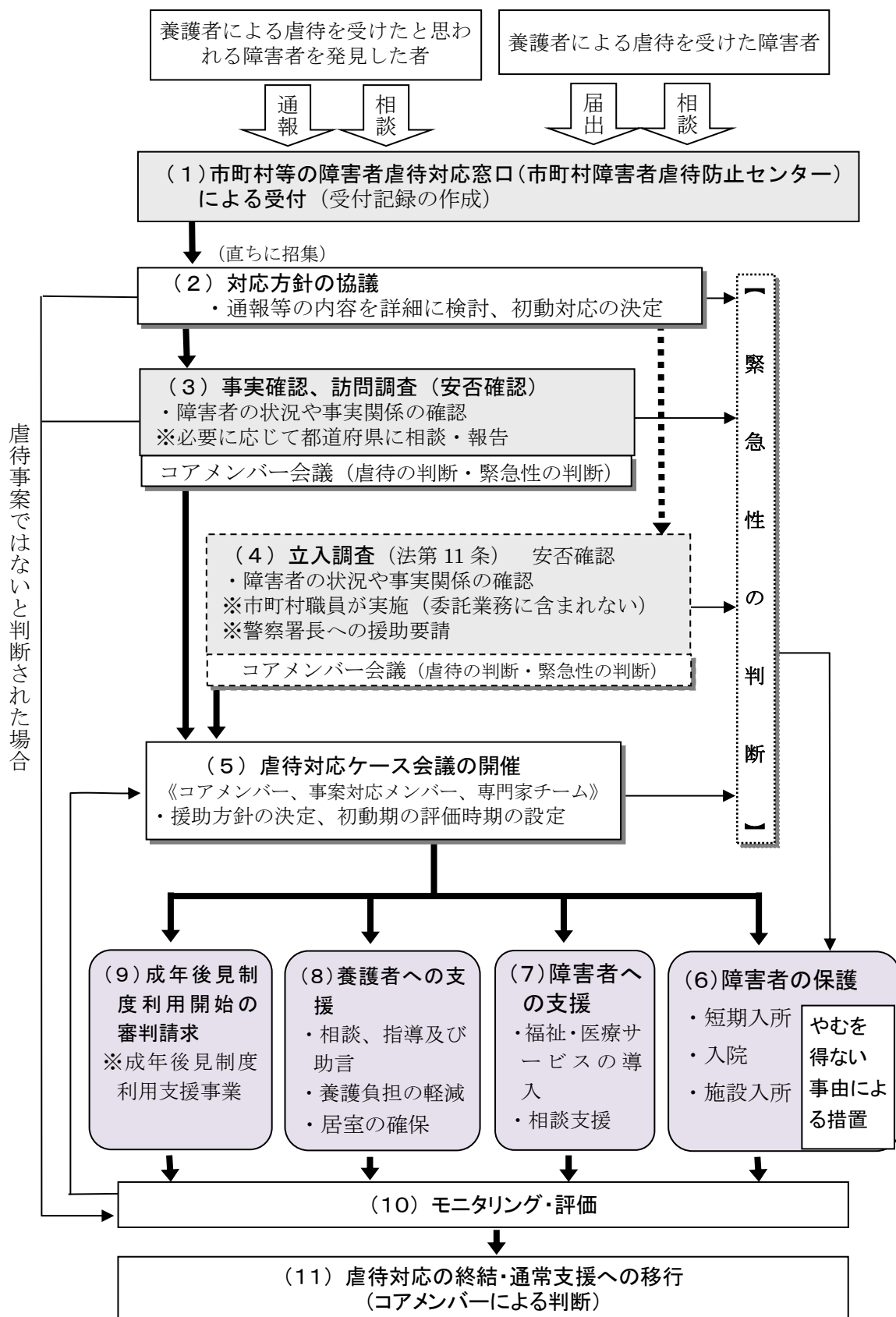
NPO法人 PandA-J の「障害者虐待防止マニュアル」のチェックリストには「セルフネグレクトのサイン」が挙げられています。セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、市町村の障害者の福祉に関する事務を所管している部局等は、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応をする必要があります。

<セルフネグレクトのサイン>

- ☐ 単身生活の人が、痩せて食事をしていないようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない
- ☐ 昼間でも雨戸が閉まっている
- ☐ 窓ガラスが割れたまま放置されている
- ☐ 電気、ガス、水道、電話が止められていたり、家賃の支払いが滞っている
- ☐ ゴミが部屋の中や家屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- ☐ 郵便物がたまったまま放置されている
- ☐ 野良猫のたまり場になっている
- ☐ 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と頑なに遠慮したり拒否し、あきらめの態度がみられる

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

3 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応（市町村）



（１）相談、通報及び届出の受付

ア 相談、通報及び届出の受付体制の整備

（ア）情報の集約・管理のしくみの整備

受付事務対応を円滑に行うためには、事前に、障害者虐待に関する相談や通報等に係る共通の受付票等の記録様式を整備し、記録方法の統一や情報を集約させるためのルールを整理しておくことが有効です。これにより統一的な観点・基準での判断が可能になるとともに、ケース対応に関わる機関同士が情報を共有化しやすくなり、より有効な連携につなげることが可能になります。

（イ）時間外の対応の体制整備

障害者虐待に関する通報等は平日の日中のみに寄せられるとは限らないため、休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制（時間外窓口、職員連絡網、夜間対応マニュアル等）を整備します。

イ 受付記録の作成

障害者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、相談内容について必要な項目を正確に聞き取るため、相談受付票を準備し、虐待の状況や障害者・養護者の状況、通報者の状況等を聞き取ることが重要です。

「いつ、だれが、だれに、どこで、なにを、どのように、何回」と具体的な内容を聞き取ります。

主観的（〇〇だと私は思う）な意見と、客観的な事実（〇〇だと確認できた）ことを明確に区別し、できる限り多くの客観的な事実を確認します。

ただし、さまざまな事由により帳票の全ての項目を確認できない場合があるため、随時情報を収集していく必要があります。

① 虐待の状況

- ・ 虐待の具体的な状況（回数、大きさ、部位、色など客観的な内容）

② 障害者の状況

- ・ 障害者本人の氏名、年齢、居所、連絡先、障害の種別
- ・ 障害者本人の心身の状況、意思表示能力

③ 養護者の状況

- ・ 養護者の氏名、年齢、居所、障害者本人との関係、職業

④ 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

- ・ 障害福祉サービス等の利用の有無
- ・ 家族に関わりのある関係者の有無

⑤ 家族関係

- ・ 家族関係

⑥ 通報者の情報

- ・ 氏名、連絡先、障害者・養護者との関係等

通報時に通報者が焦って連絡している場合には、通報者に安心感を与えて落ち着かせることが重要です。その上で、必要な事項をできるだけ詳細に聞き取るようにします。また、相談

者が虐待という言葉を使わない場合でも、相談を受けた職員は、障害者の状態等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭に置いて相談を進める構えが必要です。

通報者は、名前を言うことを嫌がる場合がありますので、匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聞く必要があります。「通報者の秘密」は守られることを説明し、安心して話してもらえるように伝えます。

受付記録の記入後においては、早急に虐待の通報としてとらえるかどうかの判断が必要となるため、相談を聞いた担当者が単独で判断するのではなく組織として判断することが重要です。担当部署責任者の確認を受け、受付台帳に編綴して適切に保管することが必要です。

【参考】 受付票の例

障がい者虐待（通報等）受付チェックシート															様式1			
受付日	令和	年	月	日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> 来所	<input type="checkbox"/> その他（ ）						
受付機関	<input type="checkbox"/> ●●市（町村）障がい福祉課				<input type="checkbox"/> ●●市（町村）虐待防止センター				対応者：									
通報等に係る虐待の種別	<input type="checkbox"/> 養護者虐待				<input type="checkbox"/> 施設従事者等による虐待				<input type="checkbox"/> 使用者による虐待									
疑われる虐待行為	<input type="checkbox"/> 身体的				<input type="checkbox"/> 性的	<input type="checkbox"/> 心理的	<input type="checkbox"/> 介護の放棄・放置	<input type="checkbox"/> 経済的	<input type="checkbox"/> その他（ ）									
相談・通報・届出者について	氏名					<input type="checkbox"/> 匿名	所属機関名											
	住所						電話番号											
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 家族・親族（ ）	<input type="checkbox"/> 近隣住民・知人	<input type="checkbox"/> 警察	<input type="checkbox"/> 当該市町村行政職員												
	通報者へ連絡	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 拒否															
通報内容（具体的な相談内容・虐待だと思った事項・虐待者の様子や意見等）																		
・いつから → <input type="checkbox"/> 数日前 <input type="checkbox"/> （ ） 週間前 <input type="checkbox"/> （ ） カ月前 <input type="checkbox"/> その他（ ）																		
・頻度は → <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 数日おき <input type="checkbox"/> 週末 <input type="checkbox"/> 週（ ） 回 <input type="checkbox"/> 月（ ） 回 <input type="checkbox"/> 不明																		
・具体的内容 →																		
通報者の情報源		通報者は		<input type="checkbox"/> 実際に目撃した	<input type="checkbox"/> あざ等を見て、又は怒鳴り声や泣き声を聞いて推測した													
				<input type="checkbox"/> 本人から聞いた	<input type="checkbox"/> （ ） から聞いた													
本人の状況	ふりがな					<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	電話番号											
	氏名					<input type="checkbox"/> 不明	生年月日	年	月	日	年齢	歳						
	現住所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 施設等（ ）				住所（ ）												
	障がい種別	<input type="checkbox"/> 身体障がい <input type="checkbox"/> 知的障がい <input type="checkbox"/> 精神障がい（発達除く） <input type="checkbox"/> 発達障がい <input type="checkbox"/> その他（疑い含む）（ ）																
	手帳	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳（ ） 級 <input type="checkbox"/> 療育手帳（ ） <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳（ ） 級																
	日中活動等	<input type="checkbox"/> 福祉サービス（ ） <input type="checkbox"/> 職場（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）																
	サービス利用状況	<input type="checkbox"/> 総合支援法上（ ） <input type="checkbox"/> 児童福祉法上（ ） <input type="checkbox"/> 自立支援医療																
		<input type="checkbox"/> 地活事業（ ） <input type="checkbox"/> 市・府事業（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 利用なし																
	医療面	<input type="checkbox"/> 特別なケアを要する事項（ ） <input type="checkbox"/> 既往症（ ）																
		<input type="checkbox"/> その他（ ） 医療機関名：【 】																
	経済状況	<input type="checkbox"/> 障がい年金受給（ ） 級 <input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> その他（ ）																
	障がい支援区分	<input type="checkbox"/> 区分（ ） <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 申請中（ 年 月 ） <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> その他（ ）																
行動障がい	<input type="checkbox"/> ①強い（区分3、行動関連項目8点以上） <input type="checkbox"/> ②認定調査無いが①と同程度 <input type="checkbox"/> あるが①②以下 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 不明（理由： ）																	
特記事項																		
本人の生活状況	【家族関係・居住状況など】		ジェノグラム・エコマップ等				虐待を受けているという自覚 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他（ ） 虐待に対する意思表示 <input type="checkbox"/> 助けを求めている <input type="checkbox"/> サインがある <input type="checkbox"/> 隠そうとする <input type="checkbox"/> 意思表示が困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）											
凡例 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> ●●死亡 / 別居 // 離婚																		
虐待者の状況（疑い含む）	ふりがな					<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日											
	氏名					職業					年齢	歳						
	現住所					電話番号												
	本人との関係	養護者	<input type="checkbox"/> 父	<input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> 夫	<input type="checkbox"/> 妻	<input type="checkbox"/> 息子	<input type="checkbox"/> 娘	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹	<input type="checkbox"/> 内縁関係（ ）								
			<input type="checkbox"/> その他（ ）															
		施設	事業所名（ ）				サービス種別（ ）				所在地（ ）							
使用者	企業名（ ）				所在地													
特記事項																		

大阪府 福祉部 障がい福祉室 作成の「障がい者虐待（相談）受付チェックシート」を参考に作成

ウ 警察からの通報

警察庁では、平成24年9月5日に各都道府県警察に通達を発出し、警察が障害者虐待を認知した場合における適切な対応について示しています。その中で、各都道府県警察において、警察安全相談、障害者を被害者とする事案等の捜査、保護の取扱い等各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合には、虐待行為者の種別を問わず、市町村に通報することとされています。また、警察署長から市町村長への障害者虐待事案通報票を別添1のとおり定めています。

エ 個人情報の保護

障害者虐待防止法第7条第1項に基づく養護者による障害者虐待の市町村への通報は、虐待を発見した個人だけでなく、関係機関や行政機関等が行う場合もありますが、個人情報保護法第27条第1項第1号及び第69条第1項の「法令に基づく場合」として、当該障害者等の個人データ又は保有個人情報（以下「個人情報等」という。）を提供することが可能です。

第 号

障害者虐待事案通報票

年 月 日

○ ○ 市（町、村）長 殿

○ ○ 警察署長

次のとおり障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したので、通報します。

発見年月日		年 月 日
発見の経緯		
障 害 者	障害の内容	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害又はその疑い <input type="checkbox"/> 精神障害又はその疑い <input type="checkbox"/> その他（ ）
	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住所	
	電話	（ ） — 番
	職業等	
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生（歳）
	住 所	<input type="checkbox"/> 障害者と同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）
	電 話	（ ） — 番
	職 業 等	
	障害者との関係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族（ ） <input type="checkbox"/> 福祉関係者 <input type="checkbox"/> 職場関係者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
虐 待 の 状 況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
参考事項		
担当者・連絡先		警察署 課 氏名 電話（ ） — 番 内線

（２）対応方針の協議

ア 初動対応の決定

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断します。これらは相談等の受付者個人ではなく、受付記録をもとに担当部局管理職や事案を担当することとなる者、市町村障害者虐待防止センターの担当者が構成員となるコアメンバー（「Ⅱ－３（５）虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定」参照）によって組織的に行うことが重要です。

ここで、障害者や養護者・家族等の状況に関する更なる事実確認の方法や関係機関への連絡・情報提供依頼等に関する今後の対応方針、職員の役割分担等を決定します。

また、事実確認の日時の決定と事実確認の結果を受けてコアメンバー会議の開催日時まで決定しておく、緊急性の判断や対応をスムーズに進めることができます。

コアメンバーについては、平日日中だけでなく、夜間や休日等の緊急の事態に速やかに対応ができるよう、事前に、責任者やメンバー、各々の具体的な役割を明確化しておくことが必要です。

○ 通報者への対応

- ・ 通報者が、障害者や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、必要に応じて、関わりの中で気づいたことがあった場合に連絡をいただく等の協力を求めることも考えられます。
- ・ また、通報者に協力を求める場合以外でも、通報者の心情を考えると、通報後どうなったのか心配等の理由から、通報後の経過について問い合わせがあることも考えられますが、養護者虐待に係る対応状況等の説明については、個人及び家庭に関わる内容であることから、慎重に対応する必要があります。このため、通報について感謝を伝えた上で、市町村には守秘義務があり、個人情報に属することについては通報者に報告できないことを丁寧に伝え、適切に対応している旨を伝えて理解を求めます。

イ 初動対応のための緊急性の判断について

受付記録の作成後（場合によっては形式的な受付記録の作成に先立ち）、直ちに相談等の受付者が担当部局の管理職（又はそれに準ずる者）等コアメンバーで検討し、判断を行います。

※ 相談等の受付者が委託を受けた市町村障害者虐待防止センター職員である場合には、市町村障害者虐待防止センターにおいて通報内容の詳細を確認するとともに、市町村の担当部局に速やかに連絡することが必要です。

① 緊急性の判断の際に留意すべき事項

養護者への支援の視点も意識しつつ、障害者の安全確保が最優先であることに留意してください。

○ 緊急性が高いと判断できる状況(例)

- （ア）生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - ・ 骨折、頭蓋内出血、重症のやけど等の深刻な身体的外傷

- ・ 極端な栄養不良、脱水症状
- ・ 「うめき声が聞こえる」等の深刻な状況が予測される情報
- ・ 器物（刃物、食器等）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命や身体の危険が予測される
- ・ 虐待者が同居している場合の性的虐待等、繰り返しの被害が予測される
- (イ) 本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、若しくはその恐れがある
 - ・ 虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている
 - ・ 家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている
 - ・ 強い自殺念慮（「死にたい」等の発言）
- (ウ) 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
 - ・ 虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない
 - ・ 虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり、改善が望めそうにない
- (エ) 障害者本人が明確に保護を求めている
 - ・ 恐怖や不安の訴え（「怖い」「痛い」「怒られる」等の発言）
 - ・ 保護の訴え（「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたい」等の発言）
- (オ) 養護者本人が明確に保護を求めている
 - ・ 「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の発言
 - ・ 障害者を保護して欲しいとの訴え
- (カ) 虐待者が援助者を拒否（または対立）し、分離をしなければ保護が図れないとき
 - ・ 医療が必要であるのに、医師の介入を拒否するため、障害者の生命が危ぶまれる場合
- (キ) その他、過去の経験や情報から、現在の状態での援助は困難であると想定されるとき

② 緊急性の判断後の対応

○ 緊急性があると判断したとき

- ・ 障害者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、虐待を受けたとされる障害者の安全を目視により確認することを原則とし、早急に介入する必要がある場合は、措置を含めた保護方法を速やかに検討します。

※ 「Ⅲ—3(6)積極的な介入の必要性が高い場合の対応」を参照のこと。

○ 緊急性はないと判断したとき

- ・ 緊急性がないと判断できる場合には、その後の調査方針と担当者を決定します。その際、調査項目と情報収集する対象機関を明らかにして職員間で分担します。
- ・ 情報が不足する等から緊急性がないと確認できない場合には、障害者の安全が確認できるまで、さらに調査を進めます。

○ 共通

- ・ 決定した内容は会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存します。
- ・ 複数対応を原則とし、性的虐待が疑われる場合は、担当する職員の性別にも配慮します。

（３）事実確認、訪問調査による安否確認

事実確認は市町村自らが保有している情報及び関係機関から収集した情報に加え、訪問調査によって把握された情報によって行います。この場合の訪問調査は、虐待の事実があるかどうかを調査するだけでなく、緊急対応の必要性を判断することも重要です。

ア 事実確認の必要性

市町村は、障害者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります（第9条）。

ここで、「速やかに」は、何時間以内といった具体的な期限を示すものではありませんが、事案によっては直ちに安全の確認や緊急措置入所が必要な場合もあると考えられますので、対応方針の協議で検討した内容に基づき確実に対応することが必要です。

なお、児童虐待防止法における「子どもの虐待対応の手引き」においては、虐待の通告受理後、48時間以内で、自治体が定めたルールに従い、子どもの安全確認を実施することとされています。また、このような対応は休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに行うことが必要です。

事実確認に当たっては、訪問等を実施し、虐待を受けていると思われる本人、養護者に通報の事象に関わる事実を確認します。また、その他、市町村内の他部局、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、民生児童委員等当該障害者と関わりのある機関や関係者から情報収集し、障害者の状況をできるだけ客観的に確認するようにします。その際、虐待を受けている障害者の安全の確認や、現在得られている虐待に関する情報だけではなく、障害者や養護者等の家族状況を全体的に把握することが、虐待の判断やその背景、支援方針の検討を行ううえで重要です。

なお、法第9条の事実確認の業務については、基幹相談支援センターに委託することとして差し支えないこととしています。ただし、養護者による虐待により生命又は身体に重大な危険が生じている可能性があると考えられる場合は、事実確認の流れの中で一体的に立入調査を行う可能性があるため、その場合は、この事実確認は、立入調査権を持つ市町村担当部署の職員（市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員（市町村職員としての身分を有する者に限る）を含む。）が自ら行う必要があります。

イ 事実確認で把握・確認すべき事項

把握・確認すべき項目の例は、以下のとおりです。

確認のために様式を、事前に準備しておくことで確認の漏れを少なくすることができます。

重要な情報については、できるだけ複数の関係者から情報を得るようにします。

また、「Ⅱ―3（1）相談、通報及び届出の受付」と同様、曖昧に聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのか等事実を確認します。加えて、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのか等、具体的な内容を確認します。

① 虐待の状況

- ・ 虐待の種類や程度
- ・ 虐待の具体的な状況
- ・ 虐待の経過

② 障害者の状況

- ・ 安全確認：関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の可否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・ 身体状況：傷害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無や通院医療機関、障害福祉サービス等の利用等、関係機関との連携も図る。
- ・ 精神状態：虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
- ・ 生活環境：障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③ 障害者と家族の状況

- ・ 人間関係：障害者と養護者・家族等の人間関係を把握（関わり方等）
- ・ 養護者や同居人に関する情報（年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待者との関わり等）

④ 障害福祉サービス等の利用状況

※ なお、障害者に対する虐待行為が犯罪行為に該当する場合や障害者又はその親族が、虐待行為を行っていた養護者等を刑事事件として取り扱うことを望んでいる場合等には、所管の警察との情報交換が必要となる場合も考えられます。

ウ 関係機関からの情報収集

通報等がなされた障害者や養護者・家族の状況を確認するため、庁内他部局をはじめ民生児童委員や医療機関、障害福祉サービスを利用している場合には担当相談支援専門員やサービス事業者等から、以下の点に留意しながらできるだけ多面的な情報を収集します。

① 収集する情報の種類等

関係機関からは障害者虐待が疑われる家族に対する援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で情報収集します。その際、個人情報やプライバシーの保護には十分な配慮が必要です。

具体的には、以下のような情報を関係機関から収集することが考えられます。

関係機関から収集する情報の種類等の例

- ・ 家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- ・ 戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- ・ 生活保護受給の有無（受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握。また、援助の際に福祉事務所と連携を図る。）
- ・ 障害福祉サービス等を利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障害福祉サービス事業所等からの情報
- ・ 医療機関からの情報
- ・ 警察からの情報
- ・ 民生児童委員からの情報

② 情報収集する際の留意事項

市町村（市町村から業務委託を受けた基幹相談支援センターを含む）から情報提供の求めを受けた関係機関は、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号及び第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」として、当該障害者等の個人情報等を提供することが可能です（障害者虐待防止法第 9 条第 1 項に基づく対応）。

※「法令に基づく場合」に該当するため、業務委託を受けた基幹相談支援センターは、要配慮個人情報取得に当たって、本人同意の取得は不要（個人情報保護法第 20 条第 2 項第 1 号）。

エ 訪問調査

虐待の事実を確認するためには、原則として障害者の自宅を訪問して障害者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが必要です。

ただし、訪問による面接調査は、養護者・家族等や障害者本人にとっては抵抗感が大きいいため、調査を拒否するケースもあると考えられます。また、事前に訪問が拒否されることが予想されるような場合もあります。一度拒否された場合には、その後の支援も受け入れなくなるおそれがあります。

このようなときは、障害者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民等の協力を得ながら情報収集を行う等して、円滑に調査が行えるようにします。

（訪問調査を行う際の留意事項）

① 信頼関係の構築を念頭に

障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は虐待を受けている障害者とともに養護者・家族等を支援するために行うものであることを障害者と養護者・家族等に十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

② 複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として 2 人以上の職員で訪問するようにします。また、障害者虐待では障害者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し養護者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

③ 医療職の立会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

④ 障害者、養護者等への十分な説明

訪問調査に当たっては、障害者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。なお、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助は養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。

- ・ 職務について ……担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について ……調査する内容と必要性に関する説明

- ・ 障害者の権利について ・障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村がとり得る措置に関する説明

⑤ 障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査に当たっては、障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

- ・ 身体状況の確認時 …暴力や性的虐待等の事実確認のため衣服を脱ぐ必要がある場合は、同性職員が対応する。
- ・ 養護者への聞き取り ・第三者のいる場所では行わない。
- ・ 訪問調査→措置入所時 養護者不在時に訪問調査や障害者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、担当部署の連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置いておく。置く場所は第三者の目に触れないところ。

⑥ 柔軟な調査技法の実施

養護者自身が援助を求めている場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。一方で、深刻な虐待で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある等の場合には、養護者の行っている行為が虐待に当たるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります（受容的な態度で接する必要がある場合と毅然とした態度で接する必要がある場合の対応者を分けることも考えられる）。

調査に当たっては、障害者や養護者の状況を判断しつつ、障害者の安全確保を第一に、信頼関係の構築も念頭に置いて柔軟に対応する必要があります。虐待を受けた障害者への聞き取り調査は、第三者に話の内容が聞かれることがないように、本人が安心して話すことができる環境に配慮する必要があります。

また、面接により事実確認を行う場合、質問の仕方によっては答えを誘導してしまうことが知られています。特に、知的障害者の場合、誘導の影響が大きくなることが明らかになっているため、知的障害者のコミュニケーションに関する研修や司法面接等の面接に関する専門的な研修を受講し、知的障害者からの聞き取り調査について基本的な知識や経験を身に付けるとともに、性的虐待など、事案によっては訓練を受けた専門家が必要に応じて面接に対応できる体制を整えておくことが必要です。このような体制整備に関して、障害者虐待防止領域のみでは困難な場合には、児童虐待防止分野等との連携を促進する等により体制を確保する等の方策も考えられます。また、市町村から都道府県に相談がなされた場合の支援体制を強化していくことが必要です。

⑦ 調査の継続性の確保

調査を実施して障害者の安全や事実確認を行った後も、障害者や養護者を取り巻く環境は常に変化しています。担当者は、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

事実確認と情報収集のポイント

① 原則として自宅を訪問する

- ・ 一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応する。
- ・ 本人と虐待者は別々に対応する（できれば、本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。他に全体をマネジメントする人も必要）。
- ・ 事案によっては、健康相談等別の理由による訪問とすることを検討する。
- ・ 虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。

※ 虐待通報を受けての調査であることを明示するほうがよい場合もあります。

- ・ プライバシー保護について説明する。

② 収集した情報に基づいて確認を行う

- ・ 介護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・ 関係者から広く情報を収集する。（家の状況、居室内の状況、本人の様子等）

③ 解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する

- ・ 緊急保護か見守りか。
- ・ 一時保護かサービス提供、家族支援か。
- ・ 介護負担軽減を図るプランを提案する。
- ・ 病院か施設か。
- ・ 自分の価値観で判断せず、組織的に判断する。

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

オ 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の一つであり、障害者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査を検討する流れとなりますが、障害者の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的な介入が必要です。

(7) 関わりのある機関からのアプローチ

当該障害者が障害福祉サービス等を利用している場合には、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所職員等から養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の障害福祉サービスが利用できる等の情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

(イ) 医療機関への一時入院

障害者に外傷や疾病があったり体力の低下等が疑われる場合には、医師や医療機関に協力を仰いで検査入院等の措置を取り、その後の対応を検討することが必要なときもあります。また、障害者と養護者を一時的に分離させることにより、養護者等への支援が効果的に行え

る場合もあります。

(ウ) 親族、知人、地域の関係者からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者等がいる場合には、それらの人に養護者の相談に乗ってもらいながら、障害者や養護者等の状況確認や市町村障害者虐待防止センター等へのつなぎに協力していただく等の方法も考えられます。

カ コアメンバー会議の開催

ここでは、「虐待の判断」「緊急性の判断」「支援方針の決定」を行います。

担当者のみで決定するのではなく、担当部局管理職や事案を担当することとなる者、市町村障害者虐待防止センターの担当者等の構成員によって組織的に行います。

また、ケースの状況に応じて基幹相談支援センターにも出席を求めるなどし、必要最小限のメンバーで市としての方針を決定する会議です。

したがって、方針決定にあたり、必要に応じて市町村の虐待対応業務外の担当職員等にも出席を求めることができますが、市町村職員及び業務委託を受けた市町村障害者虐待防止センターや基幹相談支援センター以外の者、例えば、障害福祉サービス事業者等の職員に出席を求めることはできません。

コアメンバー会議に参加する虐待対応担当職員及び他部署職員の間では、個人情報保護法第69条第1項の「法令に基づく場合」として、事実確認に基づく当該障害者等の個人情報等を利用することが可能です（障害者虐待防止法第9条第1項に基づく対応）。

※「法令に基づく場合」に該当するため、コアメンバー会議に参加する市町村障害者虐待防止センターや基幹相談支援センターは、要配慮個人情報取得に当たって、本人同意の取得は不要（個人情報保護法第20条第2項第1号）。

(7) 虐待の判断

コアメンバー会議の中で、事実確認を行った内容を確認し組織として判断します。

事実確認チェックシート、リスクアセスメントチェックシートなどの様式を活用します。

① 虐待の事実はない

虐待対応以外の支援方針を検討します。適切な関係機関へ引き継ぎ、受理した通報、届出・相談を適切に事務処理します。

② 判断できない

今後、虐待の判断を行うために必要な項目を洗い出し、情報収集の手段の検討、役割分担、情報収集期間を定めます。さらなる事実確認を行い、再度コアメンバー会議を開催します。

③ 虐待の事実が確認された

訪問調査を試みた結果、障害者や養護者が協力を拒否したため事実確認ができない場合は、この後の（イ）緊急性の判断に移ります。

(イ) 緊急性の判断

具体的には、「分離保護」及び「立入調査」を行うべきか否かの判断を行います。

いずれも、生命又は、身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合に、障害者の自己決定の尊重よりも障害者の安全・安心の確保を優先して実施することとなります。P69 から掲載している、さいたま市における「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」を掲載しますので参考としてください。

なお、緊急性があると判断した場合は、その根拠を明確に記録に残す必要があります。

① 分離保護

障害者の安全確認を行い、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、分離保護を行います（「Ⅱ-3（6）ア 障害者の保護（養護者との分離）」）。

② 立入調査

障害者や養護者が協力拒否などして事実確認ができないが、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれが認められる場合には、当該障害者の居所に立ち入ります（「Ⅱ-3（4）立入調査」）。

（ウ）支援方針の決定

虐待が確認された場合、虐待が確認されない又は判断できない場合に依じて、今後の支援方針を決定します。また、具体的な役割分担を行い、支援方針に基づいた支援計画を立てます。決定した支援方針の会議記録と支援計画書を作成します。

① 支援方針

○ 分離保護

生命、身体に危険があり緊急性が高い場合は、分離保護を行います。

○ 在宅での集中的援助

緊急性が低く分離保護の必要性がない場合は、障害福祉サービス等の社会資源の活用を行うなど在宅での支援方針を立てます。

また、状況の変化により分離保護が必要になると予測される場合には、どのような状況になったら分離保護をするのか具体的に決めておきます。

○ 在宅での継続的・総合的援助

深刻な虐待には至っていないが、障害者や養護者の状況から判断して、このままでは人間関係が悪化する、介護が不十分な状態になるおそれがある、今後問題が深刻化するおそれがあるなどの場合は、見守りを中心とした予防的な支援を行います。

② 役割分担

障害者、養護者それぞれの担当、支援項目別の分担を決定します。特に分離保護の場合は、分離及び分離後の詳細なシナリオの中で役割を明確にする必要があります。

主には、保健福祉センターと障害者基幹相談支援センターの役割分担を明確にし、その後、虐待対応ケース会議を開催し、関係機関への細かい役割分担を行います。

③ 支援計画

支援計画には、支援方針に基づいた目標、支援内容、分担された役割の履行期限、評価時期（初動期の評価は2週間後、緊急性が高い場合は1週間後を目安）を記載します。

(4) 立入調査

ア 立入調査の法的根拠

障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき、市町村長は、担当部局の職員に、虐待を受けている障害者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています（第 11 条第 1 項）。立入調査は第 32 条に規定する市町村障害者虐待防止センターの業務には含まれませんので、市町村の障害福祉所管課職員、又は基幹相談支援センターが行う場合は、市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員（市町村職員としての身分を有する者に限る。）が行うことに留意する必要があります。

市町村長は、立入調査の際には障害者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています（第 12 条）。

なお、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30 万円以下の罰金に処せられることとされています（第 46 条）。

イ 立入調査の要否の判断

当事者から情報が取れない場合であっても、関係者へのアプローチ等で必要な情報が入手できると判断したときは、その方法を優先します。しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、かつ障害者の安否が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討する必要があります。その際、タイミングや状況、関係者の協力等を総合的に勘案して決定することが必要となります。決定に当たっては、担当部署の管理職が出席している会議で検討するとともに、正式な決裁を経ることが必要です。

立入調査が必要と認められる状況は、緊急性や重大性があるとともに、養護者の協力が得られない場合です。その例を以下に示します。

立入調査が必要と判断される状況の例

- 障害者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じない等、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 障害者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害者の福祉に反するような状況下で障害者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- 過去に虐待歴や援助の経過がある等、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障害者を会わせない等非協力的な態度に終始しているとき。
- 障害者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声等が目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。

- 入院や医療的な措置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設等から無理やり引き取られ、養護者による加害や障害者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障害者の安全が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障害者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障害者の保護が困難であるとき。

ウ 立入調査の実施体制

① 立入調査の執行に当たる職員

- ・ 予測される事態に備え、複数の職員を選任します。
- ・ 担当職員を基本に、入院等の必要性を的確に判断することのできる医療職の同行も有効です。
- ・ 市町村担当部署の職員が行います。基幹相談支援センターが行う場合は、市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員（市町村職員としての身分を有する者に限る。）が行う必要があります。
- ・ 市町村障害者虐待防止センターの職員や市町村から委託を受けた基幹相談支援センターの職員（市町村職員としての身分を有しない者）が、市町村が行う立入調査に同行することは差し支えありませんが、あくまで調査対象者の同意の下に立ち入るものであることに留意が必要です。

② 警察との連携

障害者虐待防止法では、警察署長への援助要請等についての規定が設けられており、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めなければならないとされています（第12条第2項）。

立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがある等市町村職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長宛てに「別添2 障害者虐待事案に係る援助依頼書」を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにします。

別添 2

第 号		
障害者虐待事案に係る援助依頼書		
年 月 日		
○ ○ 警察署長 殿 <div style="text-align: right;">○ ○ 市（町、村）長</div>		
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び 同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。		
依 頼 事 項	日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
	場 所	
	援 助 方 法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他（ ）
障 害 者	障害の内容	
	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）
	電 話	（ ） ー 番
	職 業 等	
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）
	電 話	（ ） ー 番
	職 業 等	
	障害者との 関 係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
虐 待 の 状 況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名
	電話（ ） ー 番 内線 携帯電話 ー 63 ー 番	

③ その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や保健センター、精神保健福祉センターと連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられます。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や、入院先の確保等の手配をあらかじめ行っておく必要があります。

養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合があります。ただし、いずれの場合でも事前に周到な打合せを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要となります。

エ 立入調査の実施方法の検討

- ① まずは、立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼のタイミングや内容等を判断する必要があります。

例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の規定がない以上、これをできるとは解されていません。

このように、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備（例えば出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる、等）を綿密に行うことが必要です。

- ② 立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はありません。

- ③ 立入調査ではタイミングがポイントであり、個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要になります。例えば、障害者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いか等について、慎重に検討を要します。

オ 立入調査の留意事項

- ① 立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示します。（第 11 条第 2 項）（P66【参考例】「身分証明書」参照）

- ② 立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心掛けます。

その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由等について誠意をもって説明します。また、障害者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

- ③ 保護の判断と実行

障害者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無等を観察するとともに、できれば同行の医療職による診断的チェックを受ける

ことが望ましいと考えられます。障害者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。

障害者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑である等の特徴的な様相があれば、障害者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。

障害者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、障害者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を通じて、緊急に障害者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ることが必要です。

④ 緊急の障害者と養護者の分離が必要でないと判断されたとき

緊急に障害者と養護者とを分離することの必要性が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。

なお、緊急の対応が不要になったとしても、障害者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

カ 調査記録の作成と関係書類等の整備

① 立入調査執行後は、調査記録を作成します。

② 関係書類については、障害者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録等の入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

【参考例】 身分証明書 (表)

証 票	
第 号	年 月 日 交付
所 属 氏 名	<p>上記の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 11 条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> 市 町 村 長 名 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市町村 長 印 </div> </div>

(裏)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第35条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置を講じるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第18条第1項又は若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定を適用する。

3 市町村長は、第7条第1項の規定による通報又は第1項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(日本工業規格 A 列 7 番)

（５）虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定

訪問調査等による事実確認によって障害者本人や養護者の状況を確認した後、市町村障害者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています（第９条）。

ここでは、市町村が実施したコアメンバー会議において策定した対応計画に基づく具体的な支援方法、役割分担、進捗状況を確認するための初動期の評価の時期などを設定します。また、本人や家族の状況が変化するなど新たな情報を収集した場合の対応方法についても検討しておきます。

虐待対応ケース会議は、初動期以降も適宜実施し、対応の評価を行うことが重要です。

ア 虐待対応ケース会議の開催

市町村は会議を開催するに当たって、市町村障害者虐待対応協力者を、虐待対応ケース会議への関わりに応じて、コアメンバー、事案対応メンバー及び専門家チームに分類しておくことが必要です。このうち、事案対応メンバー及び専門家チームについては、下表の構成（例）にあるとおり、「Ⅱ－１（３）虐待防止ネットワークの構築」における役割と対応させて考えることができます。

虐待対応ケース会議の参加メンバーは、コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チームのうちから、事案に応じて構成されます。また、虐待の緊急性がある場合など速やかに開催することが必要ですが、状況に応じて電話等を利用する等柔軟な会議の持ち方が必要となることも考えられます。

虐待対応ケース会議のメンバー構成（例）

コアメンバー	障害者虐待防止事務を担当する市町村職員及び担当部局管理職。事務を委託した場合は委託先の担当職員を含む。 事案対応に当たって緊急の判断が求められることがあるため、市町村担当部局管理職は必須。
事案対応メンバー	虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者を招集する。 メンバーは事案によって代わるが、行政、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働関係機関等。
専門家チーム	虐待の事案に応じて、警察、弁護士、社会福祉士、医療機関等。

○ 事案対応メンバー、専門家チームへの参加要請

- | | | |
|---|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 援助方針の共有○ 支援内容の共有○ 関係機関の役割の明確化○ 主担当者の決定○ 連絡体制の確認○ 会議録、支援計画の作成○ 会議録、支援計画の確認 | } | 参加メンバーによる協議 |
|---|---|-------------|

イ 個人情報の取扱い

コアメンバー会議や虐待対応ケース会議において、市町村及び障害者虐待対応協力者は、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号及び第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」として、当該障害者等の個人情報等を提供することが可能です（障害者虐待防止法第 9 条第 1 項に基づく対応）。

※「法令に基づく場合」に該当するため、障害者虐待対応協力者のうち個人情報取扱事業者は要配慮個人情報取得に当たって、本人同意の取得は不要（個人情報保護法第 20 条第 2 項第 1 号）。

【参考例】（さいたま市）障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート

氏 名		担当者・機関		評定年月日	年 月 日		
I. 虐待の程度（「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…？）							
I-1 現在の虐待の状況					状況	特記事項	
最 重 度	身体的虐待	身体はいずれかの部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷がある					
		健康に有害な食物や薬物を与えられている					
		本人の自殺企図					
		一家心中（未遂を含む）					
		四六時中、ベッドや部屋に拘束・監禁されている					
		法定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている					
	ネグレクト	脱水・栄養不足による衰弱がある					
		潰瘍や褥瘡が悪化している					
		口腔内の出血・腫れ					
		治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない					
		生命にかかわる医療拒否がある（宗教やオカルトを理由する場合を含む）					
		ライフラインがすべて止まっている					
	性的虐待	性行為・わいせつな行為を強要されている					
		性風俗業で働くことを強要されている					
		性感染症に罹患している					
	経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている					
		悪徳商法の業者に多額の金銭を巻き上げられている					
		最低賃金以下で働かされている					
重 度	身体的虐待	身体はいずれかの部位に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷がある					
		外出・通信が著しく制限されている					
	ネグレクト	著しい体重の増減がある					
		偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある					
		家族と同居しているが、実質的な世話・介護者はいない					
		必要な福祉サービスを受けることができない					
		必要な医療を受けることができない					
		医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている					
		本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である					
	心理的虐待	家族の自殺企図					
		家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される					
	性的虐待	性的ないやがらせ、はすかしめを受けている					
		障害を理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く					
	経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に管理されている					
		遺産相続等で差別的な扱いを受けている					
		悪徳商法の業者に接近されている					
	中 度	身体的虐待	通院を必要とするほどではないが、治療の必要な外傷・火傷がある				
			繰り返し傷・あざがある				
外出・通信が自由にできない、行事への参加を制限されている							
ネグレクト		健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある					
		必要な医療を受けることを制限されることがある					
		必要な福祉サービスの利用を制限されることがある					
		本人がしばしば欠席・欠勤していても連絡をしないか、無関心である					
心理的虐待		無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒の問題が出ている					
		必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める					
		養護者から強い拒否感の訴えがある					
性的虐待		障害を理由に、他者から異性との交際を禁じられている					
		他者から窃視や不自然なアプローチを受けている（関係妄想と区別する）					

	経済的虐待	「小遣いがあまりもらえない」と訴える 周囲の人間からお金をたかられている			
軽度	身体的虐待	治療の必要はない程度の外傷がある 養護者から暴力を振るってしまうとの訴えがある			
	ネグレクト	健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある 本人・周囲ともに必要な医療や福祉サービスの内容を考えることができない			
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている 家族の間にけんかや争いごとがしばしば起きる 養護者から拒否感の訴えがある			
I－2 過去の不適切な状況			状況	特記事項	
重度	虐待による入院歴、分離保護歴がある（子ども期を含む） DVによる入院歴、分離保護歴がある 子ども期からずっと必要な支援を受けていない 性的虐待を被った経験がある 性風俗業で働いた経験がある				
	中度	虐待による通院歴がある 不安定な性的交友関係の継続的経験がある 本人以外の家族に、DVや虐待による入院歴、分離保護歴がある			
		軽度	虐待の通告歴がある 本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある		
			I－3 本人と虐待者の距離・パワーバランス		
	本人と虐待者は同居	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない） 虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			
本人と虐待者は日中のほとんどを共有		虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない） 虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			
	虐待者とはたまに会う関係	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない） 虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			

各項目に現れない特記事項						
評 定						
I・1 現在の虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
I・2 過去の不適切な状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
I・3 距離・パワーバランス	虐待は抑止できない		工夫次第で抑止可能		虐待は抑止できている	
I．虐待の程度	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明

Ⅱ．本人の状況				(「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…?)	
Ⅱ－１ 現在の状況		該当する項目に○、疑いのある項目に△、() 内は具体的補足	状況	特記事項	
身体状況	低体重	肥満	栄養不良	衰弱	
	外傷 火傷 痣 (部位:)				
	虫歯 口腔内疾患 ()				
	褥瘡 皮膚疾患 ()				
	性感染症 ()				
	その他の疾患 ()				
生活状況	不潔 異臭 口臭 髪の毛のべたつき ふけ あかぎれ しもやけ				
	大食い 盗み食い 偏食				
	睡眠リズムの乱れ 不眠 睡眠不足				
情緒	攻撃的 衝動的 怒り 乱暴 (他者に 動物に)				
	怯え (顔色をうかがう 人を恐れる 視線をそらす おどおどする)				
	抑うつ (表情が乏しい マスクをかぶったような笑い)				
	とじこもり ひきこもり				
	べたべた甘える				
	(家 職場 施設 その他) のことを話したがない				
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物 ()				
	ギャンブル 買い物 異性関係				
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図				
	家出の訴え 家出企図 徘徊				
	万引き 窃盗				
	不純異性交遊				
社会生活上の問題	通勤・通所の不安定 (欠勤・欠席 遅刻 早退)				
	孤立 (家 職場 施設等 その他)				
Ⅱ－２ リスク要因			該当する項目は○、疑いのある項目は△、() 内は具体的補足		
主たる障害以外の病歴	疾病名 () 歳頃				
	疾病名 () 歳頃				
	疾病名 () 歳頃				
現在の養護者との別居歴 ()					
現在の配偶者との別居歴 ()					

各項目に現れない特記事項																							
<div> <div>評 定</div> <table border="1"> <tr> <td>Ⅱ・１ 現在の状況</td> <td>重度</td> <td>中度</td> <td>軽度</td> <td>問題なし</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ・２ リスク要因</td> <td>重度</td> <td>中度</td> <td>軽度</td> <td>問題なし</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ．本人の状況</td> <td>重度</td> <td>中度</td> <td>軽度</td> <td>問題なし</td> <td>不明</td> </tr> </table> </div>						Ⅱ・１ 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明	Ⅱ・２ リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明	Ⅱ．本人の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅱ・１ 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明																		
Ⅱ・２ リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明																		
Ⅱ．本人の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明																		

Ⅲ．虐待者の状況		（「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…？）	
Ⅲ－１ 現在の状況	該当する項目に○、疑いのある項目に△、（ ）内は具体的補足	状況	特記事項
疾患・障害の有無	認知症 足腰の弱り		
	精神疾患・精神障害（ ）		
	身体障害 知的障害 発達障害		
	その他の疾患（ ）		
情緒・性格	攻撃的・暴力的・威圧的言動		
	衝動的 感情の高ぶりを抑制できない		
	強迫的・束縛的言動（○○しなさい、○○でなければならない）		
	認知の歪み（自分勝手な受けとめ方・思いこみ・自分の考えへの強い執着）		
	共感性の欠如（相手の気持ちや立場を理解できない）		
アダクション （嗜癖・依存）	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物（ ）		
	ギャンブル 買い物 異性関係		
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図		
	家出企図 徘徊		
	万引き 窃盗		
	福祉サービスの利用・介入に拒否的である		
本人との親密さ・関係性	拒否（嫌悪する 排除する 厄介者扱い 他の者との差別）		
	諦観（本人のことを腐れ縁、自立できない人間とあきらめている）		
	無関心（注意を向けない）		
	支配・執着（思いどおりにコントロールしようとする）		
	過度の要求（強迫的な課題・役割の押しつけ）		
虐待の認識	否定（していない、知らない、本人の不注意・責任だと言い張る）		
	正当化（行為の事実は認めるが、しつけであると本人の問題を指摘する）		
同居者・同僚・身近な人の態度	同調（虐待行為を容認し加担する）		
	黙認（虐待行為を知っているが、止めさせようとしない）		
	観客（虐待行為を容認し、面白そうに見ている）		
	回避（虐待行為の事実そのものに気づかないふりをする）		
Ⅲ－２ リスク要因	該当する項目は○、疑いのある項目は△、（ ）内は具体的補足		
被虐待・被DV歴	誰から（ ） 歳頃		
	誰から（ ） 歳頃		
虐待・DV歴	誰に（ ） 歳頃		
	誰に（ ） 歳頃		

各項目に現れない特記事項					
評 定					
Ⅲ－１ 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不
Ⅲ－２ リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不
Ⅲ．虐待者の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不

IV. 家族の状況 (「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…?)				
II-1 現在の状況		該当する項目に○、疑いのある項目に△、() 内は具体的補足	状況	特記事項
家族関係	高い感情表出を伴う関係	<ul style="list-style-type: none"> ・批判的・干渉的コメントが多い ・けんか腰や敵意ある相互の言動が目立つ ・大きな感情のもつれ・感情の巻き込みが多い 		
	束縛的なルール of 強制	<ul style="list-style-type: none"> ・外出・通信の制限 ・柔軟性と合理性にかける家庭内役割の強制 		
	ひとり親家庭			
	内縁者の同居・出入り			
	経済的問題	失業中 (求職中 就職をあきらめている 求職の意志はない)		
経済的問題	不安定就労 (不定期就労 日々雇用 休職中)			
	多額の負債			
	光熱水費・電話代・家賃の滞納			
	本人の障害年金が家族の生計費に重みをもっている			
	準要保護 生活保護 (申請中 受給中)			
生活環境	不衛生 (異臭、室内にゴミ散乱)			
	家事が実質的に営まれていない (食事、洗濯、入浴、掃除)			
関係機関の受け入れ	拒否・抵抗 (接触を拒む、電話・訪問に応じない、根深い不信)			
	接触困難 (連絡が取れない、応答がない)			
	社会的孤立 (近隣や友人、当事者組織との交流がない)			
関係改善の媒介者	本人と虐待者との関係改善を媒介できる第三者の存在 (あり：親族 知人、なし)			

各項目に現れない特記事項					
評 定					
IV. 虐待者の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

評価シート

氏名		評価協議した機関・チーム
評価日	年 月 日	

※評価は単独の支援者によるものではなく、虐待対応チームまたは支援機関（支援課、障害者生活支援センター、虐待対応チーム等）が組織的に協議して実施すること

A. 事実確認の経過記録					
	実施年月日	実施機関	担当者氏名(必ず複数)		方 法
最初の安全確認	年 月 日				
事実確認 ①	年 月 日				
事実確認 ②	年 月 日				
事実確認 ③	年 月 日				

B. 最終評価							
I. 虐待の状況		最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
II. 本人の状況		重度	中度	軽度	問題なし		不明
III. 虐待者の状況		重度	中度	軽度	問題なし		不明
IV. 家族の状況		重度	中度	軽度	問題なし		不明
介入の緊急度		非常に高い やや高い 状況の推移次第 やや低い 低い (取り急ぎ介入) (落ち着いて介入) (様子を見て介入) (あまり介入の必要はない) (介入は不要)					
支援の 必要度	本人	非常に高い やや高い ターゲットを絞った支援の必要 通常の支援 (全面的な多くの支援) (多くの支援) (部分的でインテンシブな支援) (通常支援の範囲内)					
	家族 ()	非常に高い やや高い ターゲットを絞った支援の必要 通常の支援 (全面的な多くの支援) (多くの支援) (部分的でインテンシブな支援) (通常支援の範囲内)					

C. 支援の利用状況	

D. 虐待対応チーム	
ケースマネジメント機関	
現在の虐待対応チームの構成	
新たに加えるべき機関	

E. 当面する支援の重要課題		
順位	支援課題	対応方法
1		
2		
3		

(6) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

虐待対応ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。

こうした場合、虐待を受けている障害者の生命の安全を確保することが最重要ですので、場合によっては障害者本人や養護者の意向に関わらず、速やかに市町村担当部局や関係機関に連絡するとともに、医療機関や必要が認められるときには警察への通報も行います。

ア 障害者の保護（養護者との分離）

障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合等には、障害者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これによって、障害者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができる等、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

① 迅速な対応

事案によっては可能な限り速やかに障害者の保護・分離をすることが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする必要があります。

② 保護・分離の要否の判断

障害者の保護・分離の必要性については、相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断する必要があります。また、その判断は担当者個人ではなく、市町村としての決定であることが重要です。そのため、虐待対応ケース会議等を通じ、関連機関・関係者との協議を行う等、できる限り客観的で慎重な判断が求められます。

③ 保護・分離の手段

虐待を受けた障害者を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（施設入所、短期入所等）、医療機関への一時入院、市町村独自事業による一時保護等の方法が考えられます。

障害者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討します。

イ やむを得ない事由による措置

(7) やむを得ない事由による措置を行う場合

保護・分離の一手法として、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由による措置」があります。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による障害福祉サービスを利用することが著しく困難な障害者に対して、市町村長が職権により障害福祉サービスを利用させることができるというものです。

障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、適切に身体障害者福祉法第 18 条第 1 項又は第 2 項（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）、知的障害者福祉法第 15 条の 4 又は第 16 条第 1 項第 2 号（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）の措置を講じることが規定されています。また当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも定められています（第 9 条第 2 項）。

(イ) 面会の制限

障害者虐待防止法では、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障害者の保護の観点から、養護者と障害者の面会を制限することができるとされています（第 13 条）。

① 面会要望に対する基本的な対応

虐待を行っていた養護者から障害者への面会申出があった場合には、担当職員は障害者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、虐待対応ケース会議等において市町村と協議して面会の可否に関する判断を行います。その際には、障害者の安全を最優先することが必要です。

面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市町村職員が同席する等、状況に応じた対応が基本となります。

② 施設側の対応について

障害者虐待防止法では、障害者支援施設等の長も面会を制限することができるとありますが、その際には事前に市町村と協議を行うことが望ましいと考えられます。

虐待を事由にして「やむを得ない措置」を採る場合には、市町村は障害者支援施設等に対して、養護者から直接面会の要望があった場合の対応について指示し、また、措置の継続中は、市町村と障害者支援施設等は定期的に協議を行い、障害者や養護者の状況と面会希望時の対応を確認しておく必要があります。

③ 契約入所や入院等の場合

虐待を受けた障害者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や入院した場合については、障害者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合であっても、養護者と面会することによって障害者の身心の安全や権利が脅かされると判断される場合には、市町村と協議して養護者に対して障害者が面会できる状況にないことを伝え、説得する等の方法で面会を制限することが必要となります。

④ 施設入所者に対する養護者の虐待について

既に障害者支援施設等に入所している障害者に対して、養護者が面会の際に、年金等の財産の使い込みや通帳引き渡しの強要、自宅への引き取りの強要、暴言等の虐待を繰り返すような場合には、養護者による虐待を防ぐための対策を講じることが必要です。また、関係機関との連携の下、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用につなげる等の対応を図る必要があります。

(ウ) 措置後の対応

やむを得ない事由による措置によって障害者を保護したことで、虐待事案の対応が終了するわけではありません。措置入所は、障害者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、障害者が安心して生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要です。

施設等に保護された障害者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、障害者に対する精神的な支援は非常に重要です。

また、保護された障害者が特に介護の必要がなく自立している場合等には、障害者支援施設等の環境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題として出てきます。可能な限り障害者本人の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、障害者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

この他にも、年金の搾取等経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更する等関係機関との連携が必要になる場合もあります（Ⅱ－3（7）ウ 年金搾取等の事実確認のための年金個人情報確認の確認」参照）。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、障害者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障を来す場合があります。養護者に対しても、保護した障害者と同様に精神的な面での支援が必要ですので、地域生活支援促進事業の障害者虐待防止対策支援の活用等、分離後も継続的に養護者に対する支援を行うことが必要です。また、場合によっては経済的問題についての相談機関を紹介する等が必要となる場合も考えられます。

また、保護された障害者が健康保険の被保険者等の被扶養者である場合や、国民健康保険組合の組合員の世帯に属する者である場合、当該障害者による当該被扶養者から外れる又は当該世帯に属する者ではない旨の申し出により被扶養者から外す又は被保険者資格を喪失させることが可能です。その際、暴力等を理由として保護（来所相談を含む。）した旨の証明書又は地方自治体と連携して被害者への支援を行っている民間支援団体から発行された確認書が必要となるため、障害者虐待に関する相談・通報窓口を所管する部署において当該証明書の発行等適切な対応が必要となります（「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」（令和3年6月1日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室長事務連絡）及び「被保険者等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」（令和5年4月11日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室事務連絡）参照）

(エ) 措置の解除

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置によって施設に一時入所した

障害者の措置が解除される場合としては、以下のような例が考えられます。

① 自立した生活に移行する場合

保護によって障害者が落ち着き、今後、養護者の元に戻るより独立した生活を営んだ方が良く判断される場合です。退所するまでは地域移行支援、退所した後には地域定着支援の対象となる場合がありますので、これらの制度を活用しながら継続的に支援を行うことが必要です。

② 家庭へ戻る場合

関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障害者が家庭で生活することが可能と判断される場合です。ただし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による障害者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられますので、地域生活支援促進事業の障害者虐待防止対策支援の活用等により継続的に支援を行うことが必要です。

③ 障害福祉サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

保護によって障害者が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、後見人等が選任されたことによって障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合等が考えられます。

なお、やむを得ない事由による措置が継続している場合でも、障害者本人の状況や希望に応じてグループホーム等への移行を検討したほうがよい場合があります。

ウ 虐待を受けた障害者の措置のために必要な居室の確保

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者による虐待を受けた障害者について、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第10条）。

また、緊急時の受け入れ・対応として、地域生活支援拠点の整備においても居室の確保を促進する取組みが進められています。

こうしたことから、措置による保護が必要となる前に、市町村は近隣の障害者支援施設等と協議し、緊急時に対応するために必要な居室の確保に努めることが必要です。また、都道府県が市町村間相互の連絡調整を行いながら、複数の市町村が広域的な対応として居室の確保を行うことも考えられます。

また、指定障害者支援施設等及び指定障害福祉サービス事業等の運営基準によって定員の遵守が定められていますが、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではないとされていること、報酬告示においてその場合は定員超過に該当する場合の減算を算定する利用者数から除外する規定が置かれていること、知的障害者福祉法第21条及び身体障害者福祉法第18条の2において、やむを得ない事由による措置による委託を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならないと定められていることについても説明し、協力を要請することが考えられます。

なお、「居室を確保するための措置」としては、地域生活支援促進事業の障害者虐待防止対

策支援の活用等が考えられます。

（７）その他の障害者支援

虐待対応ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合においても、虐待状況や要因、障害者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。

その際、関係機関や地域資源が連携して、包括的に障害者支援を図ることが重要です。

また、障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとするものとされていますので（第 41 条）、この点にも留意が必要です。

ア 適切な障害福祉サービス等の導入

障害者が適切な障害福祉サービスを受けていない場合には、障害者本人に対する支援及び養護者の介護負担の軽減の観点から、積極的にサービスの導入を図ります。医療機関への受診が必要な場合には、専門医を紹介し、診断・治療につなげます。

経済的な困窮がある場合には、生活保護の担当者につなぎ、状況によっては職権による保護を検討します。就業が必要な場合には、就労関係機関と連携して対応します。

これらの対応に当たっては、虐待対応の担当だけでなく、委託相談支援事業所とも連携して、総合的な支援を行う必要があります。また、障害者への全般的な生活相談や心理的なフォローなども必要に応じて実施します。

この他、成年後見制度の活用等については、「Ⅱ－3（9）成年後見制度等の活用」を参照してください。

イ 住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

虐待を受けた障害者が、虐待した養護者から身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置」により、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（高齢者虐待、障害者虐待の被害者も該当）についても、申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」（住民基本台帳法第 12 条第 6 項）があるものとして閲覧等が拒否されます。また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

虐待被害者の保護を図る観点から、これらの措置を採ることが考えられます。

ウ 年金搾取等の事実確認のための年金個人情報確認

養護者等が障害者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振り込み口座を変更し、障害者の年金を保

護する等の対応が必要な場合が考えられます。

年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、厚生労働大臣及び日本年金機構による目的外利用・提供は個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への年金個人情報の提供は、政府管掌年金事業に関連する事務を遂行する場合や明らかに本人の利益となる場合等に限られています。政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号）により、年金詐欺や介護放棄等の虐待を受けているおそれのある事案について自治体が行う事実関係の把握等厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることになりました（平成 26 年 10 月 1 日施行）。

（厚生労働省令で定める事務）

＜事実関係の把握＞

- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項・第 19 条

＜福祉の措置（措置に当たって所得の把握が必要）＞

- ・ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条
- ・ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4・第 16 条第 1 項

＜後見開始等の審判の請求（審判に当たって所得の把握が必要）＞

- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2
- ・ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条

エ 年金個人情報の秘密保持の手続き

日本年金機構では、配偶者からの暴力（DV）被害者のうち支援機関等が発行する証明書（※）を所持する方については、本人の希望があれば、年金記録を含む個人情報について他者の閲覧を防止する取組（以下「秘密保持の手続」という。）を行っていましたが、DV被害者以外の方からも秘密保持の手続きを希望する声が年金事務所に寄せられていることに鑑み、DV被害者に準ずる者についても同様の取扱いを行うことになりました（平成 27 年 7 月から取扱開始）。

（新たな対象者）

秘密保持の手続きを希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者

（例 1）親からの暴力を受けているため避難をしており、住所を親に隠す必要がある子ども

（例 2）老齢・障害基礎年金を家族等から不当に搾取されているといった経済的虐待を受けている高齢者・障害者

（秘密保持の手続による対応内容）

- ① 基礎年金番号を別の番号に変更する
- ② 本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わない

日本年金機構では、秘密保持の手続の要件として、支援機関等による証明書の提出を求め

ているため、市町村においては、保護を求める虐待被害者等が市町村に対して支援機関等の証明書発行の要請を行った場合においては、保護・支援を受けている又は過去にされていた旨の証明を行うなどの対応を行う他、日本年金機構による本手続の周知等も併せてお願いします。

(※) 女性相談支援センターや福祉事務所等にある配偶者暴力相談支援センターが発行するDV被害者の保護に関する証明書、裁判所が発行する保護命令に係る書類、住民基本台帳事務における支援措置申出書の写しなど支援機関等が発行する証明書（参考例参照）を指します。

(参考例)

住民基本台帳事務における支援措置申出書

〇〇市区町村 様
関係市区町村 様

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

市区町村		受付	連絡
		/	/
転送	/	/	/
	/	/	/
	/	/	/

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
氏名 〇〇 〇〇

備 考										
申出者	氏名 (生年月日)		住所		連絡先		本人 確認	運転免許証・旅券 住基カード その他()		
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日)		住所		その他					
申出者の 状況 (別紙参照の上、いずれかに✓)		A 配偶者暴力防止法	B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法			D その他、前記 A から C までに 準ずるケース			
添付書類 (該当書類に✓)		保護命令決定書(写し)		その他						
		ストーカー規制法に基づく警告等実施書面								
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入してください。) 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日 (相談先の名称) (担当課)									
支援措置を 求めるもの (現住所が 記載されて いるものに 限る)	希望に✓	支援を求める事務			現住所等				」	
		住民基本台帳の閲覧			現住所					
		住民票の写し等の交付(現住所値)			現住所					
		住民票の写し等の交付(前住所値)			前住所					
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)			本籍					
		戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)			前本籍					
併せて支援 を求める者 (同一の住 所を有する 者に限る)	申出者との関係	氏 名	生年月日	申出者との関係	氏 名	生年月日				
(添付書類がなかった場合)										
相談機関 等の意見 (いずれかに✓)		1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。 2 上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。 3 1、2 以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況 (※一時保護の有無、相談時期等)がある場合 把握している状況： 平成〇〇年〇〇月〇〇日 長 (印) (担当 課 係)						市区町村の 確認	年月日 担当 相手方	
支 援 機 関	令和〇〇年〇〇月〇〇日 から	備								
	令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで	考								

(注) 〇太枠の中に記入して下さい。
〇申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
〇法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先などを記入してください。
〇申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
〇支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
〇支援の期間は、支援開始の連絡日から1年です。期限到達の1月前から延長の申出を受け付けます。 当該申出がない場合、期限到達をもって支援を終了します。
〇申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市区町村長に申出を行ってください。

(参考例)

〇〇〇 第 号
令和 年 月 日

〇〇 〇〇様

〇〇〇市

長

印

証 明 書

当〇〇〇において、下記の相談を受けつけたことを証明します。

記

1 相談日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 相談者 住 所 〇〇市〇〇〇番地
氏 名 〇〇 〇〇
生年月日 昭和 ・ 平成 年 月 日

3 相談者 〇〇・〇〇からの暴力

○ マイナンバー制度における不開示措置について

マイナンバー制度においては、平成29年7月18日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会又は情報提供（以下「情報連携」という。）及びマイナポータル[※]の試行運用を開始しています。

マイナポータルにおいては、

- ・ 情報連携が行われた記録の表示
- ・ 行政機関等の保有する自らの個人番号を含む個人情報の表示
- ・ 行政機関等からのお知らせの受け取り・表示

の各機能を実装していますが、DV・虐待等の被害者（DV・虐待等のおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置（以下「不開示措置」という。）を行うことができます。

1. 不開示措置の設定が必要と想定されるケース

- ① DV・虐待等被害者の行う行政手続により情報連携を行うケース
- ② 加害者がDV・虐待等被害者の代理人である（※）又はDV・虐待等被害者がマイナンバーカード（以下単に「カード」という。）を置いたまま避難しているケース

※ マイナポータルにおいて代理人として設定されている場合のほか、加害者が法定代理人となる場合も含む。

2. DV・虐待等被害者に取っていただきたい対応

- (1) 住民票を移しているか否かに関わらず、避難先の各行政機関等においてマイナンバーを提出して最初に手続を行う際、避難に至った状況を説明の上、不開示措置を講じるよう申し出るようにしてください。

（注）DV・虐待等被害者の心身の機能や判断能力の著しい低下等により自ら申し出る又は代理人による対応も困難な場合には、申請等の際にマイナンバーを記載するか否かに関わらず、当該被害者の支援を行う者から申し出るようにしてください。

- (2) カードを置いたまま避難している場合には、カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やカードの再交付の申請を行うようにしてください。

- (3) 必要に応じて、マイナポータルの利用者フォルダ（アカウント）の削除を行うようにしてください。また、加害者を代理人設定している場合には、当該設定の解除を行ってください。

（注）アカウントの削除や代理人設定の解除のためには、カードを使用してマイナポータルにログインする必要があるため、カードを置いたまま避難している場合には、(2)の対応を併せて取る必要があることに留意してください。なお、こうした手続等が完了するまでの間は、不開示措置により対応することが可能です。

(8) 養護者（家族等）への支援

ア 養護者（家族等）支援の意義

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（第14条第1項）。

障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

障害者に重度の障害があったり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にある等、障害者虐待は様々な要因が絡み合っており、障害者に対する虐待を予防するためには、これらの要因を一つひとつ分析し、虐待を行っている養護者を含む家族全体に対して、適切な支援を行うことが重要と考えられます。

養護者への支援に当たっては、以下の視点で行うことが考えられます。また、地域生活支援促進事業の障害者虐待防止対策支援の活用等により継続的に支援を行うことも必要です。

① 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。そのためには、できれば障害者の保護等を行う職員と養護者等への支援を行う職員を分けることも検討します。

② 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障害者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。

③ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービス等、養護者が障害者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

障害者に重度の障害があり介護負担が大きい場合等は、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追い詰めてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が養護者の

日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

④ 養護者への専門的な支援

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合等は、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

【参考】養護者からの不当な要求があった場合の対応

養護者による障害者虐待への対応では、上記のとおり、養護者支援の視点が重要ですが、中には、対応の過程で養護者から不当な要求や脅し等が行われる場合もあります。こうした場合には、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応を図ることが必要となります。

例えば、窓口を一本化させ、統一的な方針の下にき然とした態度で臨む、職員一人に対応しない、やり取りを記録に残しておく、必要に応じて専門家チームの助言を仰ぐ、等の対応が重要です。

イ 養護者支援の視点

① 障害者と養護者の支援を別の担当（チーム）で行う

障害者虐待対応においては、虐待を受けている障害者への支援と虐待者（養護者）への支援は別の担当（チーム）が行う必要があるという視点が求められます。一つの担当（チーム）が障害者と養護者への支援を行うと、それぞれの利益が対立して問題の整理が難しくなります。

② 養護者支援を担当するチームにつなぎ、協働する

家庭内における障害者虐待は、背景にあるさまざまな要因によって引き起こされます。例えば、養護者が障害や疾病を抱えているが支援に結び付いていない場合、その支援を担当すべき関係機関につなぎ、支援が提供されるように働きかける必要があります。その際、チーム同士がバラバラに支援をするのではなく、虐待対応ケース会議に参加してもらうなどしてともに支援方針をつくった上で役割分担し、支援に取り組む必要があります。

ウ 養護者支援の実際

(1) 養護者支援のポイント

障害者虐待の事例では、介護の知識不足、介護疲れ、家族間の人間関係、養護者の病気や障害等、複雑な要因が絡み合っただけで虐待が生じています。常に養護者にも何らかの支援が必要であると考えて対応する必要があります。

① 事例を全体的、総合的にとらえる

養護者支援を考えると、その事例の全体的、総合的な状況を理解することが重要です。障害者と養護者は、互いに影響を与え合いながら地域で暮らしています。地域には障害者と養護者を取り巻く環境（社会的・物理的な環境や文化）があり、障害者の暮らしは環境から影響を受けています。このことから、障害者虐待の解決や防止のためには、障害者だけを支援するのでは不十分であり、養護者を支援し、障害者や養護者を取り巻く環境にも働きかける必要があります。

ソーシャルワークは、社会生活上の問題をとらえ、対象（障害者や家族）と環境（社会資源や資源システム）の関係を調整することで問題を解決・緩和し、場合によっては予防します。また、ソーシャルワークは障害者や家族だけでなく、小集団や地域社会も対象とする。そして人や家族、地域社会は問題だけでなく強さ（ストレングス）を持っているととらえ、「問題を持つ対象」として否定的にみるのではなく対象の尊厳という価値を実現しようとしします。養護者支援もこれと同様の考え方をもって取り組む必要があります。

障害者の権利擁護を最優先としつつ、養護者の身体機能・精神心理的状态・社会的な側面を総合的にとらえます。ジェノグラムやエコマップを用いて障害者と養護者、取り巻く環境を可視化し、現在の状況を総合的につかみ、関係者間で共有する方法が有効です。また、障害者と養護者の人間関係やこれまでの人生の歴史を知り、人間関係に悪循環がないか、反対に強みは何かを検討します。その際には、エコマップ、ジェノグラム、生活史年表などを活用し、過去、現在、未来の時間軸で生活全体を把握する視点を持つことが有効です。障害者と養護者の全体像が明らかになり、適切な支援方針を立案することにつながります。

② 幅広い情報収集、チームによるアセスメントと支援計画策定

これまで関わりのあった関係者や近隣住民の協力を得ながら、幅広く情報を収集し、アセスメントすることが重要です。コアメンバー会議や虐待対応ケース会議では、虐待の状況に応じて様々な視点から状況を分析し、多方面からの支援が行われるようにする必要があります。養護者支援についても幅広い意見を出し合った上で援助方針や支援計画を作成します。支援計画に基づいて関係者と連携・役割分担し、介護負担や介護ストレスの軽減など、養護者自身が抱える課題に応じた専門的な支援を進めていきます。

③ 虐待を解決するための支援と障害者の生活の安定までの継続的な支援

障害者虐待防止のための支援の基本は、発生予防から虐待を受けた障害者の生活の安定までの継続的な支援です。虐待が解決した後は再発を予防することも重要になります。

例えば、通常の相談支援として関わりがはじまり、虐待予防に留意していたにもかかわらずリスク要因が重なり虐待へと発展してしまった事例について考えてみましょう。虐待の状況を把握したら、情報収集、事実確認、アセスメントを迅速に行い、コアメンバー会議において、市町村が組織的に虐待かどうか判断します。また、虐待対応ケース会議等を通じて多機関で連携して支援課題を明確に

し、援助方針や支援計画を策定し、支援を開始します。支援課題として養護者の問題があれば養護者への支援計画を策定し、実施します。支援結果をモニタリングし、虐待の状況が改善された場合は組織的に終結と判断します。その後はまた通常の相談支援の関わりへと引き継がれ、ニーズに応じて必要な支援が計画され提供されますが、その一つとして虐待の再発予防が含まれます。再発予防のために必要であれば養護者支援が継続されます。

④ 長期にわたる支援が必要な事例に組織的に対応する

自治体では、組織的対応において責任ある立場に置かれる管理職にも、支援の中心となる担当職員にも、定期的な人事異動があります。人事異動の際の引継ぎを確実にするためには、援助方針や支援計画を策定する際に、虐待と認定した根拠や、支援課題が何で、現在は何を解決するために障害者や養護者にどんな支援を行っているのか、モニタリングの結果を含めてきちんと記録に残しておく必要があります。

この手引きや都道府県主催の障害者虐待防止研修等で紹介される資料を活用しつつ、必要に応じて自治体独自の対応マニュアルや帳票を整備し、支援の計画・実施・評価を確実に遂行した上で、自治体の組織内で知識や技術を蓄積していくことが求められます。

(2) 養護者支援の実際

「V 参考資料」に、養護者による障害者虐待対応におけるポイント及び養護者支援に関するポイントを掲載しています。

Ⅱ 養護者支援のためのショートステイ居室の確保

① 法的根拠

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に障害者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第14条第2項）。

障害者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば障害者虐待につながり得る場合、あるいは緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合等については、養護者の負担を軽減する観点から、積極的に当該措置の利用を検討する必要があります。

② 居室の確保策

障害者虐待防止法第14条第2項に規定する「居室を確保するための措置」としては、市町村独自に短期入所するための居室を確保して対応する方法も考えられますが、地域によって居室の空き状況等が異なることから、各自治体の状況に応じた工夫がなされることが期待されます。

居室の確保に当たっては、地域生活支援促進事業の障害者虐待防止対策支援

も活用できます。

また、平成 30 年度障害福祉サービス報酬改定において、短期入所では、緊急時に受入れを行った場合、「緊急」という局面を勘案し、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに（「定員超過特例加算」）、その間は定員超過利用減算を適用しないこととしています。さらに「緊急短期入所受入加算」についても、利用開始日のみだった加算を 7 日間（やむを得ない事情がある場合は 14 日間）まで広げており、こうした加算を活用することも可能です。

③ 継続的な関わり

障害者が短期入所している間も、支援担当者は障害者本人と養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望等を把握しながら虐待対応ケース会議を通じて支援のための計画を作成する等して、適切な相談、助言等の支援を行うことが必要です。

（９）成年後見制度等の活用

虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法第 9 条第 3 項においても、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2 又は知的障害者福祉法第 28 条の規定により、適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）を行うことが定められています。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し支援するために有効ですが、制度の利用は十分とはいえませんでした。こうした点を踏まえ、障害者虐待防止法には、国や地方公共団体が成年後見制度の周知や制度利用に当たっての経済的負担の軽減措置を図ることも規定されています（第 44 条）。

また、平成 24 年 4 月から、市町村における地域生活支援事業で成年後見制度利用支援事業が必須事業化されました。市町村窓口又は基幹相談支援センターは、成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を行い、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、積極的に成年後見制度につなげることが必要です。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の 3 つに分かれており、判断能力の程度等本人の事情に応じて適切に制度を選び、審判の申立て（審判請求）を行います。

① 市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について

法定後見の申立ては、原則、本人・配偶者・四親等内の親族等が行いますが、市町村長申立ては親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求が必要な状況にある場合に行うこととされています。

これを確認するために行う調査には次の 3 つがあります。

ア 戸籍調査

親族の有無を確認する目的で行う調査

イ 意向調査

親族が申立を行う意向であるかを確認する目的で行う調査

ウ 利用意見調査

成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する目的で行う調査

上記の3つの調査について、基本的な考え方は次のとおりです。

1) 戸籍調査の基本的な考え方について

市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認することが必要です。戸籍調査の結果、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立てを行わないことが適当です。

2) 意向調査の基本的な考え方について

意向調査においては、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めることが重要です。また、虐待以外の場合であっても、親族の重病、長期不在や居所不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができます。

3) 利用意見調査の基本的な考え方について

利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされず、利用意見調査票の提出は義務ではないことを踏まえ、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めることが重要です。

4) 虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方について

虐待等の緊急事案における親族調査については、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立てが求められることから、次のとおり取り扱うこととしています（別添フロー図も参照のこと）。

- ・ 戸籍調査は、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。
ただし、事案の緊急性が高い場合で、二親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。
- ・ 意向調査は、虐待等の緊急事案においては省略することができること。
一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施

することができる。

ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。

- ・ 利用意見調査は、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること。

② 市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要です。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要があります。これらの観点を総合的に踏まえ、住所（住民登録のある場所をいう。以下同じ。）と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- ・ 生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。）
 - ・ 入所措置の措置権者
 - ・ 介護保険の保険者
 - ・ 自立支援給付の支給決定市町村
- 等が行うこととしています。

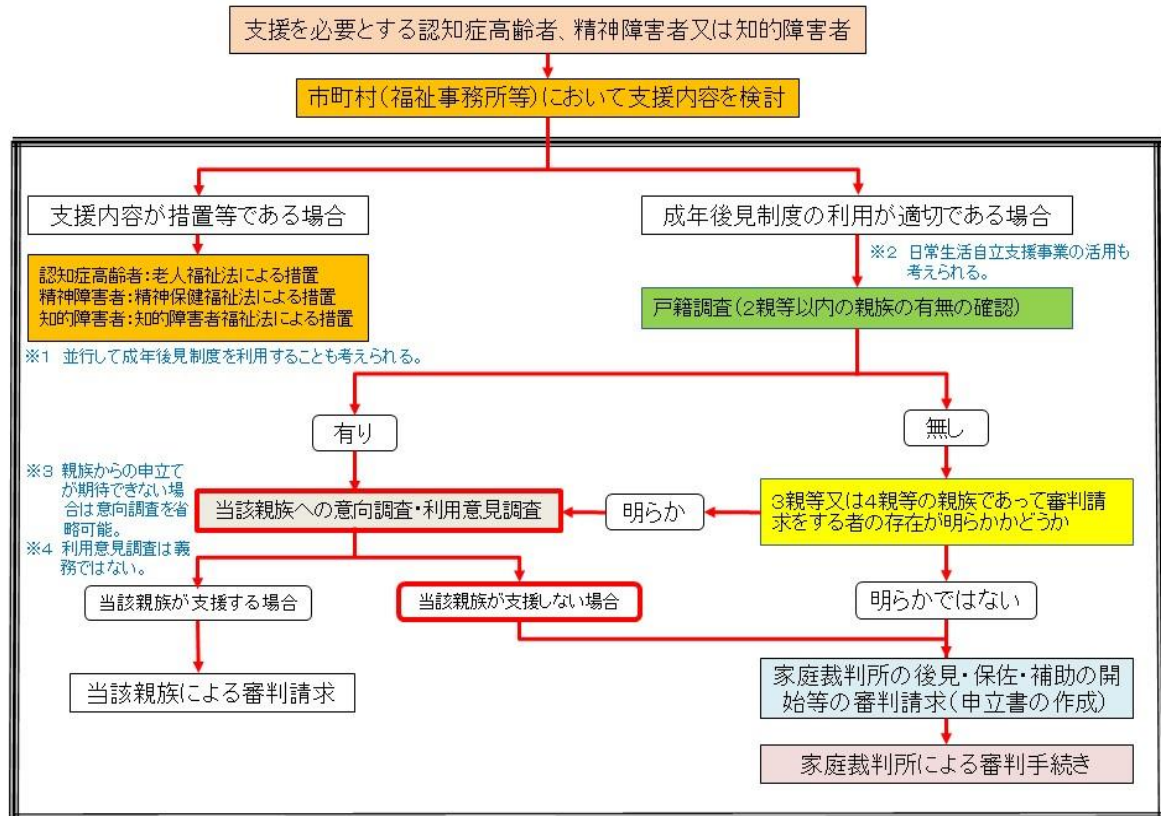
ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではありません。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じ協力する必要があります。

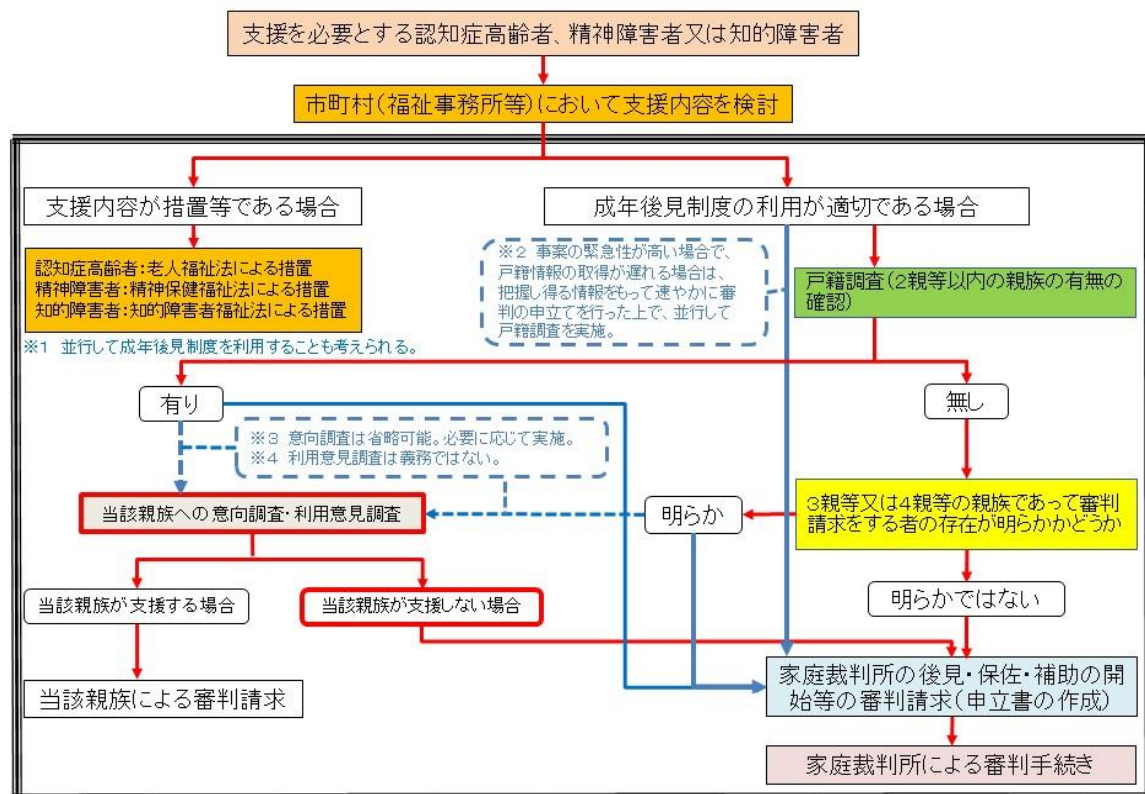
なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築しておくことが重要です。

※上記及び次頁の申立事務の流れの例示については、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日付け障障発1126第1号・障精発1126第1号・老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）を参照。

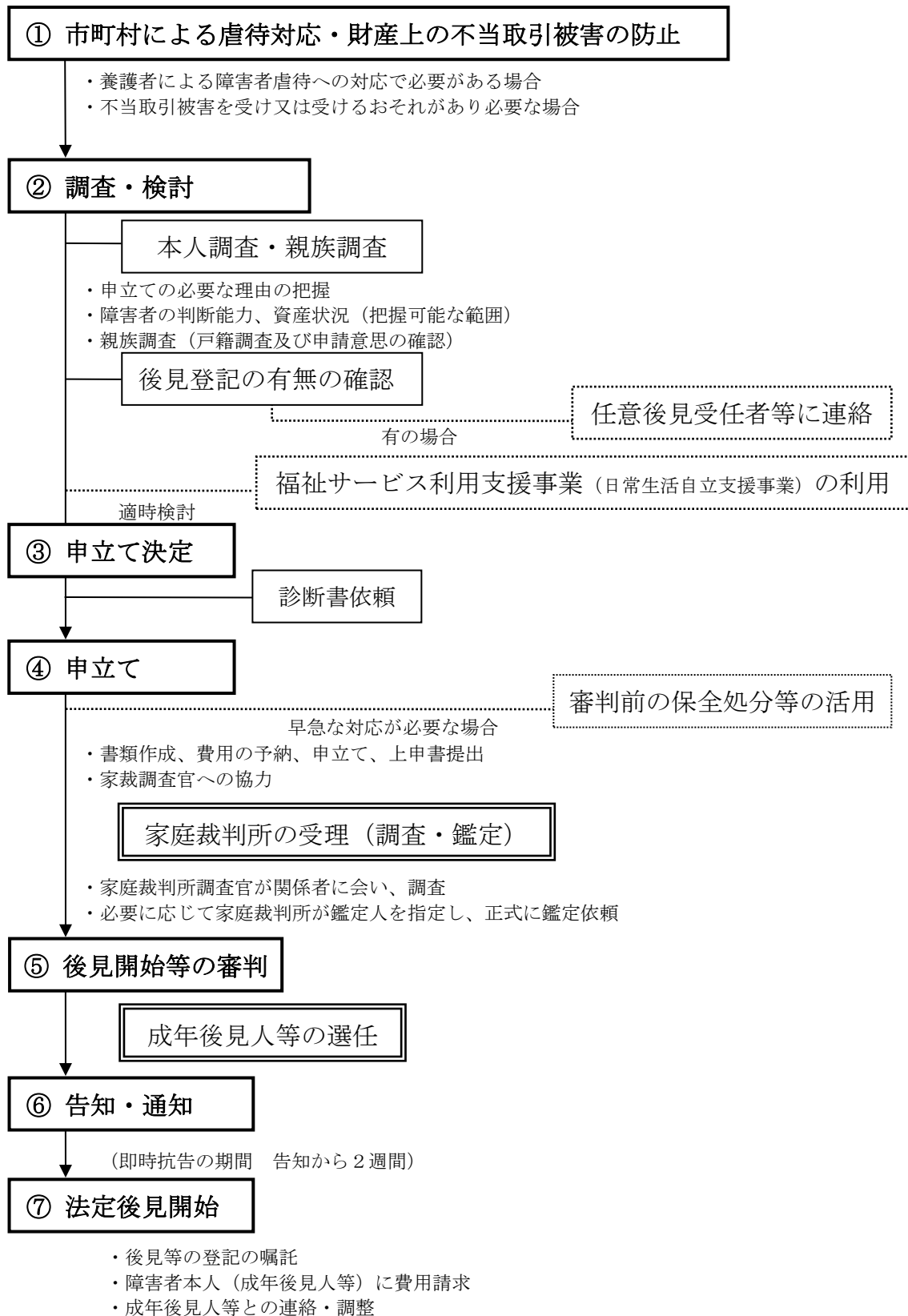
市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
 ※虐待等の緊急事案ではない場合



市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
 ※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照



＜ 市町村長申立てフローチャート ＞



※「市町村・都道府県における高齢者待への対応と養護者支援について」（平成30年3月 厚生労働省老健局を参考に作成

【参考 1】 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度です。平成 12 年 4 月から、高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、新たな制度に改正されました。

○ 法定後見制度

家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。判断能力の程度に応じて補助、保佐、後見があり、その対象は次のようになっています。

「補助」：精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害等）により判断能力が不十分な人

「保佐」：精神上の障害により判断能力が著しく不十分な人

「後見」：精神上の障害により常に判断能力を欠く状態にある人

これらの類型に応じてそれぞれ保護する人を補助人、保佐人、後見人とし、利用者の申立により家庭裁判所が選任するものです。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等から選任されます。

具体的に本人を保護する方法としては、法的な権限として①同意権・取消権（後見人等の同意なしに行った本人の法律行為を取消（無効）にする権限）と②代理権（後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限）が後見人等に与えられています。

○ 任意後見制度

あらかじめ任意後見人を選任し、高齢者等の判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ締結した契約（任意後見契約）にしたがって保護するものです。任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められます。

※ 虐待に関する事案では、任意後見制度を利用する場合は少ないと思われます。

【参考 2】 成年後見制度利用促進法

平成 28 年 4 月、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）が議員立法により成立し、同年 5 月に施行されました。

また、令和 4 年 3 月に同法に基づく「第二期成年後見制度利用促進基本計画（計画期間は令和 4 年度～令和 8 年度）」が閣議決定されました。第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととしています。また、第二期計画においては、令和 6 年度末までの目標として、市町村申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進や、市民後見人や法人後見等の担い手の確保・育成に関する KPI が設定されています（詳細は同計画を参照）。

【参考３】 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

援助の内容には以下のようなものがあります。

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知」)

本事業の対象となるのは、福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理等については自分の判断で適切に行うことが困難ですが、契約書や支援計画書の内容を理解することができる方です。

障害者虐待では、知的障害者、精神障害者に対する経済的虐待や財産上の不当取引による被害等の事案が発生しています。このような被害を防ぐための支援の一つとして本事業の活用を検討することが必要です。

【窓口】

都道府県社会福祉協議会
市町村社会福祉協議会

(10) モニタリング・評価

ア モニタリング

モニタリングは、支援計画に基づき行います。

初動期のモニタリングは、概ね2週間を目安に実施します。

緊急的又は集中的な対応が一段落着いた場合であっても、支援経過の過程で再度状況が悪化する場合があります。このため、支援計画及び虐待対応ケース会議の援助方針に基づき、モニタリングを行います。

イ 関係機関との連携による対応

モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、虐待対応ケース会議において、事前に関係機関による役割分担や連絡体制等を明確にし、常に連携して対応します。ネットワークを構成する機関と定期的に情報交換や意見交換等を行いながら、信頼関係を構築することが望まれます。

ウ 再アセスメント・対応方針の修正

障害者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関との虐待対応ケース会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による援助内容を変更していく必要があります。

エ 評価

一連の虐待対応について、支援計画及び援助方針が適切に遂行されているかどうか、また、対応により目的が達成されたのか、実施できなかった点があれば、計画が適切であったか。計画を実施したことにより虐待が改善されたのか（一時的か否かも含む）。支援経過の中で新たな虐待が発生していないか、虐待対応ケース会議において確認します。特に、初動期における緊急性が解消したかなど、適切な次の支援へつなげるためにも、その評価結果を共有しておくことも重要です。

(11) 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を終了することです。これは、行政の責任として、虐待対応の終結を判断することを意味します。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。虐待対応が終結したと思われる時点で状況を整理してコアメンバー会議に諮り、支援関係者の意見も踏まえた

がら組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として市町村や相談支援事業所に引き継ぐとともに、虐待の再発があったとき等に速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供するとともに情報共有に努めます。

4 財産上の不当取引による被害の防止

(1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者や障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することが規定されています（第43条第1項）。この相談や関連部署・機関の紹介は、市町村障害者虐待対応協力者に委託することが可能です。

市町村は消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生児童委員、相談支援専門員、居宅介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

住民に対しては、財産上の不当取引による障害者の被害に関する相談窓口（基本的には、消費生活センター又は市町村の消費者担当部局が基本）を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

【相談窓口】

消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、成年後見センター・リーガルサポート、弁護士会

(2) 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。前述した市町村長申立も活用しながら、障害者の財産が守られるよう、支援を行うことが必要です（第43条第2項参照）。

5 養護者による障害者虐待の事例

平成25年度の厚生労働科学研究費補助金で、「障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究」が行われました。その中で収集された養護者による障害者虐待と対応の事例を示します。

事例1 女性 知的障害（身体的虐待）

母から「しつけ」として叩かれる。生活介護事業所が通報。サービス等利用計画を変更し、行動援護の利用を追加。相談支援専門員が自宅訪問し、モニタリングを定期的に行う。

事例2 男性 知的障害（身体的虐待）

行動障害がある本人が、母を叩く等の他害行為を行うと、「クールダウン」のために着衣のまま冷水をかけることがあると母から報告を受けて、居宅介護事業所が通報。要見守りケースとして、自宅訪問時の様子観察を継続。

事例3 男性 知的障害（経済的虐待）

A市の支給決定を受け、B市にある入所施設で生活していたが、妹の夫から本人の貯金を貸してほしいと相談あり。施設側が拒否すると、脅迫的な言動があったため、虐待防止センターへ通報。妹夫婦からは施設の契約を解除し自宅に引き取ると言われる。措置に切り替えることを検討したが、妹夫婦と交渉の結果、措置に切り替えずに本人も財産も守ることができた。

事例4 女性 知的障害（性的虐待）

介護保険で要支援の判定を受けた母と本人の2人世帯。母の知人男性がしばしば家に来て、通院や買い物等母の手伝いをしているが、その男性に性的な嫌がらせを受けていると、通所先の事業所へ訴えがあり発覚。事業所が虐待防止センターへ通報。本人の了解をとり、短期入所の利用。虐待防止ネットワーク会議を開催し、警察から男性へ注意喚起してもらう。翌日、行政、保健師、相談支援事業所、通所事業所が集まり、今後の方向性や役割について話し合う。現在は訴えた内容のことはなくなっている。

事例5 女性 精神障害（身体的虐待・心理的虐待）

両親と姉、姉の内縁の夫と同居。姉の障害理解が乏しく、本人の病状に対する苦言、身体の一部をつねる、ぶつ等によるアザや極端な他者へのおびえが見られたことからクリニックのスタッフが区と相談し、任意入院とする。姉は虐待防止センター、相談支援専門員、クリニックのスタッフからの接触を拒否。退院後は家族のもとに戻り、支援者らで見守りを継続中。

事例6 男性 精神障害（身体的虐待・経済的虐待）

家庭内において義兄から日常的に暴力を受け、丸刈りにされ、年金を使われる。本人が警察や虐待防止センターに逃げ込んで相談開始。緊急ショートステイを経て生活保護を受給し、グループホームと就労移行支援を利用。

事例7 女性 身体障害（放棄・放置）

本人はベッド上で寝たきり状態での生活だが、排泄や身体面、食事の世話を母親がしていない。支援に入っていたヘルパーより役場へ通報、相談支援事業所も対応し、サービスの見直しを検討。

事例8 女性 身体障害（身体的虐待）

ヘルパーが本人のあごにアザを発見。夫に確認したところ息子が殴ったとの話があり、通報。夫と面談し、虐待が日常的に行われていないことを確認。市虐待防止センターが協議し、訪問介護を利用していることから、緊急的な介入の必要はないと判断。現在、訪問介護事業所と見守りを継続中。

Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の 防止と対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による虐待が規定されています（第2条、第15～20条）。

障害者虐待防止法に規定されている「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています（第2条第4項）。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」（以下、合わせて「障害者福祉施設等」という。）に該当する施設・事業については「I－1（2）イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」を参照してください。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

（1）障害者福祉施設等の設置者等の責務

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者の責務として、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずることが定められています（第15条）。

令和4年4月から障害者福祉施設等の運営基準に基づき、虐待の発生又はその再発を防止するため、新たに以下の措置を講じることが義務化されました。

- ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること
- ウ アとイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

また、障害者福祉施設等の運営についての重要事項に関する運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされています。具体的には、

- ア 虐待の防止に関する担当者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）
- オ 虐待防止委員会の設置等に関すること

等を指します。（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準に

について（抄）」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

さらに、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の 1 % を減算）が創設されました。

なお、こうした取組が小規模事業所においても過剰な負担とならないようにするため、令和 3 年度の障害者総合福祉推進事業において、小規模事業所における望ましい取組方法（体制整備や複数事業所による研修の共同実施等）について調査研究を行い、令和 4 年 3 月に事例集としてまとめています。

<参考：小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント>

※令和 3 年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備に関する研究事例集」（PwC コンサルティング合同会社）より一部抜粋

<虐待防止>

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
研修の実施	<p>① 虐待防止等に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。 ※解釈通知では、「研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」とされています。</p> <p>② 域内で積極的に虐待防止等に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。</p> <p>③ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加できなかった職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。</p>
虐待防止委員会の開催	<p>④ 虐待防止委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人（理事長等）が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会の開催に必要となる人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば、最低人数は問わない。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。</p> <p>⑤ 虐待防止委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、弁護士等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。</p> <p>⑥ 既存の会議体や委員会（定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等）の開催に併せて虐待防止委員会を実施する。</p>

指針の整備	⑦ 虐待防止等のために必要な指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。
-------	---

(2) 管理者・職員の研修、資質向上

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を防止するためには、何よりもまず障害者の人権の尊重や障害者虐待の問題について、管理者、職員が自ら高い意識を持つことが必要です。また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠です。

自治体が実施する、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修は、障害者福祉施設等の管理者又はサービス管理責任者等を対象として、障害者虐待防止の基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待防止委員会の設置等の具体的な虐待防止の体制づくり、身体拘束や行動制限を廃止するための具体的な取組等、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応を学ぶ機会を提供するものです。

自治体においては、障害者福祉施設等の管理者又はサービス管理責任者の研修受講状況を把握し、受講していない場合は積極的な受講勧奨を行う等、未受講をなくす取組が期待されます。

また、自治体が行う障害者虐待防止研修を受講した職員が、勤務する施設・事業所の職員に対して伝達研修を行うことを推奨することにより、施設・事業所の職員に研修内容を普及することができます。「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に、施設・事業所で障害者虐待防止の伝達研修を行う際に利用できる冊子を掲載していますので、その活用を推奨するとともに、研修受講者に伝達研修の実施時期などを報告させることにより実施状況を把握することで、確実な普及啓発に努めます。

障害者福祉施設等においては、定期的に障害者虐待防止や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質の向上に努めることが必要です。

虐待を防止するためには、実際に支援に当たる職員だけでなく管理者も含めた事業所全体での取組が重要です。管理者が率先して障害者の人権の保持に向けて行動し、職員とともに、風通しが良く、働きがいのある職場となるよう環境を整えていくことが必要です。

(3) 個別支援の推進

数多くの障害者が障害福祉サービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は利用者にとっても職員にとってもストレスの原因となるものであり、特に入所型の事業において、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。

入浴、排せつ、更衣等の介助においては、勤務シフトや業務内容の分担の工夫な

どにより、可能な限り同性介助ができる体制を整え、特に性的虐待の被害に遭いや
すい女性障害者に対して配慮する必要があります。

利用している障害者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境
をつくることが障害者福祉施設従事者等には求められています。

そのために、それぞれの事業所では個々の利用者への総合的な支援の方針や生
活全般の質を向上させるための課題等を記載した個別支援計画を作成します。個別
支援計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の
実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

利用者一人ひとりに対して、その個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実
践することが、虐待という重大な人権侵害事案を防止することにつながります。

(4) 開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、入所している障害者の居住の場でもあるため、ともすると閉
じられた場になりやすいという側面があります。このため、内部の習慣的な行動が
外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待防止に向けた各種取組
が形式的なものになり、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壌ともなり得
ます。このため、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。地域の住民
やボランティア、実習生等多くの人が施設に関わることによって、職員の意識にも
影響を及ぼすと考えられます。また、他施設との職員交流、利用者の個別支援に関
する事例検討に外部の専門家からコンサルテーションを受ける機会を設ける等、外
部の目や援助が入る機会を増やすことが虐待防止につながります。

さらに、サービス評価（自己評価、第三者評価等）の導入も積極的に検討するこ
とが大切です。

(5) 実効性のある苦情解決体制の構築

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用して
いる障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の
防止等の措置を講ずることが規定されています（第15条）。

障害福祉サービス事業所等においては、苦情相談窓口を開設する等苦情解決のた
めに必要な措置を講ずべきことが運営基準等にも規定されています。サービスの質
を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図る等、苦情解決のため
の取組を効果的なものとしていくことも大切です。

(6) 指導監査等による確認

自治体は、障害者福祉施設等の指導監査において、報告書類のチェックだけでなく
施設内巡回の時間をなるべく多く確保し、利用者の様子や職員の対応、同性介助
について可能な限り配慮されているか等について観察したり、幹部職員のみならず
現場の職員からも聞き取りを行う等、実質的なチェックになるよう心掛けることが

求められます。

また、自治体は相談支援専門員が障害者福祉施設等の利用者についてモニタリングを行った際に、気になった点があればすぐに相談支援専門員から情報提供を受けられるよう連携体制を構築しておくことが望ましいと考えられます。

（７）虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施

通報、苦情等の内容が利用者の生命、身体安全に関わるものである場合は、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、虐待防止に重点を置いた柔軟な対応が必要です。

また、実地指導においても、障害者虐待との関連が疑われる場合などを含め、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、監査と同様、事前に通告を行うことなく実地指導を行うことも検討することが必要です。

厚生労働省では、このような主旨を踏まえて平成 28 年 4 月に「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」及び「指定障害児通所支援等事業者等の指導監査について」を改正し、障害者虐待との関連が疑われる場合を含めた機動的な指導・監査の実施について通知しています。

障発 0408 第 7 号

平成 28 年 4 月 8 日

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について

指定障害福祉サービス事業者等指導指針

5 指導方法等

(2) 実地指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

障発 0408 第 8 号

平成 28 年 4 月 8 日

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

指定障害児通所支援等事業者等指導指針

5 指導方法等

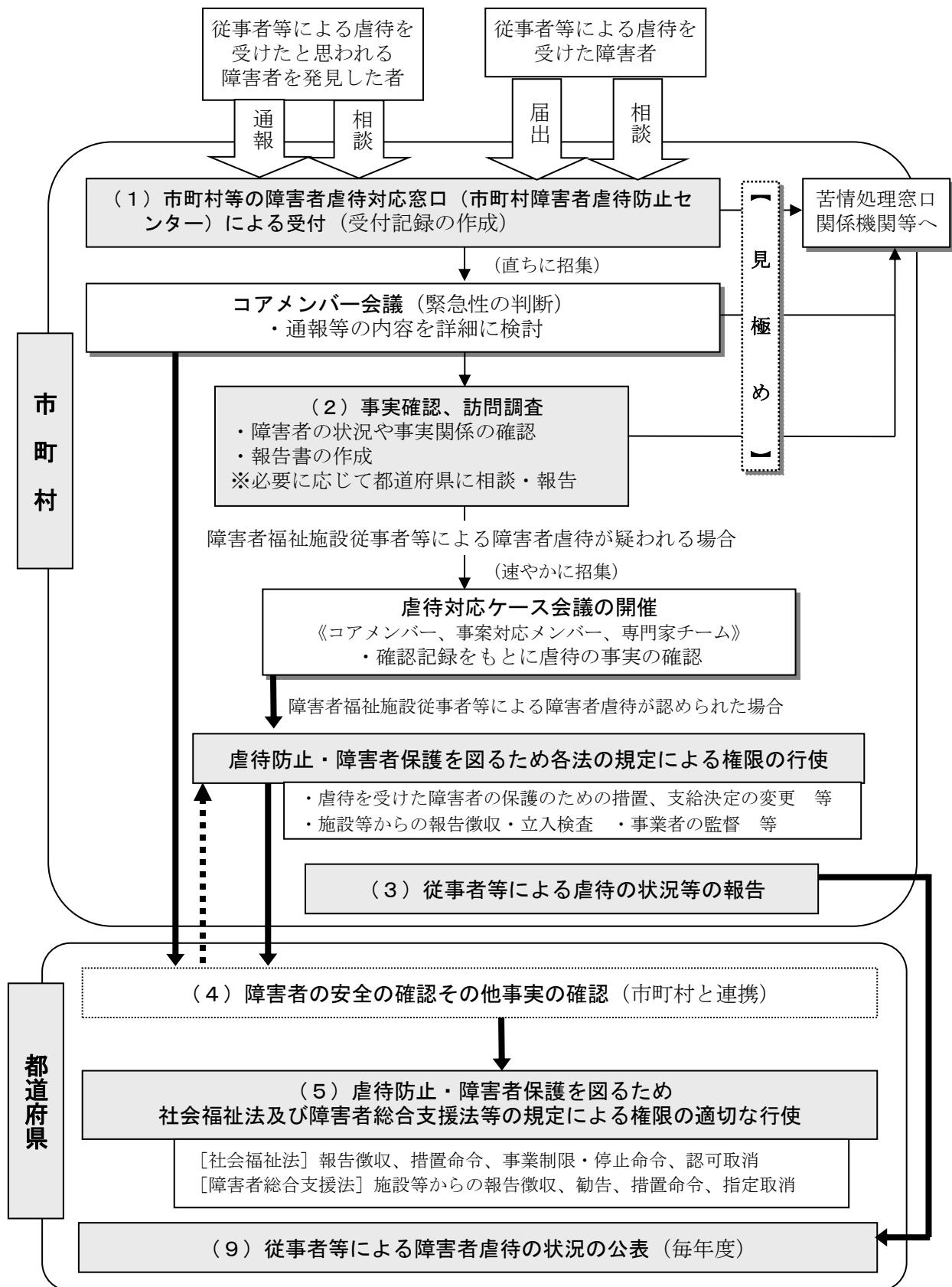
(2) 実地指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

3 相談・通報・届出への対応（市町村）



（１）通報等の受付

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村への通報義務が規定されています（第16条第1項）。これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様です。

また、虐待を受けた障害者は市町村に届け出ることができることとされています（第16条第2項）。

イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合等

障害者が利用している障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合の虐待事案では、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取り等の初期対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。

また、その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県等と協力して行うことになりますので、当該都道府県等にも速やかに連絡を入れる必要があります。

なお、障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が遠方の他県である場合等は、支給決定を行った市町村が速やかに障害者の安全確認や事実確認を行うことが困難な事態も考えられます。その場合は、障害者福祉施設等が所在する市町村が通報等を受け付け、当該施設所在地の都道府県等が支給決定市町村に代わり障害者の安全確認や事実確認を行うことも考えられます。支給決定を行った市町村も当該施設所在地の都道府県等に対し、障害者の支給決定状況等の情報提供を含め積極的に協力するなど、通報を受けた市町村、障害者福祉施設等の所在地の都道府県、支給決定をした市町村が連携し、速やかに障害者の安全確認、事実確認を行うことができるよう適切に対応します。

障害者福祉施設等で虐待を受けたと思われる障害者の支給決定市町村が複数ある場合、各市町村が障害者の安全確認、事実確認等を行うことになります。その場合は、都道府県障害者権利擁護センターが、障害者虐待防止法に定める市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整等を行うことになります。

ウ 通報等の受付時の対応

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた市町村職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが障害者施設従事者等による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口（例えば市町村や当該事業所の苦情処理窓口等）での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

※ この他、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。「Ⅱ—3（1）相談、通報及び届出の受付」を参照してください。

また、障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行う等、通報者の立場の保護に特に配慮することが必要です。

なお、障害者虐待防止法第 16 条第 1 項に基づく障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報は、虐待を発見した個人だけでなく、関係機関や行政機関等が行う場合もありますが、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号及び第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」として、当該障害者等の個人情報等を市町村に提供することが可能です。

※「法令に基づく場合」に該当するため、市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センターは、要配慮個人情報取得に当たって、本人同意の取得は不要（個人情報保護法第 20 条第 2 項第 1 号）。

エ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（この旨は、養護者による障害者虐待についても同様）。（第 16 条第 3 項）
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第 16 条第 4 項）

が規定されています。したがって、障害者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、当該行為は民事上無効と解されます。こうした規定は、障害者福祉施設等における障害者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の通報をした場合には、そもそも第 16 条第 1 項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益取扱いの禁止等を

規定する第 16 条第 4 項が適用されないことになります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

障害者虐待防止法施行後、虐待通報した職員に対して、施設側から損害賠償請求が行われる事案が発生しました。適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に施設側から損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員を萎縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものです。

都道府県、市町村においては、施設管理者等に対して研修等様々な機会を通じて障害者虐待防止法の趣旨について啓発に努めるとともに、通報義務に基づいて適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等に対して解雇その他不利益な取扱いがなされないよう、通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在について周知徹底を図ることが必要です。

(参考) 公益通報者保護法における規定

公益通報者保護法でも、労働者(退職後 1 年以内の退職者を含む)又は役員が、事業者内部で法令違反行為(犯罪行為若しくは科料対象行為又はこれらにつながる行為に限る)が生じ、又はまさに生じようとしている旨を事業者内部、権限を有する行政機関、その他の事業者外部に対して所定の要件(※)を満たして公益通報を行った場合の通報者に対する保護が規定されています。

(※) 所定の要件

例) 労働者が権限を有する行政機関への通報を行おうとする場合

以下①又は②のいずれかの要件を満たす場合

①公益通報の対象となる事案が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある

②公益通報の対象となる事案が生じ、又はまさに生じようとしていると思量し、かつ、所定の事項を記載した書面(通報者の氏名、住所、公益通報の対象となる事実の内容や当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思量する理由等を記載)を提出すること

■公益通報者に対する保護規定

① 解雇の無効

② その他不利益な取扱い(降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等)の禁止

オ コアメンバーによる対応方針の協議

「Ⅱ―3 (2) 対応方針の協議」を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、特に留意が必要です。

(2) 市町村による事実の確認

通報等を受けた市町村は、通報等に係る内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。この際、事実確認のための調査は、通報等がなされた障害者福祉施設従事者等の勤務する障害者福祉施設等や、虐待を受けたと思われる障害者に対して実施します。前述のように、通報等の内容は様々です。通報が明らかな虚偽である場合はともかく、虚偽の通報であるのかどうかについては、丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

こうした事実確認等は、市町村が行うべきものですが、この段階では障害者総合支援法に規定する市町村長による調査権限（障害者総合支援法第10条又は、第48条第1項第3項、第51条の27第1項及び第2項）に基づくものではなく、同法第2条第1項第2号及び第3号に規定する市町村の責務に基づき行われるもので、障害者福祉施設等の任意の協力の下に行われます。

(3) に示すように、その結果、障害者虐待が確認された場合や障害者福祉施設等が調査に協力しない場合等、都道府県と市町村が共同で調査を行うべきと判断される場合には、障害者虐待の事実が確認できていなくとも市町村から都道府県へ早期に報告し、市町村と都道府県が連携してその後の対応を行うことが必要となります。

特に、一つの施設・事業所で複数の支給決定市町村が関わる虐待に関する通報等があった場合、それぞれの支給決定市町村が事実確認調査を行うこととなりますが、各支給決定市町村が相互に虐待の状況や虐待判断の有無等を共有しないまま、事実確認調査においてなかなか虐待の有無の判断に至らず、その間に虐待による被害の拡大につながる恐れがあります。このような状況を防止するためには、早期の情報共有と適切な対応を図るため、以下の点に留意する必要があります。

① 支給決定市町村

虐待の疑いがあるものの虐待の判断には至らない重症度が高い事案、虐待の疑いは高いが聞き取り調査だけでは虐待の判断に至らない事案等の注意が必要と思われる事案は早期に都道府県等(※1)に報告します。

(※1) 政令指定都市・中核市等、事業所や法人の指導・処分権限がある場合は、そちらにも報告をします。

② 施設所在地市町村

施設所在地市町村には通報等の第一報が入りやすいこともあり、同一の施設・事業所で複数の同様の虐待が発生していることに気づきやすい立場にあることから、注意が必要と思われる通報事案については、支給決定市町村だけでなく、都道府県等にも連絡します。

③ 都道府県等

上記の報告・連絡があった場合、都道府県等においても迅速に管理職が入った

コアメンバー会議等を開催し、都道府県等が主体となった関係市町村との合同による事実確認調査や指導監査の実施も含め、組織としての適切な対応を行います。

また、悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合にも、速やかに市町村から都道府県に報告することが必要です。

障害者総合支援法の規定により市町村長、都道府県知事が調査権限に基づいて障害者福祉施設等に対して報告徴収又は、立ち入り検査を行う場合、質問に対して虚偽の答弁をしたり、検査を妨害したりした場合は、障害者総合支援法の規定により指定の取消し等を行ったり（第 50 条第 1 項及び第 3 項、第 51 条の 29 第 1 項及び第 2 項）、30 万円以下の罰金（第 111 条）に処することができます。これらの規定について、障害者福祉施設等の管理者や従事者等に説明し、事実確認調査への誠実な協力を要請することが考えられます。

なお、障害者福祉施設等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会等の組織が整備されている場合には、市町村による事実確認調査とあわせ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行うことにより、当該障害者福祉施設等の運営改善に向けた取組が機能しやすくなると考えられます。

ア 調査項目

(ア) 障害者本人への調査項目例

① 虐待の状況

- ・ 虐待の種類や程度
- ・ 虐待の具体的な内容
- ・ 虐待の経過

② 障害者の状況

- ・ 安全確認：関わりのある障害者福祉施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く。）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。
特に、緊急保護の可否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・ 身体状況：傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
- ・ 精神状態：虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
- ・ 生活環境：障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③ 障害福祉サービス等の利用状況

④ 障害者の生活状況 等

(イ) 障害者福祉施設等への調査項目例

- ① 当該障害者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制

- ⑤ その他必要事項 等
 - ・ 事故・ヒヤリハット報告書
 - ・ 苦情相談記録
 - ・ 虐待防止委員会・事故防止委員会の記録
 - ・ 職員への研修状況

イ 調査を行う際の留意事項

① 複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、記録用にＩＣレコーダー等の録音機材や、ビデオカメラ、デジタルカメラ等の映像を記録できる機材を携行します。

② 医療職の立ち会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が想定される場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

特に、身体的虐待事案や性的虐待事案においては、医学的情報も含めたアセスメントが必要となります。行政に所属する医療職（保健師、看護師等）が事実確認調査に同席することや、コアメンバー会議に同席して意見を得ることは、医療職としての観点での情報が得られる可能性が高まり、その後の事実確認調査や虐待の判断をより適切に行うことができます。例えば、セカンドオピニオンを得ることや障害者総合支援法に基づく監査の実施を検討するなど、「虐待の判断に至らず」という結論を安易に導くことを回避できる可能性が高まると考えられます。そのためには、都道府県とも協力し、事実確認の段階から行政に所属する医療職と連携し、医学的な情報や助言を得られる体制の構築が重要となります。専門職との連携体制の構築に当たっては、地域生活支援事業の障害者虐待防止対策支援事業の活用等も考えられます。

③ 障害者及び障害者福祉施設等への十分な説明

調査に当たっては、障害者及び障害福祉サービス事業所等に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・ 訪問の目的について
- ・ 職務について……………担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について……………調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 調査への協力について……事実確認調査に対し誠実に協力することを求めるとともに、虚偽の答弁等があった場合の障害者総合支援法に基づく罰則規定の説明
- ・ 障害者の権利について……障害者の尊厳の保持は基本的人権の尊重であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村が取り得る措置に関する説明

④ 記録類の確認

通報内容の事実確認を行う上で、記録類は重要な情報源となります。

- ・ 日々の利用者支援に関する記録や事故報告書等に、虐待通報に関連した記述がないか
 - ・ 虐待があったとされる日の勤務表や業務の分担表等で、虐待の現場に居合わせたり目撃した可能性の高い職員を絞り込めないか
- 等必要な分析を行います。

⑤ 聞き取り調査の留意点

聞き取り調査に当たって、障害者や障害者福祉施設従事者等が、管理者や他の職員に気兼ねなく安心して話すことができるよう、個室を確保した上で、個別に聴き取りを行い、話の内容が他に聞かれないよう配慮することが必要です。

また、障害者が聞き取り調査に回答する場合、内容によっては、後で障害者施設等の側から不利益な取扱いを受けるのではないかと不安を感じていたり、障害者福祉施設従事者等の場合は、虐待の疑いのある同僚の職員への遠慮や気兼ね等から、虐待の事実を知っていても黙っていたり、最低限のことしか話さなかったりすることも考えられます。

聞き取り調査を受ける相手の立場や心情に理解を示した上で、それでも真実を話してもらうことが、結果として利用者、職員、管理者・設置者全ての人にとって最善の道につながることを説明し、協力を求めることが必要です。

⑥ 虐待があった当該施設が自ら適切に通報した場合の留意点

障害者虐待防止法の浸透により、虐待があった当該施設が、設置者・管理者の意思も含め自ら適切に通報する事例が増えています。その場合、当該施設は市町村の事実確認調査に積極的に協力し、虐待が起きた事実を認め、再発防止策に前向きに取り組もうとしている可能性があります。そのような場合に、虐待を認めず、隠蔽しようとする施設と同様の厳しい対応で事実確認調査を行うことは適切とはいえません。施設の姿勢を見極めつつ、事実確認を適切に行い、再発防止に向けた取組を支援する姿勢が求められます。

⑦ 元職員からの聞き取り調査の検討

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報の中には、当該障害者福祉施設等の元職員からの通報もあります。当該障害者福祉施設等に勤務していた頃は、施設側から不利益な取扱いを受けるのではないかという懸念があった人や同僚職員への気兼ね等から通報をためらっていた人が、退職を機に通報したものと思われます。

当該障害者福祉施設等を退職した元職員は、在職中に感じる懸念や心配から解放されるため、事実確認調査を進める際には、在職中に目撃したかもしれない虐待事案に関する情報提供についても協力が得られやすいことが考えられます。職員からの聞き取り調査から十分な情報が得られない場合、聞き取り調

査の対象に当該障害者福祉施設等の元職員を加えることを検討します。

障害者総合支援法第 48 条第 1 項、第 51 条の 27 第 1 項及び第 2 項、児童福祉法第 21 条の 5 の 22 第 1 項及び、第 24 条の 34 第 1 項では、都道府県知事又は市町村長による、当該サービス事業所の従業者であった者等に対する報告徴収等の権限が規定されていますので、障害者総合支援法等の権限に基づく聞き取りを行うことも可能です。

⑧ 聞き取り等の調査の方法

聞き取り調査の内容を正確に記録に残すために、会話の録音・録画について、必要性を説明した上で同意を求めます。

録音・録画の法的側面については、厚生労働省平成 29 年度障害者総合福祉推進事業「指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の在り方に関する調査研究」報告書（P32）を参照してください。また、各障害の特性と聞き取りの留意事項などについても、同報告書に説明（P39～）がありますので参考にしてください。報告書 URL は巻末尾「参考資料」に記載しています。

聞き取りに当たっては、事案が起きてから時間が経過している場合も少なくないため、まず記憶を呼び戻してから話してもらう必要があります。なるべく静かで視覚的な刺激が少ない部屋を確保し、集中して思い出してもらった上で、答えを誘導しないオープンな質問の仕方で行います。障害者に対して聞き取り調査を行う場合は、質問を理解しやすい言葉に言い換えるといった工夫や、聞き取りの内容を把握する補助としてコミュニケーションボードやピクトグラム（図や絵記号）等の使用を検討します。

【誘導質問】

（例）「職員 A に叩かれましたか？」

（例）「利用者 B が職員 A に叩かれたのを見ましたか？」

【自由再生質問】

（例）「何があったか、よく思い出してください（間を取る）。思い出したことを、どんなことでも詳しく話してください」（オープンな質問）

→「(写真を用意して) その人は、この中にいますか？」(具体物による確認)

→「その時の動作をやってみてください」(動作による確認)

→「その時に障害者や職員がいた位置を、図に書いてみてください」(図による確認)

→「その部分を、もっと詳しく話してください」(部分を限定しての確認)

※ 最後に、「聞き取り調査の後思い出したことがあったら、どんなことでもいいので、連絡してください」と伝え、数日後に連絡を取ってみることで、聞き取り調査の時には思い出せなかった情報を得ることができる場合があります。

⑨ 障害者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

調査に当たって、障害者や障害者福祉施設従事者等の権利やプライバシーを

侵すことがないように十分な配慮が必要です。

※ この他、養護者虐待の場合の留意点（「Ⅱ－3(3) エ 訪問調査」）についても参照してください。

⑩ 個人情報の取扱い

通報を受けて市町村が事実確認調査を行う際には、障害者虐待防止法第 19 条を受け、障害者総合支援法第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する市町村の責務に基づく任意の調査、又は市町村長による調査権限（障害者総合支援法第 10 条又は、第 48 第 1 項第 3 項、第 51 条の 27 第 1 項及び第 2 項）に基づく調査を行うことになります。

その際、障害者福祉施設等や他の市町村等の行政機関等から、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号及び第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」として個人情報等の提供を受けることが可能です。

ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある障害者福祉施設従事者等、所属する障害者福祉施設等に対する調査を終えた後、調査の結果を記載した報告書を作成して管理職の確認を取ります。

ここで、障害者虐待の疑いが認められない事案に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

エ 虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定

調査の結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、虐待対応ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人や障害者福祉施設等への対応方針等を協議します。

※ この他、「虐待対応ケース会議」については「Ⅱ－3 (5) 虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定」を参照してください。

オ 市町村による任意の指導

調査の結果、市町村は自らが支給決定をした障害者の支援を適切に行うために必要があると認めたときは、障害者福祉施設等に対して口頭又は文書により指導を行うことがあります。この指導は、任意の調査に基づく行政指導ですので、当該指導に従わないことを理由として不利益な取扱をすることはできません。（なお、当該市町村が指定した、又は運営費を助成した障害者福祉施設等に関しては、運営全般について指導が可能です。）

カ 通報者への対応

基本的に、通報者に対する行政機関からの報告義務はありません。ただし、事情によって報告が必要な場合には、事実確認の結果やその後の対応について、個人情報

報・法人情報、守秘義務の取り扱いに十分配慮した上で、可能な範囲で説明します。

また、通報等を行ったことにより通報者等が不利益を被ったとの訴えがあった場合には、内容を確認する必要があります（当該障害者福祉施設従事者等の解雇その他の不利益取り扱い、退去要請や嫌がらせ等）。通報者等が不利益を被っていた場合には、当該障害者福祉施設等に対して法に規定する通報等による不利益取り扱いの禁止について説明することが必要です。

（３）市町村から都道府県への報告

市町村は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を都道府県（※）に報告することとされています（第17条）。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれると考えられます。

そのため、都道府県に報告する情報は、通報のあった全ての事案ではなく、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認できた事案を基本とします。

ただし、「Ⅲ—3（2）市町村による事実の確認」において述べたとおり、障害福祉サービス事業所等が調査に協力しない場合等、都道府県と市町村が共同で調査を行うべきと判断される場合には、障害者虐待の事実が確認できていなくとも早期に市町村から都道府県へ報告することが必要となります。

また、悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県に報告する等、必要に応じて柔軟に対応することが求められます。

※ 政令指定都市・中核市等、事業所や法人の指導・処分権限がある場合は、そちらにも報告をします。

都道府県に報告すべき事項（例）

- 1 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害支援区分その他の心身の状況
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
- 5 市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた障害者施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

市町村から都道府県に障害者虐待の第一報あるいは事実確認のための情報共有がなされた後、相当時間が経過してから最終的な報告がなされる事例や、都道府県から問合せがあるまで報告がなされない事例があることが指摘されています。都道府県が市町村と適切な連携を図るためにも、市町村は都道府県に対し、第一報等の後概ね1カ月以内に、その後の経過や対応の結果（虐待であることが確認できなか

った場合を含む。)を報告するようにしてください。

なお、当該都道府県への報告については、個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」として、保有個人情報を提供することが可能です（障害者虐待防止法第 17 条に基づく対応）。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

- ☐ 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待の事実が認められた事案である。
- ☐ 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。
- ☐ 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

（注）不明の項目については記載しなくてもよい。

1 障害者福祉施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 : _____

・サービス種別 : _____

（事業者番号 : _____）

・所 在 地 : _____

TEL _____ FAX _____

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の性別、年齢及び障害種別

氏 名		性別（ ）	年齢（ ）
障害の種類 (程度区分)	身体障害 知的障害 精神障害 その他（ ） 障害程度区分 非該当 1 2 3 4 5 6 不明等 行動障害の有無 無 ・ 有（行動関連項目 点）		

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 性的虐待 心理的虐待 放棄・放置 経済的虐待 その他（ ）
虐待の内容	
発 生 要 因	<input type="checkbox"/> 教育・知識・介護技術等に関する問題 <input type="checkbox"/> 職員のストレスや感情コントロールの問題 <input type="checkbox"/> 倫理観や理念の欠如 <input type="checkbox"/> 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ <input type="checkbox"/> 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ <input type="checkbox"/> その他

4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、性別、年齢及び職種

氏 名		性別 ()	年齢 ()
職名・職種			
(有する資格)			

5 区市町村が行った対応

通報受理年月日	令和 年 月 日
事実確認調査年月日	令和 年 月 日 ※複数ある場合は、初めに行った日を記入
事実確認後の対応	
<input type="checkbox"/> 施設等に対する指導 <input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画の提出依頼 <input type="checkbox"/> 虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載すること） <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 50%; height: 150px; margin-top: 10px;"></div>	

6 虐待を行った障害者福祉施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

<input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画の提出 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載すること） <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 50%; height: 150px; margin-top: 10px;"></div>

（４）都道府県による事実の確認

市町村からの報告を受けた都道府県は、市町村によって障害者虐待の事実確認がされていないとき等、報告に係る障害者福祉施設等に対して、事実確認のための調査を実施します。

調査の際には、当該通報等に係る障害者についての支給決定を行った市町村に調査への同行を依頼する等連携して対応します。

障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待が発生した事案では、問題の全容を究明するための第三者検証委員会報告書の中で、都道府県の実事確認等について次のような指摘がされました。

- ・ 県の通常の監査においては、施設に対し日時及び提出書類等について事前に通知し、監査当日は、施設の巡回後に、事前に提出された書類を基に主に管理者にヒアリングを行っており、提出した資料に依拠して評価・判断することになり、結果として、虐待を見抜くという観点からの対応としては機能していなかった。
- ・ 施設を指導する本庁の課から、障害者総合支援法に基づく監査を行う出先機関に対して虐待疑義事案等の情報が提供、共有されていれば、厳しい目で監査や指導を行い、施設の体質を改善できた可能性があったが、情報提供は行われていなかった。

このような指摘を踏まえ、監査においては報告書類のチェック中心ではなく、施設内巡回の時間を拡大するとともに、幹部のみならず支援員からも聞き取りを行うほか、適宜、抜き打ち検査を実施する等、虐待に関する通報や情報については、障害者福祉施設等の監査を担当する部署とも情報共有し、丁寧かつ慎重に事実確認調査を行うことが必要です。

（５）社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使等

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法その他関係法律に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています（第 19 条）。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、当該施設等から報告を受けて事実を確認し、障害者虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は、虐待を受けた障害者の保護を適切に行うとともに、必要に応じて当該施設等に対する指導等を行い改善を図るようにします。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う、等の対応が考えられます。また、虐待が複数の職員により継続的に行われていたり、管理者、設置者が虐待の事実を知っていながら通報もせず放置していたり、隠蔽しようとした疑いがある場合等、組織的に行われていた疑いがある場合には、第三者による検証委員会

を設置し、徹底的な虐待の事実や原因の解明を行う等の対応が考えられます。

さらに、管理者、設置者が自ら虐待を行っていた場合や、職員の虐待行為の放置、虚偽報告、隠蔽等悪質な行為があった場合は、当該管理者、設置者を障害者福祉施設等の運営に関与させない指導を行い、体制の刷新を求めることを検討する必要があります。

指導に従わない場合には、別表に掲げる社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等の権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図ります。

なお、法人・事業所への再発防止の指導や勧告、行政処分は虐待者個人の責任追及とは明確に分けて実施されるべき内容です。障害者虐待防止を担当する自治体として、事実確認調査の結果から施設・事業所で虐待が起きたことが明らかである場合、加害者の認否の如何に関わらず虐待の有無の判断を行い、施設・事業所の指導につなげていくことが求められます。仮に、虐待者が退職をしたり、逮捕されたりした場合にも、それで施設・事業所としての課題が解決したわけではありません。当該虐待の背景や要因を分析し、施設・事業所は自ら再発の防止に向け取り組まなければならない、自治体においては再発防止の取組みに対し適切な助言・指導を行うことや、必要な場合には適切に権限行使を行い、運営の適正化を図ることが求められます。

（６）特定非営利活動促進法による権限の行使

特定非営利活動法人が運営している障害福祉サービス事業所等で虐待があった場合、市町村又は都道府県は、障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等の指導を行い、改善を図るほか、事案によっては、都道府県等の所轄庁が特定非営利活動促進法の規定に基づいて、法人に対して改善命令や設立の認証の取消し等の措置を採ることも考えられます。

○特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

（改善命令）

第 42 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第 43 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

【別表】社会福祉法・障害者総合支援法等による権限規定

社会福祉法	第 56 条第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
	第 56 条第 4 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する勧告
	第 56 条第 5 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に従わなかった社会福祉法人の公表
	第 56 条第 6 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に係る措置をとらなかった社会福祉法人に対する措置命令
	第 56 条第 7 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員の解職勧告
	第 56 条第 8 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する解散命令
	第 57 条	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の事業停止命令
	第 71 条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令
	第 72 条	都道府県知事	社会福祉事業を営業者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消

障害者総合支援法	第 10 条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 11 条第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事	自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等
	第 48 条第 1 項	都道府県知事 市町村長	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 48 条第 3 項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入調査等
	第 49 条第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告

障 害 者 総 合 支 援 法	第 49 条第 2 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
	第 49 条第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定事業者等の公表
	第 49 条第 4 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定事業者等に対する措置命令
	第 50 条第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者福祉サービス事業者の指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 50 条第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設の指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 51 条の 3 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する報告徴収、立入検査等。(業務管理体制)
	第 51 条の 4 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する勧告（業務管理体制）
	第 51 条の 4 第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の公表（業務管理体制）
	第 51 条の 4 第 3 項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する措置命令（業務管理体制）
	第 51 条の 27 第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 51 条の 27 第 2 項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 51 条の 28 第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する勧告
	第 51 条の 28 第 2 項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定特定相談支援事業者に対する勧告

障 害 者 総 合 支 援 法	第 51 条の 28 第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定一般相談支援事業者の公表
	第 51 条の 28 第 3 項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に従わなかった指定特定相談支援事業者の公表
	第 51 条の 28 第 4 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定一般相談支援事業者に対する措置命令
	第 51 条の 28 第 4 項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定特定相談支援事業者に対する措置命令
	第 51 条の 29 第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 51 条の 29 第 2 項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 51 条の 32 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対する報告徴収、立入調査等（業務管理体制）
	第 51 条の 33 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者に対する勧告（業務管理体制）
	第 51 条の 33 第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表（業務管理体制）
	第 51 条の 33 第 3 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令（業務管理体制）
	第 81 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する報告徴収、立入検査等
	第 82 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業を行う者に対する事業制限・停止命令
	第 82 条第 2 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業を行う者、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する改善、停止・廃止命令
	第 85 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設の長に対する報告徴収、立入検査等

	第 86 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設に対する事業停止・廃止命令
--	------------------	---------------------------	------------------------------

※指定都市又は中核市自らが設置する場合は除く

児 童 福 祉 法	第 21 条の 5 の 22 第 1 項	都道府県知事 市町村長	指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 21 条の 5 の 23 第 1 項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者等に対する勧告
	第 21 条の 5 の 23 第 2 項	都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害児通所支援事業者等の公表
	第 21 条の 5 の 23 第 3 項	都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児通所支援事業者等に対する措置命令
	第 21 条の 5 の 24 第 1 項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 24 条の 34 第 1 項	市町村長	指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 24 条の 35 第 1 項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する勧告
	第 24 条の 35 第 2 項	市町村長	勧告に従わなかった指定障害児相談支援事業者の公表
	第 24 条の 35 第 3 項	市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児相談支援事業者に対する措置命令
	第 24 条の 36 第 1 項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止

活 動 促 進 法	第 42 条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置命令
	第 43 条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人の設立の認証の取消

（７）虐待があった施設の再発防止に向けての支援

虐待があった施設は、行政からの指導や処分を受けた後、自ら再発防止策を講じ、改善の取り組みを行うことが基本です。しかし、中には組織の運営管理の力量不足から、自ら支援の質の向上を図ろうとしても、方法が分からない等の要因から具体的な取組につながらない場合もあります。

そのような場合、行政が模範となる施設を紹介し、コンサルテーションを受けるよう指導した結果、改善の効果があった、という事例が報告されています。自治体の中には、模範となる施設に「虐待防止アドバイザー」を委託し、虐待があった施設に派遣して、再発防止の支援を行っている例もあります。

指導、処分に留まらず、行政もその後の改善と一緒に取り組む姿勢を示すことが、施設にとって虐待通報することが、改善のための第一歩として前向きに捉えることにつながります。

また、施設所在地自治体には、障害福祉計画の策定や（自立支援）協議会の運営等を通して自地域の障害福祉サービスの体制整備に向けた役割があり、相談支援や権利擁護・虐待防止等の体制の整備も求められています。特に重要なのは、地域の施設・事業所の支援の質の確保・向上という観点から、地域の事業者間の関係づくりや開かれた運営を促進できるような環境整備です。施設所在地自治体の中には、施設従事者虐待の未然防止、再発防止について、以下のような多様な取組を行っている例もあります。

- ・（自立支援）協議会を通じた事業所間の連絡会等の開催
- ・（自立支援）協議会に事業種別部会や権利擁護部会等を設け、研修や職員交流会等の企画の働きかけ
- ・日中サービス支援型共同生活援助の事業所による（自立支援）協議会への事業実施状況の報告が行われているかの定期的な確認。実施していない場合には勧奨を行い、悪質な場合には指導監査権限自治体への情報共有を行う 等

さらに、令和６年度障害福祉サービス報酬改定において、共同生活援助等の居住系サービスについて、地域の関係者や自治体職員を含む外部の目を定期的に取り入れる地域連携推進会議の取組が導入されました。こうした取組も含め、施設所在地自治体には、現行法制度等を柔軟に活用し、地域の施設・事業所の支援の質の確保・向上や施設従事者虐待の未然防止、再発防止への取組が期待されています。

（８）障害者福祉施設従事者等による虐待の報道事例

障害者虐待防止法施行後も、障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待の事案が起きています。障害者福祉施設等の職員や管理者等の責任者が通報義務を果たさず、虐待を長期間放置し、隠蔽しようとしたことにより、深刻な虐待に及んでしまった事案について、報道から例示します。

ア 介護福祉士が入所者を殴り骨折、施設は事故として処理

警察は、障害者支援施設に入所中の身体障害者の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士を逮捕した。男性は骨折等複数のけがを繰り返しており、日常的に虐待があった可能性もあるとみて調べている。

警察によると、同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。同法人は「逮捕容疑が事実であれば、管理体制についても問題があったということになる。おわびするしかない」としている。

（その後、県警はさらに 5 人の職員を傷害、暴行の容疑で地検に書類送検した。また、県の特別監査に対し、5 人が「やっていない」と虚偽答弁をしていたとして、全員を障害者自立支援法違反容疑でも送検した。県は、法人に対して社会福祉法に基づく改善命令を出し、虐待を防げなかった理事長が経営に関与しない体制にするよう要求したほか、再発防止策も求めた。法人は、理事長を含む理事会及び施設管理者の体制刷新と関係職員への処分を行った。）

イ 職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、同園の施設長が 2 年前に起きた職員 2 人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討等を求める改善勧告を出した。施設長は立ち入り検査時には「暴行の報告はなかった」と説明。しかし、その後の調査に「報告があったことを思い出した。聞き取り調査したが虐待はなかった」と証言を覆した。さらに、県が詳しく事情を聴くと、施設長は、職員 4 人が虐待をしたとの報告があったと証言。暴行したと判断し、口頭注意したことを認めた。その後、施設長はセンター長に「不適切な支援はなかった」と事実と異なる報告をした。

（その後、暴行した職員は傷害致死容疑で逮捕された。また、行政の調査により 10 年間で 15 人の職員が 23 人の入所者に対して虐待を行っていたことを確認。施設長、理事長等が法人、施設の運営に関与しないことを含む行政指導が行われ、体制の刷新、関係者の処分が行われた。）

イの虐待事案においては、虐待問題の第三者検証委員会が設置され、その報告書の中では行政のチェック体制について「Ⅲ－3（4）都道府県による事実の確認」のような指摘がされています。

ウ 職員 2 人に罰金 30 万円の略式命令判決 証拠隠滅の罪で

障害者支援施設で、入所者の男性が重傷を負い、職員ら 2 人が傷害容疑で逮捕された事件で、検察は暴行の内部調査書類を処分したとして、同法人職員 2 名を

証拠隠滅罪で簡易裁判所に略式起訴した。簡易裁判所は2人にそれぞれ罰金30万円の略式命令を出した。起訴状によると、暴行事件の調査を担当した2人は共謀し、施設の事務室内で、暴行の目撃証言が記載された書面などをシュレッダーで廃棄し、証拠を隠滅したとされる。

(その後、暴行に関与した2名は懲役2年4カ月〔執行猶予4年〕、懲役2年〔執行猶予4年〕の有罪判決を受けた。また、法人の理事長は一連の騒動の責任を取り、辞任した。)

(9) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表(年次報告)することとされています(第20条)。

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における障害者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とするものであり、公表することによりこれらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません。

(ただし、障害者虐待等により、障害福祉サービス事業所としての指定取消が行われた場合には、障害者総合支援法に基づきその旨を公示する。)

こうした点に留意しつつ、運用することが必要です。

公表の対象となるのは市町村・都道府県が事実確認を行った結果、実際に障害者虐待が行われていたと認められた事案です。具体的には、次のようなものが考えられます。

- ① 市町村による事実確認の結果、障害者虐待が行われていたと認められるものとして、都道府県に報告された事案
- ② 市町村及び都道府県が共同で事実確認を行った結果、障害者虐待が行われていたと認められた事案
- ③ 市町村からの報告を受け、改めて都道府県で事実確認を行った結果、障害者虐待が行われていたと認められた事案

上記の事案を対象とし、厚生労働省令で定める項目について集計した上で、公表します。

厚生労働省令に定める都道府県知事が公表する項目

- | |
|-----------------------------------|
| 一 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況 |
| 二 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置 |
| 三 虐待があった障害者福祉施設等の種別 |
| 四 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種 |

なお、法に基づく公表事項以外にも、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

に対する指導・措置等を適宜公表することとしている自治体もあります。

4 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的考え方

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつく等の行為があるときや自分自身を強く叩き続ける等の行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり居室に隔離したりする等行動制限をすることがあります。

このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険もあります。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

一方で、肢体不自由のある利用者の場合、例えば体幹筋力のない利用者に対する車椅子の体幹ベルトが「虐待にあたるおそれがある」と、ベルトを外すことで、利用者本人が怖い思いをしたり、車椅子から転落したりする事例もあります。「正当な理由」があるにもかかわらず、過度の「ベルト外し」によってかえって適切な支援が妨げられていたり、ベルトなしでは車椅子に乗車できないという理由でベッドに寝かせきりになってしまうという、かえって虐待を助長させるような対応がとられるなど、現場での不適切な事例も散見されます。従って、行動障害等のある利用者への対応とともに、肢体不自由のある利用者への対応も整理したうえで、施設職員はもとより監査指導を行う自治体職員も含めて適切に取り組む必要があります。

(2) 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車椅子やベッド等に縛り付ける。(※)
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(※) 肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存能力を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するためには、理学療法士等のリハビリテーション専門職

や介護職員が連携し、安全性かつ機能性を高める様々な工夫が欠かせません。この姿勢保持に対する工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は支援には必要なものであり、身体拘束にあたらないといえます。

（３）やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001 年 3 月）に基づく以下の要件に沿って検討する方法等が考えられます。

ア やむを得ず身体拘束を行う 3 要件

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の 3 要件を全て満たす必要があります。その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定

する必要があります。

イ やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する担当者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

④ 身体拘束廃止未実施減算

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

また、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項として、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること及び従業者に対し研修を定期的実施することが追加されました。これらを満たしていない場合にも、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。また、身体拘束廃止未実施減算の対象には、訪問系サービスが追加されています。

さらに、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を 5 単位から所定単位数の 10%に引き上げ、訪問・通所系サービスについて、減算額を 5 単位から所定単位数の 1 %に見直されました。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第172号)

(身体拘束等の禁止)

第48条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第171号)」にも同様の規定あり。

《身体拘束廃止未実施減算》

○所定単位数の100分の10に相当する単位数

施設・居住系：障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

○所定単位数の100分の1に相当する単位数

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

<参考：小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント>

※令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備に関する研究 事例集」(PwC コンサルティング合同会社) より一部抜粋

○身体拘束等の適正化

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
身体拘束等を行う場合の必要事項の記録	① 記録に必要な書式・様式等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	<p>② 身体拘束適正化委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。</p> <p>③ 身体拘束適正化委員会は、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営する。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討することも差し支えない。」としています。</p> <p>④ 既存の会議体や委員会（定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等）の開催に併せて身体拘束適正化委員会を実施する。</p> <p>⑤ 身体拘束適正化委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、医師等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。</p>
研修の実施	<p>⑥ 身体拘束に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。</p> <p>⑦ 域内で積極的に身体拘束に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。 ※解釈通知では、「研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。」とされています。</p> <p>⑧ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加しない職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。</p>
指針の整備	⑨ 身体拘束等の適正化のための指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。

（４）座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

肢体不自由者のなかには、脊椎の側弯や、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車椅子を医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても楽に座位が取れるようにいすの形状やパッド等の配置が設計されている他、脊椎の側弯や関節の変形・拘縮等の進行、疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合が少なくありません。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果があるといえます。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではありません。

むしろ、身体拘束と同等に対応することで装着・利用に制約が課せられ、ＱＯＬ低下に繋がることもあります。身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断することが求められます。

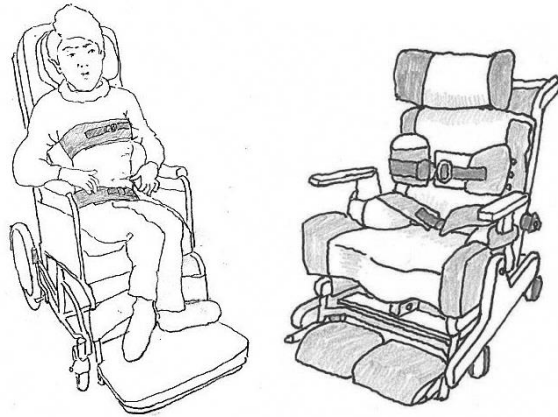
ただし、座位保持装置等であっても、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存能力を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為を除き、ベルトやテーブルをしたまま障害者をいすの上で漫然と長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、医師や理学療法士等の専門職の意見を踏まえ、座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確にし、ご本人並びに家族の意見を定期的に確認し（モニタリング）、その意見・同意の個別支援計画への記載が必要です。

記録内容は「態様・時間・理由・関係者間で共有されているか等」が記載されていることが重要です。長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止するための取り組みにも留意することが必要です。

記録については、平成 31 年 3 月 29 日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービス等報酬に係るＱ＆Ａ」問 1 において、「ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画に記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。」と明記されています。

従って、医師の意見書・診断書を踏まえ目的に応じて取り扱われており、個別支援計画等への記載があれば、逐次のケア記録等への時間等の記載を求めているわけではありません。

ヘッドギアについても同様に、利用する人の安全性のみならずＱＯＬの視点から個別支援計画において、必要性を明確化し、定期的に確認すること（モニタリング）が必要です。



(座位保持装置等の例)

5 行動障害を有する児者に対する支援の質の向上

(1) 行動障害を有する児者の支援と研修の必要性

障害者虐待対応状況調査の結果によれば、障害者福祉施設従事者等から虐待を受けた障害者の内の20%以上に行動障害がありました。虐待の報道事例の「職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に虚偽報告」(Ⅲ-4(8)イ参照)で虐待にあって亡くなってしまった人も行動障害がある利用者でした。この事案で設置された第三者検証委員会報告書では、行動障害のある利用者に対する虐待が起きた要因の一つを、次のように指摘しています。

「虐待(暴行)の原因の一つには、個人の問題として、支援スキルが不十分であり、また、虐待防止についての基礎的知識がない、ということが挙げられる。このため、支援に行き詰まり、行動障害を抑えるために暴行に至った面があることは否定できない。例えば暴行した5人は、行動障害に係る専門研修や、虐待防止に関する研修をほとんど受けていなかった。また、支援に行き詰まりかけていた段階で、始めは緊急避難的な過剰防衛として力を行使していたと考えられるが、だんだんとその方が通常の支援より楽だと思い、通常の適切な支援の実施に努めずに、安易に暴行を行うことを繰り返していた。」(一部を抜粋)

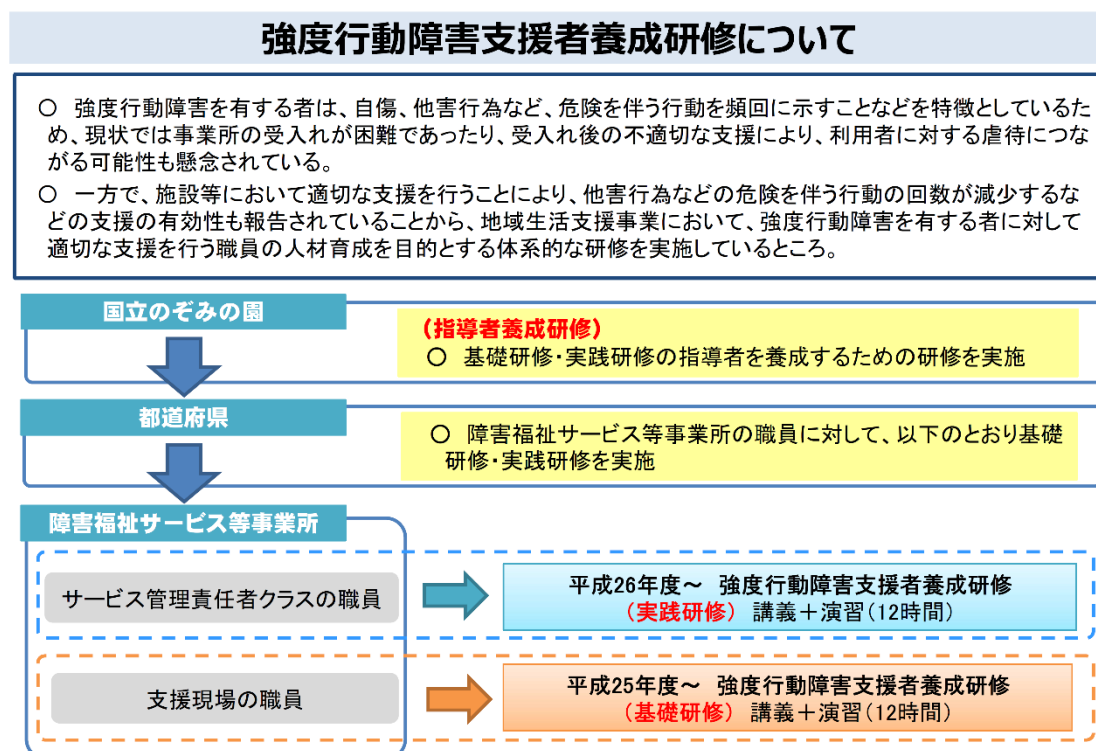
行動障害を有する児者の虐待を防止するためには、職員に行動障害に係る研修を受講させ、支援スキルを向上させることが不可欠です。

(2) 強度行動障害支援者養成研修の適切な実施

厚生労働省では、施設等において行動障害を有する障害児者に対する適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、指導者を養成するため「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」及び「同(実践研修)」の指導者研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施しています。また、都

道府県が実施する「強度行動障害支援者養成研修」を都道府県地域生活支援促進事業のメニュー項目として盛り込み、研修経費を補助しています。

都道府県においては、これらの研修事業を適切に実施し、施設等の職員が行動障害を有する者に対して適切な支援を行うことができるよう、人材養成に取り組むことが求められます。



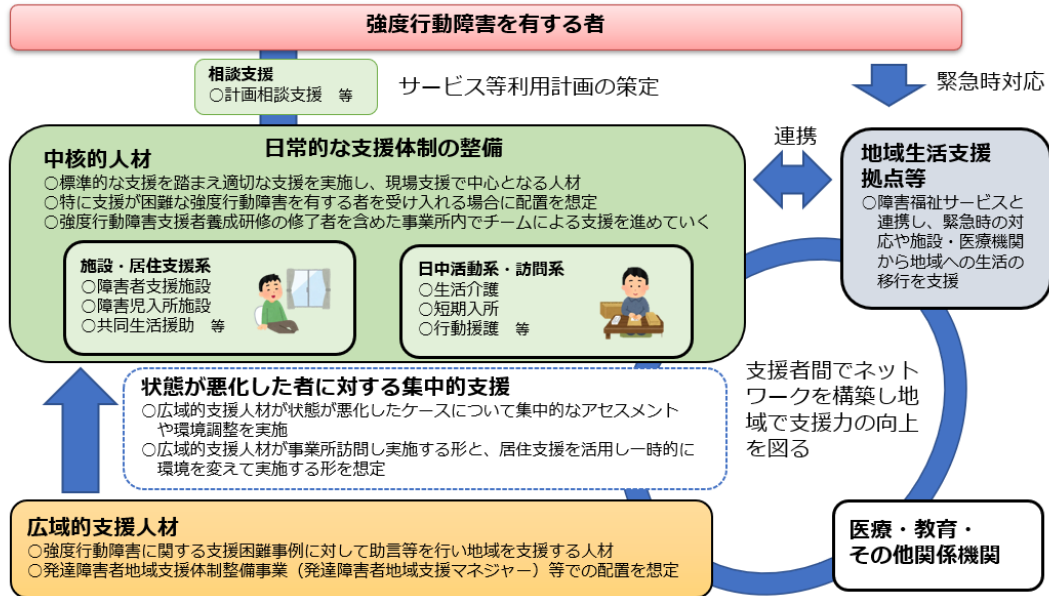
(3) 支援体制の更なる拡充について

さらに、令和4年度に「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」が開催され、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していく方向性が示されました。これを踏まえ、令和6年度報酬改定において、新たな人材養成等も進め、事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが示されるとともに、各地域において、広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進める等の集中的支援によって、事業所の支援力の向上や困難事案への対応を行う体制を整備していくこととなりました。

自治体においては、強度行動障害を有する児者に対して、障害者福祉施設等において適切な支援を提供できるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、自治体と地域の事業所等、関係機関が連携して地域全体で当事者とその家族の暮らしを支える体制の整備を進めることが求められます。

強度行動障害を有する者の地域の支援体制イメージ

- 強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
- 事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。



6 性的虐待の防止

（１）性的虐待の特徴

性的虐待は、他の虐待行為よりも一層人目に付きにくい場所を選んで行われることや、被害者や家族が人に知られたくないという思いから告訴・告発に踏み切れなかったり、虐待の通報・届出を控えたりすること等の理由により、その実態が潜在化していることが考えられます。

また、成人の障害者に対して行われる事案もありますが、放課後等デイサービス等を利用する障害児に対して行われる事案も報告されています。近年の特徴として、携帯電話やスマートフォンのカメラ機能を悪用し、わいせつ行為を撮影し記録に残したり、SNS 等を通してわいせつな画像を送付させるといった悪質な犯行もみられています。

さらに、「障害者なら被害が発覚しないと思った」などの卑劣な理由から、採用されて勤務を開始した直後から犯行に及び、利用者と二人きりになる場面を見計らって継続的に虐待を繰り返したり、利用者の恋愛感情につけ込んで、事業所の内外で関係を持つなどの悪質な事案も報道されています。支援者と利用者という援助関係においてそうしたやり取りや関係性を持つことは厳に慎むべきであることは言うまでもありませんが、利用者側の障害特性や依存傾向なども影響して、発見が遅れてしまったり、周囲もなんとなくおかしいと思いながらも特に問題視せずに推移し

てしまったりすることもあります。

これらの虐待は、被害に遭った利用者の情緒が急に不安定になったなど本人の様子の変化を家族が不審に思ったり、虐待者である職員が異性の利用者とはばかり接する等の問題行動があることに他の職員が気付いたりすることなどが、発見の端緒になっている場合があります。また、本人や家族が二次被害を恐れて性的虐待を受けた事実を周囲に相談することや、市町村に通報することが難しいという課題もあります。

（２）自治体における性的虐待の防止に向けた対応

自治体においては、利用者には何らかの障害があり、被害を訴えたらサービスの利用ができなくなるかもしれないといった心配があるなど立場も弱く、意思の表明も難しい状況があることを踏まえて対応する必要があります。「Ⅰ－２（２）障害者虐待の判断に当たってのポイント」で記載のとおり、虐待の判断に当たっては「本人の自覚」や「加害者の自覚」は問わないこととしています。虐待をしている職員が、その立場や利用者の障害につけ込んで関係性を持っている可能性があることを常に意識して、厳格な対応を行う必要があります。

また、性的虐待の対応は自治体職員の虐待対応の経験の蓄積が比較的少ない分野であり、自治体職員の対応のノウハウも不足している現状が指摘されています。性的虐待に関する事実確認調査においては、司法面接等の面接に関する専門的な研修を受講し、基本的な知識や経験を身に付けるとともに、事案によっては訓練を受けた専門家が必要に応じて面接に対応できる体制を整えておくことが必要です。さらに、被害を受けた被虐待者及びその家族に対するカウンセリング等の心理的支援が必要になる場合があることから、協働できる専門機関とつながっておくことが有効です。これらに関しては、障害者虐待防止部署のみで体制を確立することは難しいことも考えられるため、児童虐待防止部署との共有を促進する等の方策も考えられます。さらに、市町村から都道府県に相談がなされた場合の支援体制を強化していくことが必要です。

「Ⅰ－１（２）エ」に記載したとおり、「刑法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 72 号）」が平成 29 年 7 月に施行され、性犯罪については、「非親告罪」（告訴がなくても起訴できる犯罪）とされました。また、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 66 号）」が、令和 5 年 7 月に施行されます。この改正により、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」の適用要件が改正され、心身の障害があることにより、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等をした者は、5 年以上の有期拘禁刑に処することとされました。

刑事訴訟法第 239 条第 2 項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。したがって、性的虐待の対応においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求

められます。ただし、被害の届出の支援や告発については、被虐待者本人や家族の心情やフラッシュバック等の二次被害が生じないよう配慮が必要です。警察との連携については、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが求められます。

IV 使用者による障害者虐待の防止と対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法では、使用者による障害者虐待の防止についても規定されています（第2条、第21～28条）。

障害者虐待防止法に規定されている「使用者」とは、障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義されています（第2条第5項）。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体は含まれません。

使用者による障害者虐待とは、「I-1(2)ウ 使用者による虐待」に記載したとおり、使用者が行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放置」及び「経済的虐待」をいいます。使用者が直接に虐待をした場合だけでなく、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」等を放置している場合も「放棄・放置」に当たります。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

2 使用者による障害者虐待の防止

（1）労働関連法規の遵守

使用者は、障害者雇用促進法、労働基準法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、個別労働紛争解決促進法等の労働関連法規を遵守しなければなりません。障害者虐待防止法施行後の使用者による障害者虐待の状況等の調査によると、使用者による障害者虐待の8割以上を労働基準関係法令に基づく指導等の対象となった事案が占めており、その多くが最低賃金法関係（経済的虐待）となっています。労働関連法規の遵守を徹底し、虐待の防止を進めることが求められます。

（2）労働者への研修の実施

使用者による障害者虐待を防止するためには、職員が障害者の人権や障害者虐待についての理解を深め、障害者への接し方等を学ぶことが必要です。

障害者虐待防止法では、事業主は労働者に対し研修を実施することとされており（第21条）、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必要です。

企業等において、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあります。障害のある人への接し方が分からない等の場合には、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等に相談することが重要です。

使用者による障害者虐待防止には、事業主を始めとした事業所全体で取り組むことが重要です（なお、前述のとおり、使用者による虐待には他の労働者による虐待行為の放置も含まれます。）。このため、上司と部下の間や同僚同士で率直に意見の言える

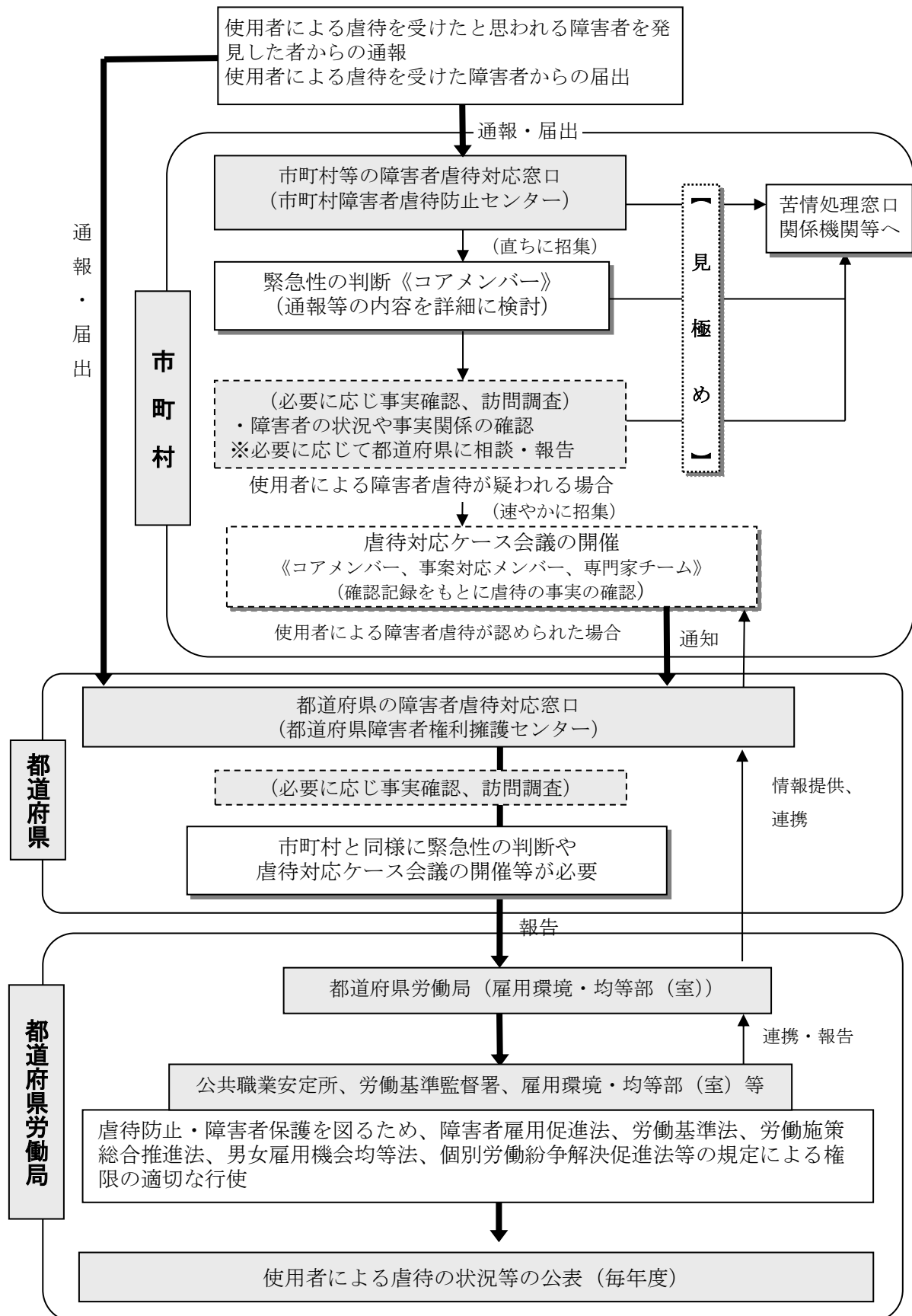
ような職場環境の構築が重要となります。

（３）苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害者を雇用する事業主に対して、雇用される障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第 21 条）。

事業所においては、苦情相談の窓口を開設する等苦情処理のために必要な措置を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ることによって苦情処理のための取組を適切に実施していくことが大切です。

3 相談・通報・届出への対応



（１）通報等の受付

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村又は都道府県への通報義務が規定されています（第 22 条第 1 項）。

また、使用者による虐待を受けた障害者は、市町村又は都道府県に届け出ることができるとされています（第 22 条第 2 項）。

なお、就労継続支援 A 型に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者による障害者虐待の両方に該当します。この場合、虐待への具体的な対応は、それぞれの業務内容や権限に基づき、市町村、都道府県及び都道府県労働局等が緊密な連携を取ることが必要です。

イ 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合

① 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取り等の初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、その後の対応等については居住地の市町村が生活上の支援を行うこととなりますので、通報を受けた市町村は速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

② 居住地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取り等の初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、事業所への訪問調査等を行う際に、事業所と付き合いのある事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町村にも情報提供します。

③ 事業所の所在地又は居住地の都道府県に通報等があった場合

通報を受けた都道府県は、速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

ウ 通報等の受付時の対応

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた市町村・都道府県職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが使用者による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

なお、通報等の内容が明らかに使用者による障害者虐待ではなく、以下に例示する労働相談である場合には、適切な相談窓口につながります。

【労働相談の例】

○ 労働基準監督署

長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事案

○ 公共職業安定所

離職票、失業手当、求職に関するもの等

○ 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

育児・介護休業、職場のセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等
労働条件引下げ、配置転換等

（注：どこの相談窓口につながるのか不明である場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に相談）

※ この他、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。「Ⅱ－3（1）相談、通報及び届出の受付」を参照してください。

エ 個人情報保護

障害者虐待防止法第 22 条第 1 項に基づく通報は、虐待を発見した個人だけでなく、関係機関や第一報において通報等を受け付けた行政機関等が適切な部署や他の自治体等の窓口へ通報する場合も対象にしており、そのような通報の場合には、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号、第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」として、当該障害者等の個人情報等を提供することが可能です。

なお、事業所の労働者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものではないか留意しつつ、事業主には通報者を明かさずに調査を行う等、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

オ 通報等による不利益な取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、使用者による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（第 22 条第 3 項）

② 使用者による障害者虐待の通報等を行った労働者は、通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第 22 条第 4 項）

が規定されています。したがって、障害者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、当該行為は民事上無効と解されます。こうした規定は、使用者による障害者虐待の通報を容易にすることで早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも第 22 条第 1 項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、

「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益な取扱いの禁止等を規定する第 22 条第 4 項が適用されないことになります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益な取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

事業主や労働者に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発に努めることが必要です。

(参考) 公益通報者保護法における規定

公益通報者保護法でも、労働者(退職後 1 年以内の退職者を含む)又は役員が、事業者内部で法令違反行為(犯罪行為若しくは科料対象行為又はこれらにつながる行為に限る)が生じ、又はまさに生じようとしている旨を事業者内部、権限を有する行政機関、その他の事業者外部に対して所定の要件(※)を満たして公益通報を行った場合の通報者に対する保護が規定されています。

(※) 所定の要件

例) 労働者が権限を有する行政機関への通報を行おうとする場合

以下①又は②のいずれかの要件を満たす場合

- ①公益通報の対象となる事案が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足る相当の理由がある
- ②公益通報の対象となる事案が生じ、又はまさに生じようとしていると思量し、かつ、所定の事項を記載した書面(通報者の氏名、住所、公益通報の対象となる事実の内容や当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思量する理由等を記載)を提出すること

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い(降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等)の禁

カ コアメンバーによる対応方針の協議

「Ⅱ―3(2) 対応方針の協議」を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、御留意ください。

コアメンバー会議の結果、生活支援や福祉サービスの提供など市町村による個別の支援が想定されず、労働基準法などの労働関係諸法規による対応が中心になると判断された場合には、虐待対応ケース会議を開催せずに、速やかに都道府県を經由して都道府県労働局に報告することもあり得ます。

(2) 市町村・都道府県による事実の確認等

通報等を受けた市町村・都道府県は、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。しかしながら、市町村・都道府県には事業所に対する指導権限がないため、これは、基本的には事業所の協力の下に行われるものです。事業所の協力が得られる場合には、事実の確認を行います。

事業所（使用者）が市町村・都道府県による任意の調査に協力して、保有する個人データを提供する場合、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」には該当しませんが、あらかじめ本人の同意が得られるときはもちろん、第 2 号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」や第 4 号「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当する場合が考えられますので、各事案毎に事前に同条同項各号のいずれに該当するか精査しておく必要があります。

なお、事業所の協力を得られず、障害者の安全確保等の必要がある場合には、速やかに、市町村は事業所所在地の都道府県を経由して、また都道府県は直接、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、都道府県労働局が行う調査に同行する等、協力して対応することを検討します。

ア 調査項目

(7) 障害者本人への調査項目

① 虐待の状況

- ・ 虐待の種類や程度
- ・ 虐待の具体的な内容
- ・ 虐待の経過

② 障害者の状況

- ・ 安全確認……訪問その他の方法で確認する。特に、緊急保護の可否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって行う。
- ・ 身体状況……傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
- ・ 精神状態……虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
- ・ 生活環境……住み込みの場合には、障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③ 障害福祉サービス等の利用状況

④ 障害者の生活状況 等

(4) 障害福祉サービス事業所等への調査項目例（就労継続支援 A 型に関する相談・

通報の場合)

- ① 当該障害者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項 等

イ 調査を行う際の留意事項

① 複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。

② 医療職の立会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応が取れるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

③ 障害者及び事業所への十分な説明

調査に当たっては、障害者及び事業所に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・ 訪問の目的について
- ・ 職務について……………担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について……………調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障害者の権利について……障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村又は都道府県が取り得る措置に関する説明

ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある使用者、事業所に対する調査を終えた後、調査の結果を記載した報告書を作成して管理職の確認を行います。

ここで、使用者による障害者虐待ではなく、一般的な労働条件に対する苦情等で他の相談窓口（例えば労働基準監督署や公共職業安定所等）での対応が適切と判断できる場合には、適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

エ 虐待対応ケース会議の開催

調査の結果、使用者による障害者虐待が疑われる場合には、虐待対応ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

使用者による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人への支援方針等を協議し、市町村の場合は都道府県を経由して、また都道府県の場合は直接、都

道府県労働局に報告します。

※ この他、「虐待対応ケース会議」については「Ⅱ―3 (5) 虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定」を参照してください。ただし、市町村・都道府県には事業所（使用者）に対する指導権限がないため、当該ケース会議において行政機関等が保有個人情報を提供する場合は、個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」には該当しません。したがって、同法第 61 条第 1 項に基づき特定された利用目的以外のために提供はできないことが原則となりますが、同法第 69 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、例外的に、提供することが可能です。同条第 2 項第 1 号「本人の同意があるとき、(略)」や、第 3 号「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」や第 4 号「前三号に掲げる場合のほか、(中略)、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」に該当することが考えられますので、自治体において、事前に同条同項各号のいずれに該当するか精査しておく必要があります。また、当該ケース会議に参加する医療・福祉等関係者や、市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センター及び基幹相談支援センター等の個人情報取扱事業者が保有する個人データを提供する場合も、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」には該当しませんので、あらかじめ本人の同意が得られない場合には、他の各号のいずれかに当てはまる必要があります。同条同項第 2 号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」や第 4 号「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当することが考えられますので、各事案毎に事前に同条同項各号のいずれに該当するか精査しておく必要があります。

※ 当該ケース会議で個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を取得する場合、原則、本人同意が必要ですが、個人情報保護法第 20 条第 2 項第 2 号または 4 号に該当する場合には、本人同意は不要となります。

オ 通報者等への対応

基本的に、通報者等に対する行政機関からの報告義務はありません。ただし、事情によって報告が必要な場合には、事実確認の結果やその後の対応について、個人情報・法人情報、守秘義務の取り扱いに十分配慮した上で、可能な範囲で報告します。

（３）市町村から都道府県への通知

市町村は、使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の都道府県に通知することとされています（第 23 条）（「Ⅳ－3（４）市町村から都道府県への通知様式例」参照）。

ただし、通報等で寄せられる情報には、別の窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれていることがあります。

これらが障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は市町村から都道府県へ通知することになります。この場合、「Ⅳ－3（４）労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付します。

また、悪質なケースや急を要するケース等で、迅速な対応が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県を経由して都道府県労働局に報告し、協力して対応することが必要です。さらに、必要に応じて市町村と労働局が、直接、詳細な情報のやりとりをする等の方法も考えられます。ただし、この場合、通知すべき都道府県との情報共有を密に行うことが必要になります。

なお、当該都道府県への通知については、個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」として、保有個人情報を提供することが可能です（障害者虐待防止法第 23 条に基づく対応）。

都道府県に報告すべき事項

- 1 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害支援区分その他の心身の状況 及び雇用形態
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 5 都道府県及び市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

（４）都道府県から都道府県労働局への報告

都道府県は、市町村からの通知を受けた場合や、直接に使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に報告します（第 24 条）

（「様式 1 都道府県からの報告様式」参照）。なお、使用者による虐待に該当するか疑義が生じた場合には、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に照会します。

都道府県が直接通報等を受けた場合には、都道府県から都道府県労働局雇用環境・均等部（室）への報告に当たり、「様式 2 労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付します。

都道府県は、通報等の内容から緊急性があると判断される場合には、速やかに都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に報告するとともに、障害者の居住地の市町

村に情報提供し連携して対応します。

なお、都道府県労働局においては、虐待の早期対応に当たって、市町村、都道府県と都道府県労働局の円滑な情報共有が必要であることから、市町村、都道府県が虐待に関する通報、届出を受けた際に、労働相談票を作成して障害者虐待防止法 24 条に基づく報告を行う前に、事案の概要や市町村等の対応予定状況、緊急を要するか否かについて、事前の情報提供を要請する等、都道府県との連携体制を構築することとされています。

このため、都道府県においても、使用者による障害者虐待に関する通報、届出を受けた際に、事案の内容が労働関係法規に基づく都道府県労働局による権限を行使することにより、早期の解決が図られるものについては、通報・届出を受けた段階で、まずは都道府県労働局に一報を入れることが望まれます。

当該都道府県労働局への報告については、個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」として、保有個人情報を提供することが可能です（障害者虐待防止法第 24 条に基づく対応）。

様式 1（都道府県からの報告様式例）

令和 年 月 日

〇〇労働局長 殿

〇〇（都、道、府、県）知事

使用者による障害者虐待に係る報告

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 24 条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 通知資料

- ① 労働相談票（使用者による障害者虐待）
- ② 添付資料（具体的に記載）

2 連絡先

担当部署名		担当者氏名	
電話番号	—	—	

様式2（労働相談票 使用者による障害者虐待）

労働相談票（使用者による障害者虐待）										
（受付台帳番号）									処理欄	
受付等	受 付 年 月 日	（元 号） 年 月 日		来庁等	1. 来 庁	2. 電 話	3. 文 書 等	4. 発 見 等		
	障害者虐待に関する 通報・発見等の端緒	【市町村記入欄】 （ ）	【都道府県記入欄】 （ ）	【労働局等記入欄】 ①監督署等 ②安定所等 ③雇用環境・均等部（室） ④その他（ ）						来庁等
	1 通報	2 届出	3 通報	4 届出	5 相 談 ・ 6 発 見				発見等 端緒	
通報（届出）者の事項	通報（届出）者氏名						性 別 1. 男 2. 女 3. 不 明			
	事業所への 通知の諾否	通報・届出の有無 諾 ・ 否		通報者氏名の通知 諾 ・ 否		被虐待者氏名の通知 諾 ・ 否				
	被虐待者との関係	1.相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等 2.近隣住人・知人 3.民生委員 4.被虐待者本人 5.家族・親族 6.虐待者自身 7.当該市区町村行政職員 8.警察 9.職場の同僚 10.都道府県労働局からの通報 11.教職員 12.医療機関関係者 13.その他（ ） 14.不明（匿名を含む）							関係	
	住 所									
	電 話 番 号	TEL - - 携帯TEL - -								
	被虐待者氏名				性 別 1. 男 2. 女 3. 不 明	生 年 月 日	年 齢	性別		
	年 齢 区 分	1. ～ 17 歳 2. 18 ～ 19 歳 3. 20 ～ 24 歳 4. 25 ～ 29 歳 5. 30 ～ 34 歳 6. 35 ～ 39 歳 7. 40 ～ 44 歳 8. 45 ～ 49 歳 9. 50 ～ 54 歳 10. 55 ～ 59 歳 11. 60 ～ 64 歳 12. 65 歳 以上 13. 不 明							年齢	
障害の種類	1.身体障害 2.知的障害 3.精神障害（発達障害を除く） 4.発達障害 5.その他心身の機能の障害							種類		
雇用形態	1.正社員 2.パート・アルバイト 3.派遣労働者 4.期間契約社員 5.その他（ ） 6.不明							形態		
障害支援区分	1.区分1 2.区分2 3.区分3 4.区分4 5.区分5 6.区分6 7.なし 8.不明							支援 区分		
心身の状況										
住 所										
電 話 番 号	TEL - - 携帯TEL - -									
事業所に 関する事項	事業所名	（事業所が【就労継続支援A型】の指定を受けているかどうか 有・無）								
	代表者職氏名									
	担当者職氏名									
	所在地									
	電 話 番 号	TEL - - FAX - -								
	事業所規模	1. 5人未満 2. 5～29人 3. 30～49人 4. 50～99人 5. 100～299人 6. 300～499人 7. 500～999 8. 1000人以上 9. 不明							事業所	
	企業規模	1. 5人未満 2. 5～29人 3. 30～49人 4. 50～99人 5. 100～299人 6. 300～499人 7. 500～999 8. 1000人以上 9. 不明							企業	
資 本 金	1. 5000万円以下 2. 5000万超1億円以下 3. 1億円超3億円以下 4. 3億円超 5. 不明							資本金		
業 種	1.農業・林業 2.漁業 3.鉱業・採石業・砂利採取業 4.建設業 5.製造業 6.電気・ガス・熱供給・水道業 7.情報通信業 8.運輸業・郵便業 9.卸売業・小売業 10.金融業・保険業 11.不動産業・物品賃貸業 12.学術研究・専門・技術サービス業 13.宿泊業・飲食サービス業 14.生活関連サービス業・娯楽業 15.教育・学習支援業 16.医療・福祉 17.複合サービス事業 18.サービス業（他に分類されないもの） 19.公務 20.分類不能の産業 21.不明							業種		
使用者に 関する事項	使用 者 名				性 別 1. 男 2. 女 3. 不 明	生 年 月 日	年 齢	性別		
	年 齢 区 分	1. ～ 29 歳 2. 30 ～ 39 歳 3. 40 ～ 49 歳 4. 50 ～ 59 歳 5. 60 歳 以上 6. 不 明							年齢	
	被虐待者との関係	1. 事業主 2. 所属の上司 3. 所属以外の上司 4. その他（ ） 5. 不明							関係	
	虐待の種別	10. 身体的虐待 20. 性的虐待 30. 心理的虐待 40. 放置等 50. 経済的虐待 41. 放置等（身体的虐待） 42. 放置等（性的虐待） 43. 放置等（心理的虐待）							種別	

虐待の内容・対応等	虐待の内容及び発生要因		
	市町村又は都道府県が行った対応		
	使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容		

※ 特に色を付けた部分は、省令により都道府県から労働局に報告する内容であるため、確認の上、記載すること

(受付台帳番号)

[illegible]

様式2 「労働相談票（使用者による障害者虐待）」の記載要領

本様式は、使用者による障害者虐待の通報等を受けた又は発見等を行った機関において、「処理欄」も含めて、可能な限り記載することとし、「被虐待者」や「使用者」が複数いる場合は、同内容の記載事項は、適宜、省略し、該当者のそれぞれについて、本様式を作成することとして差し支えない。

また、受付時に不明な点については、処理経過において確認することとし、「処理経過」欄にその旨を記載すること。また、当該労働相談票をどの部署で受付、どこに送付したのかを処理経過欄に明記すること。

例：○年○月○日 A県○○障害福祉課にて様式2「労働相談票（使用者による障害者虐待）」

を作成した。当該案件は、使用者による障害者虐待の疑いがあるので、A労働局雇用環境・均等部（室）に当該労働相談票を送付した。

なお、「受付台帳番号」の欄については、労働局雇用環境・均等部（室）で記載すること。

また、記載欄に該当番号があり、右に処理欄があるものは、該当番号に○をつけ、右の「処理欄」に番号を記載し、該当番号があり、右に処理欄がないものは、番号に○をつけること。

【受付等】

- 1 「受付年月日」の欄は、障害者虐待の通報等を受けた又は発見等を行った機関において、通報等を受けた又は発見等を行った日を記入すること。
- 2 「来庁等」の欄の「文書等」とは、FAX・郵送・電子メール受信等の場合とし、「発見等」は、事業所を訪問等した際に虐待を発見した場合に記入すること。
- 3 「障害者虐待に関する通報・発見等の端緒」の欄については、市町村・都道府県・労働局等のそれぞれの記入欄に、以下により記載し、右の処理欄に該当番号を記載すること。

《市町村・都道府県記入欄》

・（ ）に対応した部局名を記載し、通報又は届出のいずれかを○で囲むこと。

《労働局等記入欄》

・①～⑤の対応した部局のいずれかを○で囲み、直接相談等を受けた場合は「相談」を、事業所訪問等で発見した場合は「発見」のいずれかを○で囲むこと。なお「監督署等」には労働基準部、「安定所等」には職業安定部が含まれるものとし、「その他」には需給調整事業部等、労働局内のその他の部局が含まれること。

【通報（届出）者の事項】

- 1 「通報（届出）者氏名」の欄については、行政機関に対しても匿名の場合は匿名と記載すること。また、通報者が複数いる場合には代表者氏名を記載すれば足りること。
- 2 「事業所への通知の諾否」の欄については、通報（届出）者に、「通報・届出の有無」、「通報者氏名の通知」（※通報の時のみ）、「被虐待者氏名の通知」の諾否等、内容を事業所に明らかにして処理をすることを望むかどうかを聴取の上、諾・否のいずれかを○で囲むこと。
なお、どの程度の情報を伝えていいのかの具体的な範囲は「処理経過」に記載すること。
- 3 「被虐待者との関係」の欄については、1～14のいずれかに該当する項目を○で囲み、処理欄に該当番号を記載すること。なお、通報者が複数いる場合には代表者と被虐待者との関係を記載すれば足りること。

【被虐待者に関する事項】

- 1 「被虐待者氏名」の欄については、被虐待者が届出を行っている場合は、届出者と同一なので、「同上」と記載すること。また、不明の場合は不明と記載すること。
- 2 「生年月日」、「年齢」の欄については、できる限り把握し、記載すること。
- 3 「障害の種類」の欄については、区分が複数ある場合には、該当項目を複数○で囲み、処理欄にすべて記載すること。
- 4 「障害者区分」の欄については、市町村・都道府県にて記載する内容であり、労働局等において記載する必要はないこと。
- 5 「心身の状況」の欄については、被虐待者について特筆すべき事項があれば、記載すること。

【事業所に関する事項】

- 1 「担当者職氏名」の欄については、使用者による障害者虐待が行われた事業所における労務管理担当者の職氏名がわかれば、記載すること。
- 2 「業種」の欄については、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づき、1～21 のいずれかに該当する項目を○で囲み、処理欄に該当番号を記載すること。

【使用者に関する事項】

- 1 「使用者氏名」の欄については、使用者による障害者虐待を行っている者の氏名を記載し、不明の場合は不明と記載すること。
- 2 「性別」、「生年月日」、「年齢」、「年齢区分」の欄については、できる限り把握し、記載すること。なお、虐待を行った使用者が複数名存在する場合には、代表的な使用者について記載し、その他の虐待を行った使用者については「処理経過」に記載すること。
- 3 「被虐待者との関係」の欄の 4 その他については、1～3 に該当しない場合の上司等を記載すること。

（５）都道府県労働局による対応

都道府県から報告を受けた都道府県労働局雇用環境・均等部（室）は、報告内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、雇用環境・均等部（室）等の対応部署を決め、事実確認及び対応を行います。

対応部署は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「労働基準法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」等の関係法令の規定による権限を適切に行使して適正な労働条件及び雇用管理を確保します。

住み込みで働いている場合等は、使用者による障害者虐待であっても、生活支援が必要な場合があると考えられます。対応部署は市町村等の関係機関と連携し、迅速な対応を行う必要があります。

また、行政（公共職業安定所、労働基準監督署等）職員が障害者虐待を発見した場合、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ速やかに情報提供を行います。

なお、対応部署による障害者虐待対応が終結した場合には、その結果を都道府県労働局から事業所の所在地の都道府県に情報提供します。情報提供を受けた都道府県は、障害者の居住地の市町村に情報提供します。

（６）都道府県等による障害者支援

使用者による障害者虐待が発生した場合、労働条件や雇用管理の面からの事業者に対する指導は都道府県労働局が、障害者に対する生活支援等については市町村や都道府県が担当することとなります。例えば、社員寮などに住み込んで働いている障害者が、使用者による障害者虐待を受け生活支援等が必要になる場合に、市町村や都道府県が関係機関とも連携しながら迅速な対応を行う場合などが考えられます。障害者の生活を全人的に回復させることが重要であり、都道府県労働局と市町村や都道府県が十分に連携することが必要です。

障害者虐待防止法においても、都道府県労働局長等が権限を行使する際には、当該報告に係る都道府県と連携を図ることとされており（第 26 条）、都道府県に対し適宜情報提供しながら対応します。

都道府県においては、早い時期に障害者の居住する市町村や障害者就業・生活支援センターに情報提供等を行い、具体的な相談支援や福祉的な措置等について依頼します。

（７）使用者による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています（第 28 条）。

厚生労働大臣が公表する項目

- | | |
|---|-------------------------|
| 一 | 虐待があった事業所の業種及び規模 |
| 二 | 虐待を行った使用者と被虐待者との関係 |
| 三 | 使用者による障害者虐待があった場合に採った措置 |

(具体例)

① 労働基準関係法令に基づく指導等

- ・ 障害者である労働者に、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。
- ・ 障害者である労働者に、時間外労働をさせていたにもかかわらず、割増賃金を支払っていなかったため、事業主に対して、是正指導を行った。
- ・ 都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている障害者である労働者に、許可の有効期間が切れているにもかかわらず、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。

② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導

- ・ 障害者である労働者に対し、職場内で上司から仕事が遅いことを理由に、お尻を足で小突かれるといった暴力、上司から仕事のミスに対して「頭が悪くなっているのではないか」等の暴言等の問題があり、事業主に対して、雇用管理（職員に対する指導、雇用する障害者に対するケア）について、指導を行った。

③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導

- ・ 障害者である労働者に対し、セクシャルハラスメントの言動の問題があり、事業主に対して、事業所のセクシャルハラスメント対策についての措置を講じるよう助言を行った。

④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等

- ・ 障害者である労働者が、上司や先輩社員等から物を投げられる等の暴力、「バカ」「クズ」等の暴言等の問題があり、退職した。当該労働者の求めに応じ、事業主に対し、当該労働者に対して所要の対応をとるとともに、再発防止を早急に図ることについて助言を行った。

V 參考資料

事例

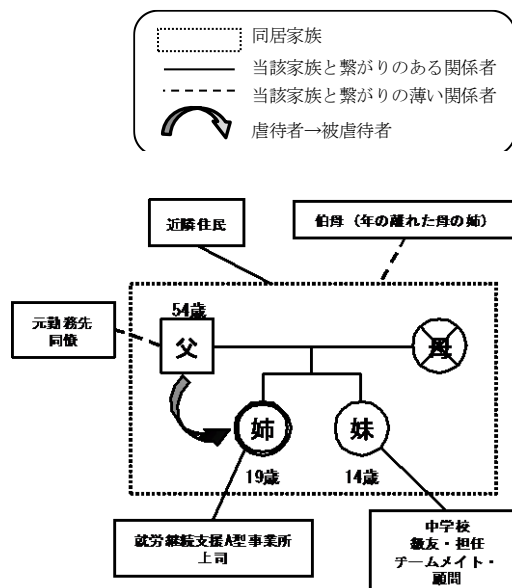
多機関連携を通じて養護者の飲酒問題と経済的困窮への支援を行い、家族の再統合を図った事例

【当該事例の虐待種別】

- ・ 性的虐待、心理的虐待、放棄・放置

【当該家族について】

- ・ 被虐待者（姉） 19 歳
知的障害（軽度）
就労継続支援 A 型（市内食品工場で弁当作り）
おおらかで真面目な性格
- ・ 被虐待者（妹） 14 歳
中学 2 年生／発達障害傾向あり
運動神経が良くバレー部で活躍している
- ・ 養護者（父親） 54 歳
無職（以前は夜勤で警備の仕事をしていた）
アルコール多飲／体調不良／借金
責任感が強い、一人で何でも抱え込む、
助けを求められない性格



【事例概要】

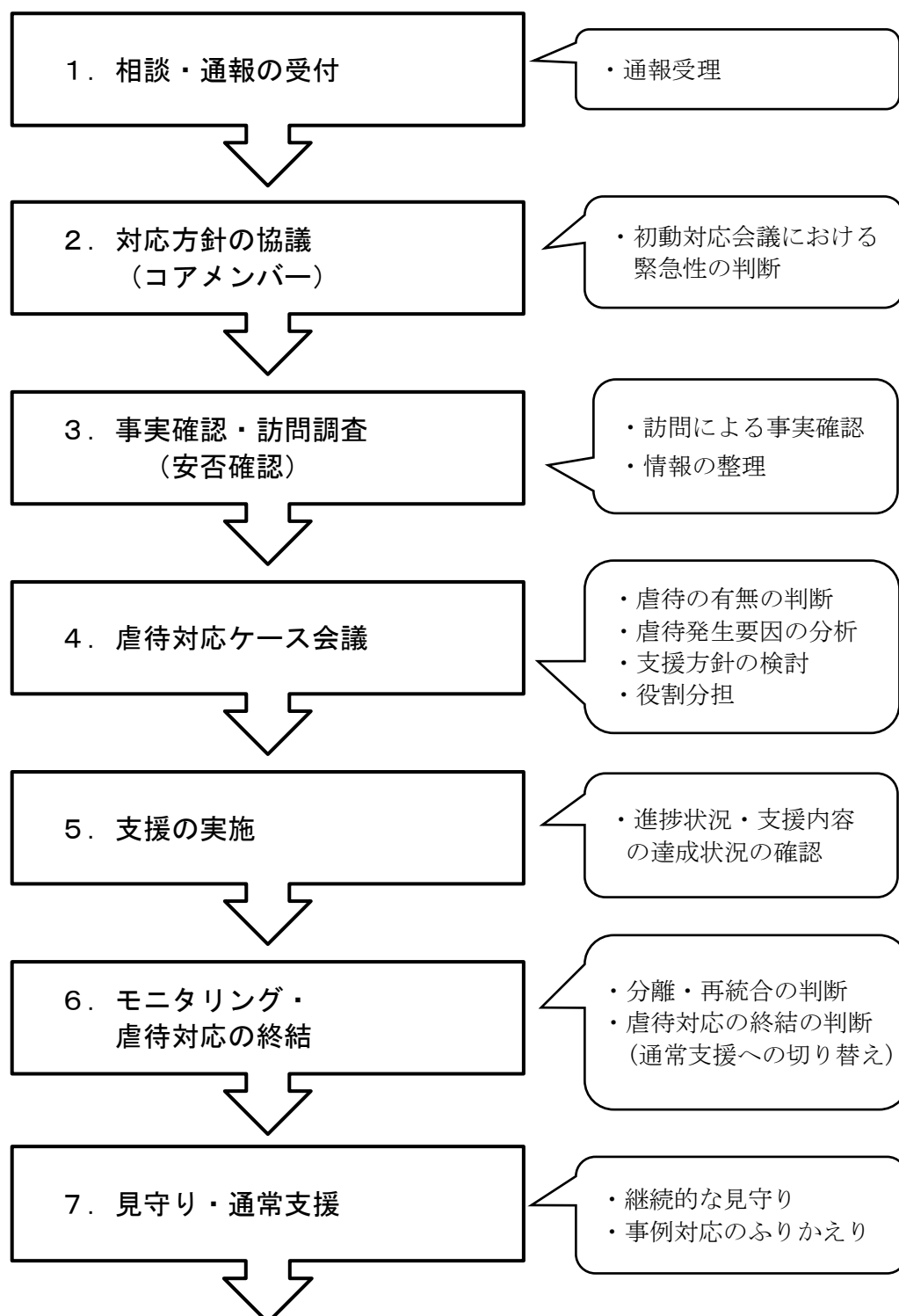
○事例概要

- ・ 家族にとってキーパーソンであった母親（妻）が急逝したことにより、父親が慣れない家事を引き受け、負担が大きくなっていた。
- ・ 父親には以前から飲酒の習慣があったが、母親（妻）が急に亡くなってしまった寂しさを乗り越えられず、母親（妻）の他界後に飲酒量が急激に増えていた。
- ・ 母親（妻）の収入がなくなったことで住宅ローンの返済の見通しが立たなくなり、不足分を補うため、父親は金融機関で借入れを行っていたが、返済の見通しが立たないことに對するプレッシャーから、さらに飲酒量が増え、泥酔して仕事に行かなくなり、退職。家事も放棄するようになった。
- ・ 泥酔して大声を上げたり、布団の中に潜り込んで来たりする父親に姉妹は怯えており、妹が隣人に相談したことを受け、隣人が民生委員に、民生委員が行政に相談を持ち込んだ。
- ・ これまで通りの生活を送れるよう配慮しながら、庁内他部署や関係機関との連携により、姉妹を市内に住む伯母夫婦の家へ緊急一時保護した。養護者は複合的な課題（アルコール多飲・体調不良・借金・無職）を抱えていたため、それぞれの課題に対応する部署へ繋ぎ、支援を行った。
- ・ 虐待のリスクが低いと判断された段階で再統合を行った。
- ・ 通常支援に移行した後も虐待の再発防止のため、継続して見守りを行っている。

○虐待対応において連携した部署・機関（情報収集先は除く）

庁内他部署（児童福祉担当部署、保健センター、生活困窮担当部署）、就労継続支援 A 型事業所、中学校、内科医、アルコール専門医、民生委員、近隣住民、弁護士

対応のフロー（目次）



※ここでは、「モニタリング」とは虐待対応終結前に虐待の事象が解消しているかどうかを確認することを指し、「見守り」とは虐待対応を終結し通常支援に移行した後の虐待の再発防止を目的とした見守りを指すものとする。

事例対応のポイント

1. 相談・通報の受理

☑虐待対応のポイント

- ・相談・通報の受け漏れがないよう、庁内外関係機関と日ごろから相談受理体制を整備しておく

通報受理

- ・通報者：近隣住民、民生委員
- ・通報受理者：児童福祉担当部署、障害福祉担当部署

<通報内容>

- ・姉妹から、ここ数日父親が酒浸りで、酔って大声を上げるため怖い、数日間夜も安心して眠れなくなった、と相談を受けた近隣住民が民生委員に相談。民生委員が児童福祉担当部署に相談。
- ・療育手帳を所持している 19 歳の姉がいることから、児童福祉担当部署より障害福祉担当部署に連絡が入った。

対応

通報を受けた障害福祉担当部署職員が「障害者虐待相談受付票」を記入した。

ポイント：部署・機関をまたいだ相談・通報受理体制の整備

障害者虐待の相談・通報は必ずしも障害者虐待担当部署に直接寄せられるとは限らない。地域包括支援センター、児童福祉担当部署、生活困窮担当部署や保健所等に寄せられた相談・通報の中に、障害者虐待に関する事案が含まれていることもある。どのような部署・機関に相談・通報が寄せられた場合でも、通報の受け漏れを防ぎ、受理した内容の共有を迅速に行えるよう、日ごろから庁内外の関係部署・機関を越えた相談・通報受理の体制を整備することが求められる。

○障害者虐待相談受付票の一本化

○聞きとり項目や記録方法の統一化や情報を集約させるルールの整理

2. 対応方針の協議（コアメンバー）

☑虐待対応のポイント

- ・初動対応会議にて、事実に基づき、緊急性の判断を行う
- ・緊急性が高いと判断された場合、今後の対応の見通しを上長や関係部署に伝えておく、スムーズな対応に繋がりやすい

初動対応会議における緊急性の判断

- ・出席者：障害福祉担当部署課長・係長・担当職員、児童福祉担当部署担当職員、保健センター保健師
- ・議題：緊急性の判断・初動の対応・事実確認の訪問調整

対応

通報受理後、直ちに初動対応会議を開いて緊急性の判断を行った。

本事例においては、父親の飲酒により、姉妹は数日間高い緊張状態が続いており、姉妹から保護の訴えがあるという点に基づき、緊急性が高いと判断し、初動対応で一時保護を行うことが予測された。

支援対象ごとの支援者の役割分担を行うとともに、上長及び庁内関係部署に対して、今後の動きの見通しと柔軟な対応を依頼する可能性を伝えた。

<役割分担>

- ・被虐待者に対して：障害福祉担当部署
- ・妹に対して：児童福祉担当部署
- ・養護者に対して：保健センター保健師

ポイント①：「緊急性の判断」を行う際の確認の視点

通報受理後、直ちに当該事例に関する緊急性の判断を行う必要がある。以下に該当する場合には、緊急対応を行うための体制を整えることが重要である。

【緊急性が高いと判断できる状況（例）】

- 生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - ・骨折、頭蓋内出血、重度のやけど等の深刻な身体的外傷
 - ・極端な栄養不良、脱水症状
 - ・「うめき声が聞こえる」等の深刻な状況が予測される情報
 - ・器物（刃物、食器等）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命や身体の危機が予測される
- 障害者本人が保護を求めている
 - ・障害者本人が明確に保護を求めている

国手引きⅡ-3(2)を参照。

ポイント②：被虐待者と養護者の支援者を分ける

国手引きでは「事実確認と情報収集のポイント」として、「本人と虐待者は別々に対応する。（できれば、本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。）」と記載されている（国手引きⅡ-3(3)）。障害者虐待対応では障害者の安全確保が最優先だが（国手引きⅠ-2(1)）、障害者と養護者等それぞれへの支援が必要になる事例が多いことから、双方の事情を理解したうえで対応を行うことが重要である。そのために、複数の支援者による支援体制を組み、障害者と養護者で支援者を分けることが有効である。

ポイント③：上長や関係部署への連絡や情報共有

本事例のように、緊急一時保護を行う場合や他部署・機関との連携や協力して虐待対応を行う場合、迅速な対応を行うことができるよう、予め今後の動きの見通しと支援者それぞれに期待する役割、起こり得る対応を予測し、上長及び関係部署に連絡や情報共有をすることが重要である。また、本事例のように緊急一時保護を行う場合には特に、上長及び関係部署との連携・協力は不可欠である。

3. 事実確認

☑虐待対応のポイント

- ・被虐待者・養護者が本音を話しやすいよう、人・場所・タイミングに配慮して聞きとりを行う
- ・確認された状況や収集された情報をもとに、再度緊急性の判断を行う
- ・虐待の有無の判断を行うために必要な情報の整理を行う

★虐待発生の要因分析時に活用できる情報整理のツール：

- －ジェノグラム
- －エコマップ
- －生活史年表
- －アセスメント要約票

☑養護者支援のポイント

- ・養護者からも直接聞きとりを行う
- ・当該家族を取り巻く関係者からも聞きとりを行い、虐待の発生要因等を明らかにする情報を収集する

訪問による事実確認

- ・訪問者：障害福祉担当部署係長・担当職員、児童福祉担当部署職員、保健センター保健師

対応

姉妹宅を訪問したところ、父親は泥酔して大声を出している状態だった。姉妹は父親を怖がり隣家に避難していた。そこで、姉妹と父親に対する担当を分けて聞きとりを行った。

【姉妹に対して：障害福祉担当部署・児童福祉担当部署】

姉妹に対して、いつから現在の状況となっているのか、現在の状況についてどのように感じているか、一時保護する場合の懸念事項、本人たちの今後の意向等を確認した。また、家の状況も姉妹の訴え（以下「姉妹から聞きとった内容」と一致することを確認した。

これらを踏まえ、緊急対応で一時保護を行うこととした。一時保護先は、姉の通所や妹の通学に支障がない距離にあって、手持ち金に限界がある姉妹にとって金銭的負担が抑えられる場所がよいと考え、市内に住む母方の伯母宅へ依頼する案が出された。すぐに伯母に連絡を取り協力を依頼し、通報受理日のうちに一時保護を行った。

<姉妹から聞きとった内容>

当時の姉妹、家庭の状態

- ・酔っぱらって大声を上げる父親に怯え数日間眠れていない。
- ・酔っぱらった父親が夜中に「一緒に手をつなごう」と布団に入ってきて抱きつく。「胸を触ってもいいか？」等の言動がある。
- ・父親が家事をしてくれず、自分たちもやり方が分からないので、散らかり放題である。
- ・酔って大声を出す父親は怖いので、一時的に離れたい。

一時保護をするにあたっての姉妹の希望

- ・妹「お姉ちゃんと一緒にいたい」、姉「自分も妹と一緒にいたい」

【父親に対して：保健センター保健師、障害福祉担当部署】

姉妹に対する聞きとりを行っている間、保健センター保健師が父親からも聞きとりを行う予定であったが、ひどく泥酔していたため、保健師から医療機関の受診を勧めるにとどめ、後日アルコールの抜けたタイミングで改めて話を聞くこととなった。父親には体調面の心配もあったため、保健師が翌日の医療機関の受診調整を行った。

翌日朝、アルコールが抜けたタイミングで保健師が父親の医療機関受診同行を行う際に、障害福祉課担当部署職員も一緒に自宅を訪問し、姉妹の一時保護の報告と聞きとりを行ったところ、父親から現在の心境が吐露された。

<父親から聞きとった内容>

- ・妻が半年前に病気で急逝したことが乗り越えられず、寂しさを紛らわすため飲酒量が増え、酔っぱらった状態で人恋しさから夜中に娘の布団に入るようになってしまった。
- ・妻の死により精神的に落ち込んでいたところで、過度な飲酒によって体調不良になり、仕事に行けなくなってしまった。
- ・共働きで生計を立てていたが、妻の分の収入がなくなったことにより住宅ローンの返済の見通しが立たなくなり、足りない分を金融機関から借り入れた。仕事を辞めたことにより、いっそう住宅ローンと借金の返済の見通しが立たない状況になった。
- ・資金繰りの見通しが立たなくなり、飲まないと不安に押しつぶされそうになってますます飲酒量が増え、家事も手につかなくなってしまった。
- ・娘に対しては嫌な思いをさせて申し訳ないと思っている。
- ・本当は父親として娘たちをしっかりと育てていきたいという気持ちが強くある。
- ・弱音を吐いたり相談できる相手がいない。

情報の整理

- ・情報収集先：
 - －計画相談支援専門員
 - －就労継続支援 A 型事業所職員
 - －特別支援学校高等部元担任
 - －中学校担任
 - －近隣住民（隣人）
 - －民生委員

対応

事実確認時に姉妹から聞きとった内容、翌日に父親と当該家族の関係者から聞きとった内容を、「Ⅴ 参考資料」のアセスメント要約票と生活史年表に落とし込んだ。

ポイント①：障害者の生命・身体に関わる緊急性が高い場合には一時保護を行う

障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くおそれが見られる場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合等には、障害者を保護するため、養護者から一時的に保護する手段を検討する必要がある。

また、これによって、障害者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができる等、援助を開始する動機づけにつながる場合もある。

国手引きⅡ-3(6)を参照。

。

ポイント②：被虐待者・養護者が本音を話しやすいよう、人・場所・タイミングに配慮して聞きとりを行う

虐待の発生要因を分析するためには、正確な情報収集が必要である。そのため事実確認では、被虐待者と養護者双方から直接話を聞きとり、正確に記録することが重要である。

本事例では、姉妹と父親に対して役割を分担して聞きとりを行ったことに加え、姉妹と父親がそれぞれ本音を話しやすいようなタイミングと場所で聞きとりを行った。現在の生活環境が乱れていることに加え、母親（妻）の死が、当該家族にとって大きな転換点だったことも聞きとった。

聞きとりの際には、被虐待者や養護者にとって自然な環境で行えるよう配慮したうえで、相手を否定することなく、相手のペースや話す内容を尊重しながら聞きとりを行うことが重要である。

ポイント③：当該家族を取り巻く関係者からも聞きとりを行い、虐待の発生要因等を明らかにする情報を収集する

虐待の発生要因を分析するためには、当該家族の生活状況や歴史、周囲との関係等についても可能な限り正確な情報収集を行うことで、虐待の発生要因をより深く分析することが可能となる。そのため、当該家族を取り巻く関係者からも聞きとりを行うことが重要である。

本事例では、姉が働く事業所の職員や卒業した特別支援学校の元担任、妹が通う中学校の担任、近隣住民や民生委員等からも、当該家族の関係性、最近の生活状況等について聞きとりを行い、当該家族に対する理解を深めた。

		アセスメント要約票		対応計画 <input type="checkbox"/> 回目用	
アセスメント要約日： 2017年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日				要約担当者： <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
障害者本人氏名： <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		性別・年齢： <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 19歳		居所： <input checked="" type="checkbox"/> 自宅（伯母宅） <input type="checkbox"/> 入所・院	
養護者氏名： <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		性別・年齢： <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 54歳		障害者本人との関係： 父 同居居の状況： <input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居	
障害者本人の希望	居所・今後の生活の希望	居所の希望： <input checked="" type="checkbox"/> 在宅（ <input checked="" type="checkbox"/> 養護者と同居、 <input type="checkbox"/> 独立） <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 不明 / 分離希望： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明			
	性格上の傾向、こだわり、対人関係等	お父さんが酔っぱらって大声を上げるのが怖いので離れたいが、落ち着いたらまた家族皆で暮らしたいとのこと。一時保護の際の意向：妹「お姉ちゃんと一緒にいたい。」被虐待者「自分も妹と一緒にいたい。」			
	本人の状態	意思疎通： <input checked="" type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 特定条件のもとであれば可能（ ） <input type="checkbox"/> 困難 <input type="checkbox"/> 不明			
		話の内容： <input checked="" type="checkbox"/> 一貫している <input type="checkbox"/> 変化する			
		生活意欲： <input type="checkbox"/> 意欲や気力が低下しているおそれ（無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目を避ける、等）			

※公益社団法人日本社会福祉士会（2013 年）『障害者虐待対応の手引き』
https://www.jacsw.or.jp/08_iinkai/gyakutai_taio/02.html から引用

【聞きとった内容を元に作成した生活史年表】

時期 (年月)	家族の出来事	長女の 年齢	二女の 年齢	父親の 年齢	母親の 年齢	補足事項 (当時の状況等)
1995年	結婚	-	-	32	30	
1998年	長女誕生	0	-	35	33	
2003年	二女誕生	5	0	40	38	
2005年	長女、特別支援学校小学部入学	7	2	42	40	
2009年	自宅購入 父、夜勤で警備の仕事始める	11	6	46	44	自宅は25年ローン（月8万円の支払い） 父親は、前職より給与の高い市内大手企業ビルの夜間警備員に転職
2010年	二女、小学校入学	12	7	47	45	
2011年	長女、特別支援学校小学部卒業、中学部入学	13	8	48	46	
2014年	長女、特別支援学校中学部卒業、高等部入学	16	11	51	49	
2016年	二女、小学校卒業、中学校入学	18	13	53	51	
2017年3月	長女、特別支援学校高等部卒業	18	13	53	51	
2017年4月	長女、就労継続支援A型通所開始	18	13	53	51	
2017年5月	母、病気により急逝	18	13	53	51	心臓の病気
2017年7月	父、退職	18	13	54	-	5月以降無断欠勤が続き、7月末に退職勧奨を受け退職
2017年8月	父、金融機関からの借り入れ開始	18	14	54	-	
2017年11月	虐待通報	19	14	54	-	

4. 虐待対応ケース会議

☑虐待対応のポイント

○虐待の発生要因の分析及び、被虐待者・養護者の生活課題の分析を行う

★虐待発生の要因分析時に押さえる視点：

- －どのような状況で虐待が起きているのか
- －何をきっかけに虐待が起きたのか
- －虐待が起きた家族の背景には何があるのか

○虐待発生の要因分析に基づいた支援方針の検討を行う

★総合的な支援の立て方：

- －当該家族の強みと弱み、関係性、今後の意向、SOSを発信できるか、支援の受入状況等、総合的に情報を整理し、短期的な対応と中長期的な対応とを分けて考える。
- －支援内容の検討の際には、支援の目標・期限・役割分担を明確にする。

☑養護者支援のポイント

- ・虐待の解消・再発防止のために、養護者の視点に立って、虐待が起きている背景を分析し、養護者の抱える課題に対してもアセスメントに基づいた支援を行う

虐待対応ケース会議

- ・虐待対応ケース会議出席者：障害福祉担当部署課長・係長・担当職員、児童福祉担当部署職員、保健センター保健師、生活困窮担当部署職員

対応

通報のあった翌日に虐待対応ケース会議を開催し、虐待の有無の判断、虐待の発生要因の分析、支援方針の検討・役割分担を行った。その際に、姉妹、父親、当該家族を取り巻く関係者から聞きとった内容をとりまとめたアセスメント要約票・生活史年表をもとに、検討を行った。

【虐待の有無の判断】

姉妹から聞きとった内容を整理し、以下の根拠に基づき虐待の判断を行った。

- ・性的虐待…泥酔した父親が夜中に「一緒に手をつなごう」と布団に入ってきて抱きつく。
「胸を触ってもいいか？」等の言動あり。
- ・心理的虐待…自らが認識するまで養護者は大声で名前を呼び続け、子どもらは恐怖してる。
- ・ネグレクト…○月○日から養護者は酒浸りで家事を一切放棄している。食事、入浴等のセルフケアも行えておらず、家も汚れている。

【虐待の発生要因の分析】

「Ⅴ 参考資料」アセスメント要約票、P154 生活史年表を参照しながら、姉妹、父親、当該家族を取り巻く関係者から聞きとった内容をもとに、当該家族全体の抱えている課題、強みと弱み、今までの家族の関係性、経済状況、周囲との関係等に着目して虐待発生の背景の分析を行った。

- ・母親（妻）が急逝したことによる寂しさ
- ・姉妹に家事全般を行う能力がないため、母親（妻）に代わって父親が慣れない家事を行わなくてはいけなくなった
- ・収入減により生活費が不足し経済的な不安が増した
- ・借金が積み重なっていくプレッシャー
- ・本当は父親としての役割を果たしたいのに出来ない不甲斐なさ
- ・父親が悩みを相談できる相手が近隣にいない

【支援方針の検討】

アセスメント要約票や生活史年表を参照しながら当該家族の課題を整理し、上記虐待の発生要因を踏まえて、課題を解決するための支援計画を検討した。

虐待対応（短期的な支援方針）

- 姉妹に対して：一時保護（通所・通学等、以前と変わらない生活が送れるよう配慮）
- 父親に対して：医療機関の受診援助・生活環境の整備（清掃等）

通常支援（中長期的支援方針）

- 姉妹に対して：将来的に自分たちでも家事ができるようになる方法を検討
- 父親に対して：アルコール多飲…アルコール専門医への受診勧奨・断酒支援
経済的困窮…生活困窮担当部署に繋ぎ、借金の返済に向けた家計管理と就労支援
- 当該家族に対して：関係部署・機関と連携し、モニタリング体制を構築する
（児童福祉担当部署、保健センター、生活困窮担当部署、姉の就労先、妹の中学校、近隣住民、父親の通院先）

【役割分担】

上記支援方針の実施に向けて、当該家族それぞれに対する役割分担と連携機関の整理を行った。

- ・被虐待者に対して：
（担当者）障害福祉担当部署
（連携先）計画相談支援専門員・就労継続支援 A 型事業所
- ・妹に対して：
（担当者）児童福祉担当部署
（連携先）中学校担任
- ・養護者に対して：
（担当者）保健センター保健師・生活困窮担当部署
（連携先）内科医・アルコール専門医

ポイント①：虐待の発生要因の分析及び、被虐待者・養護者の生活課題の分析を行う

虐待の解消、再発防止をめざすためには、虐待の発生要因の分析、被虐待者・養護者の生活課題の分析を行う必要がある。その際には、事実確認により収集した情報をもとに、分析を行うことが重要である。

「被虐待者の権利擁護と養護者への支援」を一对で考えるためには、養護者が抱えている課題にも着目することが重要であり、養護者が抱えている課題の解決や軽減に向けた支援を行うことが、虐待の解消の契機となる。

また、虐待発生 of 要因分析を行う際には、事実確認時に利用した情報整理の各種ツール（ジェノグラム・エコマップ・生活史年表・アセスメント要約票等）を用いることが有効である。（情報整理ツールの作成方法は平成 30 年度報告書 P43～46 を、アセスメント要約票の記入例及び生活史年表の記入例は「V 参考資料」を参照。）

【虐待の発生要因の分析及び、被虐待者・養護者の生活課題の分析を行う際の視点】

- どのような状況で虐待が起きているのか
- 何をきっかけに虐待が起きたのか
- 虐待が起きた家族の背景には何があるのか
- 養護者が抱えている課題は何か（養護者はなぜこのような行為を行ったのか、どうすれば解消できるか）

【虐待の発生要因の分析及び、被虐待者・養護者の生活課題の分析を行う際の留意点】

- 被虐待者と養護者のどちらも悪者にしない
- 現在起こっている状況や状態にだけ着目しない
- 複数の支援者（チーム）で検討を行う

ポイント②：当該家族の強みや弱み、関係性等に着目し、今後の支援方針を立てる

虐待の解消と再発防止に向けて、導き出した虐待の発生要因をもとに、支援方針を立てることが重要である。

その際に、(1)情報を総合的に判断して支援計画を立てること、(2)支援計画で立てた対応内容の進捗状況や達成状況を確認するために期限を設定することが重要である。

【総合的な支援方針を立てる際の視点】

- －当該家族の強みと弱み
 - （例）本事例における強み…家族がお互いに愛情をもっている、周囲に複数の支援者がいる、被虐待者・妹ともに自ら SOS を発信できる
 - 本事例における弱み…キーパーソンがいない
- －当該家族の関係性
- －今後の生活の意向
- －SOS を発信できるか
- －外部からの支援の受入状況
- －支援の目標・期限・役割分担を明確にした支援内容の検討

5. 支援の実施

☑虐待対応のポイント

- 庁内外の関係部署・機関と進捗状況の共有を行う
- 支援のゴールに対する達成状況や対応のふりかえりを行い、支援内容の調整を行う。

進捗状況・支援内容の達成状況の確認

- ・虐待対応ケース会議出席者：障害福祉担当部署課長・係長・担当職員、児童福祉担当部署職員、保健センター保健師、生活困窮担当部署職員

対応

姉妹の一時保護から2週間後、それぞれの関係部署・機関が確認した情報をもとに、支援方針で立てた目標について進捗状況を確認した。また、虐待対応ケース会議で共有された進捗状況と、支援に対する当該家族の反応やそれぞれの対応状況等を踏まえ、以下の内容で支援の調整を行った。

<進捗状況>

- ・被虐待者について（障害福祉担当部署）：
 - －就労継続支援A型事業所が送迎先の変更に対応してくれたため、以前と変わらず通所できている。通所先では虐待が起こる前のように集中して作業に取り組むようになった。
- ・妹について（児童福祉担当部署）：
 - －市営バスを利用することで、一時保護先である伯母宅から問題なく通学できている。
- ・姉妹について（障害福祉担当部署・児童福祉担当部署）：
 - －一時保護先の伯母夫妻との関係に現在のところ大きな問題はなく、落ち着いた生活を送っている。
 - －伯母に教わりながら妹と一緒に家事の練習を行っている。
 - －二人とも父親の体調を心配している。
- ・養護者について（保健センター・生活困窮担当部署）：
 - －アルコール性肝炎の治療のための内科通院を継続している。
 - －アルコール専門医の主催する断酒のための勉強会に出席した。
 - －少しずつ自宅の清掃を行っている。
 - －家計管理では、借金の整理と返済計画を立てているところ。

<調整した支援内容>

- ・被虐待者の将来的な自立に向けて、日常生活自立支援事業（金銭管理）の検討を行う。（障害福祉担当部署）
- ・養護者はアルコールの誘惑を感じることはあるものの、アルコール専門医の主催する勉強会や当事者グループへの参加により、断酒は継続している。引き続き様子をみつつ、養護者の断酒に対するモチベーションの維持を図る。（保健センター）

ポイント：期限を設定して、対応状況の確認と 支援の達成状況の評価を行う

障害者虐待対応においては、アセスメント（虐待の発生要因の分析及び、被虐待者・養護者の生活課題の分析）をもとに作成した支援計画にもとづいて、一定期間支援を行う。支援の目標・期限・役割分担を明確にした支援内容に取り組み、その都度進捗状況や支援内容の達成状況について確認を行うことが重要である。

そうした対応状況の確認の場をもつことで、達成／未達成の支援内容、解消／残された課題の整理を行うとともに、新たに生じた課題や状況の変化に応じて、次に取り組む支援内容や対応の優先順位を関係者全員で共有することが可能となる。

6. モニタリング・虐待対応の終結

☑虐待対応のポイント

○一時保護後の継続分離・再統合の判断

★分離・再統合の考え方：

- －被虐待者・養護者が今後どのような生活を送りたいのか
- －虐待再発の可能性がどの程度あるか（当該家族が SOS を出せるかどうかも踏まえる）
- －見守り体制を構築できるか（支援の拒否の有無・再発防止のための連絡体制）

○虐待対応終結の判断（通常支援への切り替え）

★終結の考え方：

- －虐待の判断根拠となった事象の解決をもって虐待対応は終結とする
- －虐待対応終結後の家族の課題に対する支援は通常支援となるため、通常支援を担当する支援者に引き継ぎ、継続して見守りを行うこととする

☑養護者支援のポイント

- ・虐待の解消・再発防止のために、支援方針にもとづいて養護者の抱える課題の解決に向けた支援も行う

分離・再統合の判断

- ・虐待対応ケース会議出席者：障害福祉担当部署課長・係長・担当職員、児童福祉担当部署職員、保健センター保健師、生活困窮担当部署職員、弁護士

対応

一時保護から 1 か月後、虐待対応ケース会議にて支援の実施状況の確認を行った。客観的な判断を行うために、弁護士にも虐待対応ケース会議への出席を依頼した。以下の内容を確認したうえで再統合の判断を行い、姉妹は自宅に戻った。

<再統合の判断時に確認した内容>

- ・姉妹、父親ともに一緒に暮らしたいと考えている
- ・姉妹は伯母宅で家事の練習を行い、以前よりも自分たちで家事を行えるようになった
- ・断酒、通院、家計管理が継続しており、虐待の再発の見込みが低くなった
- ・父親が自宅の清掃や片付けを行ったことで、生活環境の整備と衛生面の改善がなされた
- ・父親が就労につながった
- ・父親が虐待を起こさないという強い意志がある
- ・姉妹に対し、父親の飲酒や性的行為に関わらず、困りごとが発生した場合の連絡先を伝え、本人たちもその旨を了解した

虐待対応の終結の判断

- ・虐待対応ケース会議出席者：障害福祉担当部署課長・係長・担当職員、児童福祉担当部署職員、保健センター保健師

対応

再統合から半年間の期間を設け、虐待の事象が再発していないか・支援が滞りなく稼働しているかのモニタリングを行った。虐待対応ケース会議を開催し、支援の実施状況の確認、虐待の再発リスクの確認を行った。以下の内容を確認したうえで虐待対応を終結と判断し、通常支援に移行した。

＜虐待対応終結の判断時に確認した内容＞

- ・断酒、通院、家計管理が継続しており、虐待の再発の見込みが低くなった
- ・父親が就労につながり、借金返済の見通しが立った
- ・父親が虐待を起こさないという強い意志がある
- ・関係部署・機関と連携して見守り体制を整備し、当該家族に緊張状態が発生しそうな場合には、連絡、情報共有がなされることを確認している（見守りネットワーク：保健センター、生活困窮担当部署、就労継続支援 A 型事業所、中学校、内科医、アルコール専門医、父親の勤務先企業、民生委員、近隣住民、障害福祉担当部署、児童福祉担当部署）
- ・姉妹に対し、父親の飲酒や性的行為に関わらず、困りごとが発生した場合の連絡先（上記関係部署・機関）を伝え、本人たちもその旨を了解した

ポイント①：分離・再統合は、被虐待者の意向や養護者との関係等複合的な情報をもって判断する

虐待から保護するために一時保護をした場合、どのようなタイミングで、どのような状況になったら、再統合を行うか判断する。虐待によるストレスやショック、急激な環境の変化により、一時保護後すぐは本人たちが「考えること」が難しい状態にあることも考えられる。落ち着ける場所で、心と体の調子が整ってから、今後の生活についての意向を聞きとることは、本人たちの冷静な判断を引き出すために有効である。

また、養護者や当該家族が抱える課題が短期間で解消することは稀である。したがって、(1)虐待の判断根拠となった事象と、養護者や当該家族が抱える課題を切り分けて考えること、(2)ある程度の期間を設けてモニタリングを行い、虐待の事象が解消しているかどうかを見極めることが重要である。併せて、虐待の再発リスクが高まった場合に備えるために、どのようなことが起こったり、どのような状況になったら再度虐待として対応するかという取り決めの共有や、迅速な連絡や対応を可能とする体制を整備する必要がある。

以下の点を確認して再統合の判断を行うことが重要である。

【分離・再統合を行う際に確認する視点】

- 被虐待者・養護者が今後どのような生活を送りたいのか（落ち着いた状態で聞きとり）
- どのようなことが起こったり、どのような状況になったら再度虐待として対応するか
- 虐待再発の可能性がどの程度あるか（当該家族が SOS を出せるのかも踏まえる）

ポイント②：「虐待の判断根拠となった事象が解消＝虐待対応の終結」と考える

養護者や当該家族が抱える課題は多様で、家族の関係性や歴史等が複雑に絡んでおり、虐待対応期間中に全ての課題を行政職員や近隣住民、当該家族を取り巻く関係者の力で解決することは困難である。

そのため、「分離・再統合を行う際に重視する視点」（前頁）と同様に、虐待対応を継続する必要があるかどうかを判断し、「虐待の判断根拠となった事象が解消＝虐待対応の終結」と考え、関係部署・機関に引継ぎ、通常支援に移行する。

国手引きでは、障害者虐待防止と対応の目的を「障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援すること」と記載している（国手引き P18）。虐待対応終結後も、当該家族を取り巻く関係者と協力しながら、虐待が再発した場合の連絡体制を整えて、地域で暮らす家族の生活を支援する、という認識を持つことが重要である。

【虐待対応終結時に確認する視点】

- 被虐待者・養護者が今後どのような生活を送りたいのか
- どのようなことが起こったり、どのような状況になったら再度虐待として対応するか
- 虐待再発の可能性がどの程度あるか（当該家族が SOS を出せるかどうかも踏まえる）

7. 見守り・通常支援

☑虐待対応のポイント

- 虐待対応の終結後も関係部署・機関による継続した見守りを行う
- 必要に応じて適宜、障害福祉担当部署も関与したり、引き継ぎ先のケース会議に出席し、情報共有する（見守りを担当している部署・機関に任せきりにしない）
- 事例対応のふりかえりを行う

継続的な見守り

- ・見守りネットワーク：保健センター、生活困窮担当部署、就労継続支援 A 型事業所、中学校、内科医、アルコール専門医、父親の勤務先企業、民生委員、近隣住民、障害福祉担当部署、児童福祉担当部署

対応

被虐待者・妹・養護者それぞれの担当部署間で、何か新しい動きや変化があった際には共有することとした。また、日常的に当該家族と直接関わりのある人物に対し、当該家族に何か不穏な様子が見られた際にはすぐに連絡するように依頼した。

事例対応のふりかえり

- ・虐待対応ケース会議出席者：障害福祉担当部署課長・係長・担当職員、児童福祉担当部署職員、保健センター保健師、生活困窮担当部署職員、弁護士

対応

外部の視点を入れたふりかえりを行うために、弁護士にも虐待対応ケース会議への出席を依頼した。会議では、事例対応に対するより客観的なフィードバックを得た。

<出席者からのフィードバック>

《よかった点》

- ・一時保護までの対応の迅速さ
- ・アセスメントに基づいた家族全体への支援
- ・役割分担を明確にした多機関連携
- ・判断根拠の明確さ
- ・虐待対応終結後の見守りの実施

《改善点》

- ・緊急時における関係多機関間での日程調整の難しさについては、今後も検討が必要である

ポイント：事例対応のふりかえりを行う

障害者虐待対応では、必要な支援に繋ぎ通常支援に移行した後も、定期的に状況の再確認を行い、支援を調整していくことが重要である。また、虐待対応終結後に外部の視点を取り入れたふりかえりを行うことで、実施した対応の確認と、今後への改善点の洗い出しを行うことができる。

また、ふりかえり会議の際に議論された内容を支援記録に残しておくことで、担当者の異動があった際にも直近の支援状況が分かり、スムーズな引継ぎを行うことができる。

- 進行中の全ての事例に関して定期的に経過の再確認と支援の見直しの場を設ける
- 外部の視点を取り入れた終結事案の対応のふりかえりを行い、改善に繋げる

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 23 年法律第 79 号)

目次

第一章 総則（第一条－第六条）

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条－第十四条）

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条－第二十条）

第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条－第二十八条）

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条－第三十一条）

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条－第三十九条）

第七章 雑則（第四十条－第四十四条）

第八章 罰則（第四十五条・第四十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一项に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が

設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十六項に規定する移動支援事業、同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サ

ービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

（養護者による障害者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の主務省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法という知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障

害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

- 3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者の日常生活及び社会生

活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障

害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（船員に関する特例）

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

（公表）

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（市町村障害者虐待防止センター）

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援

を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（都道府県における連携協力体制の整備）

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

（周知）

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

（障害者虐待を受けた障害者の自立の支援）

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究）

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の一項を加える。

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、

又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令

（平成24年政令第244号）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める事業主は、障害者（同条第一項に規定する障害者をいう。）が船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十二項に規定する派遣船員である場合において当該派遣船員に係る同条第十一項に規定する船員派遣の役務の提供を受ける事業主とする。

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成 24 年厚生労働省令第 132 号)

最終改正：令和 5 年 3 月 31 日厚生労働省令第 48 号

(法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業)

第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第七項に規定する障害児相談支援事業とする。

(市町村からの報告)

第二条 市町村は、法第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第七項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第二条第四項に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所（以下「障害者福祉施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第四項に規定する障害支援区分をいう。以下同じ。）その他の心身の状況
- 三 障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等（法第二条第四項に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容
(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種
(市町村からの通知)

第四条 市町村は、法第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第八項に規定する使用者による障害者虐待（以下「使用者による虐待」という。）の事実が

認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 二 使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者（以下「被虐待者」という。）の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分その他の心身の状況及び雇用形態
- 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 使用者による虐待を行った使用者（法第二条第五項に規定する使用者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 五 市町村が行った対応
- 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容
（都道府県からの報告）

第五条 都道府県は、法第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は法第二十三条の規定による通知を受け、当該通報、届出又は通知に係る事実の確認を行った結果、使用者による虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 二 被虐待者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分その他の心身の状況及び雇用形態
- 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 五 都道府県及び市町村が行った対応
- 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容
（船員に関する特例）

第六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による虐待に係る前条の規定の適用については、「都道府県労働局と」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関と」と、「当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」とする。

（厚生労働大臣による公表事項）

第七条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 使用者による虐待があった事業所の業種及び規模
- 二 使用者による虐待を行った使用者と被虐待者との関係
（法第三十条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める施設）

第八条 法第三十条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一日に保育する乳幼児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児又は同項第二号に規定する幼児をいう。以下同じ。）の数（次に掲げるものを除く。）が五人以下である施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの
 - イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児の数
 - ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児の数
 - ハ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十二の二第一項に規定する組合が当該組合の構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の監護する乳幼児の数
 - ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児の数
 - ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児の数
 - ヘ 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数
 - ト 病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数
- 二 半年を限度として臨時に設置される施設
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

【参考文献】

「障害者虐待防止マニュアル 行政・支援者が障害者虐待に適切に対応するために」
NPO法人 PandA-J
(平成 20 年度厚生労働省障害保健福祉推進事業)

「サービス提供事業所における虐待防止指針及び身体拘束対応指針に関する検討」
特定非営利活動法人 PandA-J
(平成 22 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/dl/seikabutsu10-1.pdf>

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」厚生労働省老健局（令和 5 年 3 月）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html

「養護者による高齢者虐待対応の手引き」社団法人日本社会福祉士会（中央法規出版株式会社 平成 23 年 7 月）

「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議（平成 13 年 3 月）

「障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究」
平成 25 年度 厚生労働科学研究 障害者対策総合研究事業 研究代表者 志賀利一
(平成 26 年 3 月)

http://www.nozomi.go.jp/publication/PDF/H25_kouroukaken_2.pdf

「障害福祉サービス事業書等への指導監査の在り方に関する調査研究」
公益財団法人日本発達障害連盟
(平成 29 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307948.pdf>

厚生労働省
障害者虐待防止法ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/